

兼々内願之趣も有之候に付、思食を以、御補佐并加判之列御免、溜詰被仰付、被任少將、
右於御前被仰付之、以上、柳警日次記、

同六甲寅年八月三日、采女正より丹後守、勘三郎、甚八へ渡書付、

海邊御備之儀、伺之通被仰出候得共、猶亦御再考被遊候處、諸國之御料、并私領海濱も不少事に候得は、窺濟之場所のみ堅固相成候ても、諸國浦々御手當不行届節は、其詮も無之候間、實用之勘辨有之候様にどの御沙汰に候、依之一同申談候處、右御場所之内、先浦賀奉行御役所向など被取建、其外は速連に取懸り候姿に相成候ても可然哉、且土着寄合をはしめ、上番、下番とても同様之儀、人情においては不容易、箇様之類は先被見合、此上追々御固め番所等之分計出來居候得は、遠境と申にも無之、萬々一異國船等寄せ來候とても、小人数に候は、神速之儀も可有之哉に候得共、論するにたらず、多勢船數に候は、前方にも相知可申儀、其節に至り、勤番之姿にて、寄合又は上番、下番被遣、時急に寄ては其餘人数も被差向候は、御備は相立可申哉、前文之

御趣意を以相考候得は、日本國一體之御備は、土地之御要害而已にか、はるへき筋とも不被存、極意之處は兼て御世話も有之、武藝等彌御引立、御武徳を以、御備被遊候外は有之間敷御事にて、土地之要害而已にか、はる儀には無之、然ればとて可備御場所を捨置候事は、決て有之間敷事、尤初被仰出候御趣意被改さる儀に候得は、此上御手輕に御實用之御備相立候様致し度事に候、此處厚評議いたし、存慮之趣、無遠慮可被申聞事、某氏書○按するに、此候事は決て有之間敷事あるに、御備御場所を捨置さいふにはあらず、極意の地もより嚴整せらるへき御趣意たること必せり、既に文化年中、相摸國及び安房、上總兩國の海防を命ぜられしにて察知すへし、
文化四丁卯年十月廿三日、御先手御鐵砲方兼勘井上左太夫、伊豆國下田、相摸國浦賀及び安房、上總兩國の海岸を見分すへき旨命せられ、十一月八日、御暇賜物あり、同五戊辰年四月九日、浦賀奉行岩本石見守及び井上左太夫、御代官大貫次右衛門に、また下田、浦賀邊の見分を命せらる、同秋、上總國富津村に關す、に御徒目付を遣はさる、これ西實、丁卯兩年、魯西亞人、蝦夷地の再令ありしなり、同七年二月廿六日、伊豆、相摸、安房、上總海防の事を、松平少將定信、松平金之助資業二人に命せらる、其事御備場之上總の條にあり、

文化四丁卯年十月廿三日、

御先手 御鐵砲方兼帶 井上左太夫

下田、浦賀并安房、上總邊海岸爲見分可被差遣之、
下田、浦賀御備之儀、岩本石見守にも申渡置候間、委細可申談旨、

右、於桔梗間、堀田攝津守按するに、若年寄正教、申渡、
同年十一月八日

御先手 御鐵砲方兼帶 井上左太夫

金三枚
右下田、浦賀并安房、上總邊海岸爲見分罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、伊豆守按するに、松平信、申渡、若年寄中侍座、
同年十二月十五日、月並御禮有之、御白書院御勝手より

御先手 御鐵砲方兼帶 井上左太夫

同五戊申年四月九日、
金五枚
浦賀奉行 岩本石見守

同三枚

御先手 御鐵砲方兼帶 井上左太夫

右下田、浦賀邊へ爲御用罷越候に付被下旨、於芙蓉間、老中列座、備前守按するに、牧野忠精、申渡之、若年寄中侍座、

御代官 大貫次右衛門

金二枚
右同斷に付被下旨、於御右筆部屋縁類、同人申渡之、

同年六月朔日、月並御禮有之、御白書院御勝手より

御先手 御鐵砲方兼帶 井上左太夫

御納戸構

御先手 御鐵砲方兼帶 大貫次右衛門以上、
柳警日次記、

文化五年、御奉行岩本石見守殿、御鐵砲方御先手御兼帶井上左太夫殿、御代官大貫次右衛門殿、伊豆、相

摸、安房、上總國之内、大筒御臺場御目論見、浦賀御番所、御役所、三崎御役宅、下田御用所御普請御目論見御用廻補被成候、右御用掛り組頭金澤友右衛門、目付役今西幸藏、封印役田中惣次郎、向井伴藏、土屋造酒右衛門被仰付相勤申候、依之御扶持方一倍増、雜用金一ヶ月一兩宛、宿代銀一ヶ月銀半枚宛被下置候、浦賀同心由緒書、

文化五年八月十二日、堀田攝津守渡御書付

御目付

御徒目付 梶川清次郎

右、上總國富津に罷越候に付被下候、御勘定奉行可被談候、文化年録、

文政六癸未年、松平久松越中守定永、安房、上總の海防を免させられ、其御備場を御代官森覺藏に預けらる、證は、御備場の部、浦賀并安房、上總の條にあり、相摸の方も、去る三年松平屋後守察案可引受、御免有て、同四年より浦賀奉行の持となる、同年五月廿五日、覺藏見分として彼地に赴くにより、御暇賜ものあり、

文政六癸未年五月廿五日、

金三枚

御代官 森 覺 藏

安房、上總御備場爲見分罷越候に付被下之、右、於御右筆部屋縁類、出羽守按ずるに、老中水野忠成、申渡之、駿河守按ずるに、若年寄植村家長、侍座、同年七月朔日、入御之節御通懸御目見、御黒書院御勝手、

安房上總御備場見分御用仕廻御目論見御代官 森 覺 藏以上、
文政年録、

通航一覽附錄卷之十三終

通航一覽附錄卷之十四

海防異國船部十四

按するに、此段は異國船渡來、漂着或は漂流の本邦人を、其國より護送ありし時、其處置の令條等を列載する所なり、其序次總括といふを第一とす、こはすへて、かの船處置の規定たるによりてなり、其餘は考證の年序を逐て、阿蘭陀、諸厄利亞等、每國の事を排列し、各其國名を題して便覽とす、凡異船處置の事は、もと南蠻船の古例に據りしものなれば、彼例と警校照應して、はしめて其首尾を知へし、但し古代の來歴は、御備場の部及び本編各國の部に論したれば、こゝに略す、

○總括

寛永十七庚辰年、異國船何國の浦に漂着すとも、長崎に護送あるへき旨令せらる、長崎志に、これを十八年の事にせしは誤りなるへし、但し御書付に、此以前御仕置の如く云々あるに、是より先、既に此規定を定められしなるへけれども、いま所見なし、また正保三年十月廿四日、四國、中國、西國の輩に、かの船處置の書付授けらる、されども其書今また所見なし、貞享三丙寅年八月、また其よしを觸らる、

寛永十七庚辰年六月三日、南蠻かれうた船按ずるに、商船の稱呼に、渡來のとき、速に斬罪に行ふへき旨御書付の内、

かれうた外、唐船并異國船着岸之時は、此以前御仕置之如く、早く船中之人數を改め、陸地へ上せ、長崎へ可送遣之事、古記録、

寛永十八辛巳年、唐船、阿蘭陀船并朝鮮船共に何國へ令漂着とも、其處より挽船を相添、長崎御奉行へ可送届旨被仰出之、其外諸外國之船并人とも、何方へ漂着之節も可准之、長崎志、

正保三丙戌年十月廿四日、松平長門、松平新太郎、松平右京大、松平土佐、松平阿波、松平安藝、伊達遠江、松平出羽、細川肥後、鍋島信濃、立花左近、有馬中書、右十二人福州落居之由注進有之趣奉書、按ず、此御書は、唐國福建省臺灣府之部、并異國船來朝之時、御仕置之覺書、右之家來殿中へ召寄、伊豆、對馬、按ずるに、伊豆は松平信綱、對馬は阿部重次、被渡之、歐州日記、て、ともに老中なり、被渡之、柳營年表記録、貞享三丙寅年八月廿七日、御書付之内、

領内之海に、異國船風にはなたれ見え來り候は、

早々番船を附ならへ、長崎奉行の早速注進仕、可致相談事、

右之通、急度事かましく在所へ申遣はずに不及事也、甘露齋、

寛政三辛亥年九月朔日、異國船漂着の時は、先其形勢を試み、もし敵對のきさしあらは速に打沈む可き旨、及び隣領申合せ等の事を令せらる、其後海邊處置の事によりて、觸らるゝむねしはくゝなり、

寛政三年辛亥年九月朔日、

先頃筑前、長門、石見之沖に、異國船一艘漂流之様子にて、無程乗はなれ候儀も有之、又地先ちかく寄り候儀も候而、彼是日數八日程之内、右之趣にて候之處、當時者帆影も不相見趣に候、總て異國船漂着候は、何れにも手當いたし、先船具は取あけ置、長崎へ送り遣はし候儀、夫々可被相伺事に候、以來異國船見かけ候は、早々手當人數等差配り、先見えかゝり、事かましく無之様にいたし、筆談役或は見分之もの等出し、様子相試み可申候、若拒み候様子に候は、船をも人も打碎き、無貪着筋に候之間、彼船へ乗移り迅速に相働き、切捨等にもい

たし候は、召捕候儀も尤可相成候、勿論大筒火矢环用候も勝手次第之事に候、筆談等も相整ひ、又は見分等をも不相拒候趣に候は、成丈穩に取計ひ、右船をは計策を以なり共繋置、船具等をも取あけ置、人をは上陸いたさせ番人付置、立歸り不申様致し、早々可被相伺候、若及異議候は、捕へ置可被申候、異國之者は宗門之所をも不相分儀に付、番人之外見物等をも可被禁候、右漂流一二艘之儀にも候は、前文之通り可被相心得候、若數艘にも及び候歟、又は數少く候とも、最初より嚴重に不取計して難成様子候は、其儀は時宜次第たるへき事に候、尤右體之節は、都て最寄領分へも早々申通し、人數船等も取揃へ可被差出候、

但、出張之陣屋、又は小領等にて、其場に大筒之類有合不申候は、最寄之内所持之場所より、申し談し次第早々差越、取計候様可被心得候、

右之趣可被相心得候、尤其時宜により、取計ひ一定致しかたき事に候得共、事に臨み伺を經候ては、圖を失ひ可申儀に付、先大概心得之趣相達候條、其餘之作略は、時宜により可被計事に候、兼て議定いた

し置可然節は可相伺候、取計ひ行届候儀に至り候

は、御沙汰之程も可有之候間、成丈可被心配候、尤家來とも格別出精之者は、名前等をも可被書出事、

九月

右御禮過、萬石已上之面々居殘被仰付、松平伊豆守申渡、

同月二日、攝津守按ずるに、若年寄堀田正敦、渡御書付、

同文言

右之通、萬石以上之面々相達し候間、爲心得相達候、

九月

同四壬子年十一月八日、

異國船漂流之節取計ひ方之儀に付、去亥年相達し候趣、領中は勿論、隣領等へも、兼て手當可被申合せ置事に候、前以議定いたし置可然筋は、可被相伺旨、去年中相達候儀にも候間、兼々手配いたし置候船人數、其外大筒有無、并一體之心得方、隣領申合之趣等、委細書付にて可被差出候、尤不時に御役人御用序等之節、相越手配之様子見分いたし候事も可有之候間、右様之節早速人數差出し、手配備之様子等

見分を請候様可被致候、

但、前々より右手配、且隣國之申合等、仕來候場所之儀は、右前々より之取計之次第、并去年相達し候以後申し談等之趣も、可被書出候事、

右之通、海邊領分有之萬石以上之面々可被達候、

十一月

同年十二月廿七日、

異國船漂流手當之儀、度々被仰出候事故、いつれも油斷は有之間敷候得共、海邊備向は成丈手厚に可被致候、公儀にても以前は、下田、三崎、走水等、所所奉行等も被差置、御船手組浦々見分も被仰付、其上海邊御備向、寛永之頃追々御内調有之候處、中頃より被廢候に付、按ずるに、寛永の頃御内調ありしは、南蠻船時、走水の兩番所を廢し、談來禁制の事より起りしなり、元禄九年三た下田のみを存せらる、段々御穿鑿之上、右等之御趣意を被復、海邊御備有之上にも、猶手厚に被仰付候御趣意に候間、何れも此趣を相心得、手當嚴重に可被申付候事、

右之趣、萬石以上、爲心得無急度可被咄置候事、

十二月

同五癸丑年三月、

異國船漂流手當之儀、前以被仰出候事に候得共、行届兼候場所も有之哉に付、近年度々備向之儀被仰出候事に候、勿論一時之儀にも無之、永久之備に候得者、往々手當怠りなく、いつとて手當届候様相心得、人數、船方調練等、兼て獵坏之節相試、武器修理等も不怠心掛、常々無油斷儀勿論に候、船見番所等取立候にも、後來之處勘辨いたし可被申付候、出張所等は繪圖を以可被伺候、一旦之被仰出之様に相心得、當時俄に嚴重に候ても、後々難行届様にては甚以如何に候、且又右等之用度に付、用金等之沙汰に及び、下々難儀いたし候儀などは有之間敷事に候、此等之趣、よく可被相心得候、

右之通、海邊領分有之萬石以上之面々々相觸候間、爲心得相達候、
三月
三月十七日、堀田攝津守殿、
同文言

同九丁巳年閏七月廿九日、
異國船見掛候節之儀取計方、寛政三亥年相觸候趣、彌無油斷申付有之候様可被致候、近來漁船等邂逅沖合にて、異國船見掛候類、沙汰も有之候間、相達し候事に候條、可被得其意候、
右之通、萬石以上之面々々可被相觸候、
閏七月

同年十二月晦日、備中守^{按するに、老渡、中太田實受}、
異國船漂着之節之取計、寛政三亥年委細相達置候趣勿論に候得共、若心得違候て、此方より事を好み、手荒成働仕出候て者不宜候、先方より重々不法之次第相決、不得止事節は格別之儀、先は可成丈計策を以なりとも、緊留注進可有之候、總て異國船者漂着候ても、海上へ向候て者石火矢打候ならばし之趣に相聞え候得者、無事故に右に乘し卒爾なる取計、此方より仕出候儀無之様に可被入念候、
且又、全く海邊之所領者無之面々々迎も、近領助力之次第は、先比相達候通に候間、人數等差越候儀者、猶又心掛可被置候、
右之趣、先達而觸置候面々々可被達候、

十二月^{以上、寛政年録、憲法部類編}

文化四丁卯年七月朔日、是より先、御制禁の異國船漂着して薪水を願ひし時、長崎譯司他の國名を偽り、これを與へ來りし事、然るへからず、自後薪水のみのおいては、假令御制禁の國たりとも、與へられんこと然るへき旨、林大學頭建言す、同年十二月廿八日、海岸の手當、私領の事は領主の處置に任せらるゝにより、備へ向堅固に申し付へき旨、陸奥、出羽、越後、常陸四箇國の輩に命せらる、

文化四丁卯年七月朔日、林大學頭言上、
長崎表通辭共仕辭にて、都て唐和蘭之外、異國船水木を乞候ために湊入有之候節は、若御制禁之國にて御座候得者、其實之名をば不申、御制禁に無之國名を程能取付申立候事之由、或は又、一向いつれの國共、分りかたきなど、申紛はし申候事も有之候由、右之通前々仕來候處、先年筑前之間役、^{按するに、此間役の事、正保四年よりはしまる、非常の事間たる時は、速に其主人に告へきため、諸家より長崎に置る家人の事なり、諸蠻國之事辨へ候もの詰合候て、通辭申候とは、其國號違ひ候段、何心なく申候得は、通辭共承之大に憤り、其時之奉行に内々何と申出候哉、奉行より筑前へ}

相達、右間役國元へ差戻し、外之者を引替に相成候由、右之趣古賀彌助咄にて承之候、依之相考候處、此後オロシヤ屬國又は交通之國を以、此方を伺ひ候ため水木乞候など、名付、泊船可仕も難計、其節實々之國名を申さず、仕辭之通り仕候ては御大切之事に候間、篤と長崎奉行へ御沙汰有之、水木を乞候計之事、たごひ御制禁之國にても不苦譯を御立有之、以後急度實々之國名を申出候様に、厚く被仰渡事と奉存候、昨日昌平坂において風と承り候處、長崎奉行出立も間近に相成候由に付、取急き此段申上候、以上、

卯七月

林 大學 頭^{文化四丁卯}

^{亞墨利加船渡來記○按するに、松平伊豆守信明、この比元老たれは、其處置に出るもの多かるへし、されば此書付は同人に達せしならん、嘆詠餘話にも、また、此事を論ず、左に附載す、}
享和元年辛酉年、肥前國五島へ、印度の南島地閣といふ所を出帆せし乗合船一艘漂着ありしを、長崎港へ相廻され御吟味ありし時、筑前の家士青木某といふもの長崎屋敷に詰合しか、此男頗諸蠻國の事辨へしものにて、其節通事かたよりの書上を見て、地名相達のよし何心なくいひければ、通事等不快

に思ひて、其開役まで云々の事断りし故、據なく青木は本國へ差戻されしよし、予按するに、この書撰者は、予さいふもその誰なるかを知るへからず、近頃其傳説を聞き、曾て其書上を見るに、最初の書上に、水主の内にはボルネヲ、リユコーニアと申所の者も罷在云々、又後には乗組の内、リユコーニヤ又ルソンの者も有之候よし、併いづれも洋中にて死去云々、又一通には、ボルネヲ國の内リユソンと申所の者有之、右呂宋國之リユソンにては無御座候人々、これ前後申し紛しなり、青木は通事の仕癖をしらす、思ひしまゝを不審せしなるへし、リユコーニア一名リユソン、また西蠻の人名つけてマニラといふ、これに唐土の人は呂宋といふ字を填めしなり、此呂宋は廣東以南遠洋の海中にある大島にて、もとよりボルネヲ島中に屬する地にあらず、おのつから別地なり、右呂宋は天主教を崇奉し、いにしへ我邦に來りて其旨門を弘めしか、漸く國を害する邪教なるを以て、再び渡り來る事を止めらる、以來我邦の人、その宗門の國々へ至るは勿論、其人と同宿たりとも致すまじきとの御禁令あり、ゆゑに我邦の人ほもとより、他

方のものたりとも、其土に至り、其人に出會しいふこと聞えては、御吟味厳しき事なりとぞ、すなはち此節の地圖乗合船の中、既に其土人も在しと聞え、其者どもは死去の後なれども、地名をあらはす事故、右のこゝく申し紛らし、これを避けたるなるへし、かくの次第にて、異國にては唐、阿蘭陀の外は、入津御法度となり、長崎は勿論諸國ともに、異國船見ゆる事あれば、御吟味厳しき事にて、異船入津まは我諸州の人異國へ漂着せるもの、唐船より送り來る事あれば邪宗の國々へ至るか、分て呂宋、阿媽港等へ漂せし事はなきやと細に吟味し、又たまゝ、外國船見ゆれば、其類族の異船來着にてはなきやと、深く御吟味をこけ給ふ事と聞ゆ、これ通事等其任重くして、尤慎むべき事ならん、しかるに是まで數日の内、其國に由緒ある人々乘來る船もあり、又此方の漂船中にはからず其御禁國へ漂着せしも聞ゆ、其來船はその筋にあらず、漂船も求めて其土に到らず、ごちらも子細なく見えても、もしや其筋にてはなきやと會議極めて煩はし、或は其筋に似つこらしき事ありては、來船も漂船も御

糺明殊の外嚴敷、萬事手間とり埒明さるゆゑ、人皆心を勞し、來船は邪法を弘め來るものにあらず、漂流人は其土にいたり法を受來るものにあらずと、内吟味わかるときは、見すゝ其土人の或は乘來り、又正しく此方の人其土地に入たるものにて、多くはその國地の名をあらはさず、取計らひて書上相濟す事、通事其の仕癖仕來と思はるゝなり、これ或は心得違ひの僻事ならんかと、常に思ひ過せしなり、つらとこれをおもふに、渺漫たる大洋を航海する船々、先々を擇みて漂着すへきやうもなく、又御禁止の國なればとて、外國の船日本地へ漂流すまじきやうもなし、又中には彼かこゝろありて來津する事もあるへし、これはいつれもよく聞糺し、往たるならば往たるなりに、明白に言上なさしめ、怪しきはあやしき形りの御仕置もあるへし、又其土に據なくいたりしとて、其宗體に歸依せし様子ならずは、猶委しく其事由を尋索り、いまの彼土の風俗もいかゞと聞置れたき事なり、又外國船こゝに來る事あらは、其筋の國地は勿論、其邪宗の船にてあらざるも、何の子細ありて來津、また

いかにして漂着といふことも詳に糺問し、其模様により如何様にも取扱方あるへし、しかるに彼と此との漂船來船相共に、少しも禁國の名聞え、其土人等乗組あふかこときは、成たけ口をとめ、差合なき國名はかりにて事を濟すは、却て御趣意に違ひたる事なるへし、これ唯其怪敷模様なれば、はやく御吟味埒明むといふことを、主にせしの取計ひとおもはるゝなり、嘆詠餘語、
文化四丁卯年十二月廿八日、
領分海岸附之場所、先達て中川飛驒守、遠山金四郎、村上監物按するに、飛驒守は大目付、金四郎、村上監物は御目付、監物は御使番なり、見分之上、異國船防之儀、委細申聞候次第も有之候得共、私領之儀は領主之取計に可被任筋に付、備場所等逸々に不申達候條、猶又得と勘辨を加、手當可被申付候、勿論異國船海上に船掛り難相成場所は、備方間遠にても不苦候、湊口又は船懸り相成候場所、手拔無之様、被申付候儀專要に候、新規に遠見番所、大筒場等設候分は、其段可被申聞候、難決儀も候は、飛驒守、金四郎に可被承合候、
右之趣、陸奥、出羽、越後、常陸浦々領知等有之面々

わ可被相觸候、

十二月憲法類集、

文政八乙酉年二月十八日、異國船打拂の事を令せらる、これ近來諸厄利亞船横行の事ありしによりてなり、

文政八乙酉年二月十八日、駿河守被するに、若年渡、異國船渡來之節取計方、從前々數度被仰出有之、オロシヤ船之儀に付ては、文化之度改て相觸候次第も候處、イギリス之船、先年於長崎又狼藉、近年は所所わ小船にて乗寄薪水、食料を乞、去年に至り候ては狼に上陸いたし、或は廻船之米穀、島方之野牛等奪取候段、追々横行之振舞、其上邪宗門に勤め入れ候致し方も相聞え、勞難被捨置事に候、一體イギリスに不限、南蠻西洋之儀は御制禁邪教之國に候間、以來何れ之浦方においても、異國船乗寄候を見受候は、其所に有合候人夫を以、有無に不及一圖に打拂、逃延候は、追船に不及、其分に差置、若押て上陸いたし候は、搦捕、又は打留候ても苦しからず候、本船近付居候は、打潰し候共、是又時宜次第可取計旨、浦方末々之者迄申合、追て其段相屆候様改

て被仰出候間得其意、浦々備手立之儀は、土地相應實用專一に心掛、手重過不申様、又怠慢も無之永續可致便宜を考、銘々存分に可被申付候、尤唐朝鮮、琉球など、其船形人物を可見分候得共、阿蘭陀船は見分も相成兼可申、右等之船萬一見損し相誤候共、御察度は有之間敷候間、無二念打拂はせ、見懸圖を不失様取計候處、專要之事に候條、無油斷可被申付候、
右之趣、可被相觸候、
二月

國々の廻船漁船、海上において異國之船に相親み候儀は、從前々御法度之事に候、今般浦々において、異國船乗よせ次第可打拂旨改て被仰出候間、船方漁民等彌嚴重に相守、船之乗筋等、可成たけ異國船に不出會様心懸可申候、若異國人に親み候儀を隠し置、後日相顯る、においては可被處嚴科候、有體に訴出候は、一旦同意之者にても御褒美可被下候間、不相包可申出もの也、
二月

右之趣、浦々わ建札いたし置候様、向々わ可被相觸

候、

異國船國々の渡來、或は於海上出會候節、向々より之届書、多分荒増之儀のみ申聞、内實之事情は難相分儀も有之候間、以來浦方末々迄も、不相包有體に可申出旨、兼々申合置、兎角事實無相違様申聞候儀可爲專要候、今般異國船打拂之儀被仰出候も、事を好み候筋には無之候得共、近來之様子難被捨置次第に付、被仰出候事に候條、精々入念可被申付候、
二月御徒方萬年記、御書付留、

○阿蘭陀船

慶長十四己酉年、阿蘭陀國主より書簡及び方物を捧けて、入津の地賜はらむ事を乞ふ、よて七月廿五日、肥前國松浦をその港と定め、また商館も賜はり、永く隣交を修せらるへき旨の御返簡、及び渡來の船いつれの浦に着岸すとも、妨げあるまじきよし御朱印を賜はる、元和二年八月十六日、また何地に漂着すも、相違あるまじき御朱印を許賜す、其後寛永十八辛巳年、入津の地を肥前國長崎に改めらる、證は、この國の部、入津并呈書御返簡御朱印拜賜の條にあり、本編、
寛永二十癸未年六月、阿蘭陀船陸奥國南部浦に漂着して十三人上陸せしを、領主南部山城守重直か家人

捕へて江戸に送る、證は、また本編此國の部、漂着れし後、同年十二月二日諸大名に令せらる、旨あり、
寛永二十癸未年十二月二日、

當年異國船、奥州之浦へ就乘廻候、於南部之浦被相尋候處、阿蘭陀船遭風波之難、漂海上之由依申、召寄途穿鑿、彌申分無紛候、因茲長崎かびたんを呼寄詮議候處、彼船じやがたらと申所より出、伴天連并吉利支丹宗門之族不乘來段、體に申に付て被聞召分、以來自然遭難風、日本之内何之所へ相着候共、無氣遣揚陸地、其所之守護人へ申斷、船中人數をも改めさせ可申之由念入返遣候、然者向後若御領内浦へ、阿蘭陀船於着岸は改之、其船に番之者を附置、様子具に可注進旨上意に候、不及申候得共、阿蘭陀儀は御代々日本令渡海、商賣仕事に候間、守右之趣其斷申候は、搦捕又は打擲等不致様に可被念入候、以上、
未十二月二日

阿部豊後守
松平伊豆守長崎守は老中阿部忠秋なり、伊豆守は前に注す、
○諸厄利亞船

慶長十四己酉年、諸厄利亞人にはしめて渡來の御朱印を賜ふ、證は、本編此國の部、渡來通商願、附呈書御返簡の條にあり。

元和二丙辰年八月八日、かれは邪教の國たるにより、何れの浦に着船すとも、商賣をゆるさずして、長崎及び平戸に送るへき旨、年寄衆より海岸の輩に達す、

元和二丙辰年八月八日、追て、唐船之儀は何方へ着候共、船主次第賣買可仕旨被仰付候、以上、

急度申入候、仍伴天連門徒之儀堅御停止之旨、先年

按するに、慶長十七年なり、相國様御事なり、被仰出候上者、彌被

得其意、下々百姓以下に至迄、彼宗門無之候様に可

被入御念候、將又黒船いざりす船之儀、右之宗體に

候間、御領分着岸候共、長崎平戸へ被遣之、御領内に

て商賣不仕候様尤候、此旨依上意如此候、恐々、

八月

安 對馬 土 大炊

酒 備 後 本 上 野

酒 雅 樂 令 條 條 〇 按するに、此御書宛所を

本多正純、備後酒井忠利、大炊は、土井利勝、對馬は安藤重信なり。

同年同月廿日、また渡來の令條を賜ふ、其趣は諸厄利

亞國より日本渡來の商船、肥前國平戸にて賣買すへし、他所は許さず、たとへ風濤のために漂着すとも、日本の地において妨げあるへからず、かつ諸役免除せらるへしとなり、同七辛酉年より其渡來中絶し、延寶元癸丑年五月にいたり、長崎に來りて再び通商を願ひしかども、邦禁の波爾杜瓦爾國と婚家たること聞えしにより、許されずして歸帆せしめらる、此證願、附呈書御返簡の條にあり。

文政八乙酉年、諸厄利亞船、近年しはく渡來狼藉に及ふによりて、其船及び自餘制禁の異國船、何れの浦に乗よするとも、た、ちに打拂ふへき旨、沿海所領の面々に令せらる、證は、總括の條にあり。

通航一覽附錄卷之十四終

通航一覽附錄卷之十五

海防 異國船 部十五

○南蠻船

按するに、南蠻といへるは、本邦の稱呼にして、波爾杜瓦爾、臥亞、阿瑪港をはじめ、意大里亞、伊斯把

爾亞、新伊斯把爾亞、呂宋等數國の總稱なり、

慶長十六辛亥年九月十五日、南蠻船着岸の心得方を、

年寄衆より海岸の輩に達す、

慶長十六辛亥年九月十五日、

一急度申入候、仍南蠻人於日本諸浦按するに、此所脱文あるへし、おもふに、南蠻人日本に着岸せば、何れの浦に限らず、其地より速に申出へしこの事なるへし、之旨上意候、

一對南蠻人、下々狼藉無之様に可被仰付事、

一御領分罷着候者、海陸何にても被相添案内者、

つきく迄可有御送候事、

一黒船つなき候湊見候に付而、小舟入候由申候者、

被仰付御借可被成候、

右何も無御油斷事、尤令存候、恐々謹言、

慶長十六年九月十五日

青山圖書介

酒井雅樂頭

本多佐渡守

安藤對馬守

令條

〇

按するに、佐渡守は正信、雅樂頭は忠世、對馬守は重信、圖書介は幸成なり、

同年、かれか宗法を弘る主意を訴ふるものあり、よて

同十七壬子年、其宗門を嚴禁せられ、法徒の渡來を停

めらる、證は、本編南蠻總括之部、切支丹禁制并渡來停止の條にあり、

寛永十四丁丑年、彼徒、松平島津、中納言家久が領分に

渡來せしを捕へて、江戸に注進す、よて八月十四日、

西國の諸大名に海防等の事を令せらる、

寛永十四丁丑年八月十四日、

今度きりしたん宗門爲可弘、從彼國南蠻人六人、日

本人三人就差越候、於松平薩摩守領内捕之、遂穿鑿

候處、右之趣白狀候、然は南蠻人構偽弘宗門に付

而、日本に渡海之儀、先年被停止候、其砌被仰出

候寫書物進候、按するに、これ慶長十七年の事なれど、其書物とあるもの今所見なし、被守書物面之通、領内浦々能々可入念旨上意に候、恐惶謹言、

八月十四日

阿部豊後守

松平伊豆守

九州大名中宛所有長崎志〇按するに、伊豆守信綱、豊後守忠秋ともに老中なり、

同十五戊寅年、肥前國島原の賊伏誅の後、同十六己卯年、太田備中守資宗を長崎に遣はされ、南蠻船の渡來を禁せられ、もし強て來らば誅戮すへき旨、大老、老中連署の下知狀を、蠻人に授けて歸帆せしめらる、置は、南蠻阿媽港國之部、御誅伐、同年七月五日諸大名、同廿八日井渡來停止の條にあり、本編

年如御定、按するに、此御定書、今所見なし、早々船中之人數を改、陸地書、今所見なし、に不上して、早速長崎に可送遣事、

寬永十六己卯年七月、國持大名并二萬石已上之面

右之條々被仰出候、仍執達如件、

面依召登城、是太田備中守長崎へ就被差遣、上意之

趣御白書院に於て、井伊掃部頭、酒井讚岐守、堀田

加賀守、松平伊豆守、阿部豐後守、阿部對馬守、按するに、掃部頭直孝、讚岐守忠勝は大老、加賀守正盛、列座、諸大名へ讚對馬守重次は老中なり、餘は前に注す、

岐守被申渡之、かれうた御仕置、并諸大名へ被仰出

候浦々御法度之奉書兩通者、於其場所林道春讀之

也、

條々

一吉利支丹宗門雖爲御制禁、今以從彼國密々伴天

連を差渡に付而、今度かれうた船着岸之儀、御停止

之事、

一領内浦々常々慥成者を附置、不審有之船來に於

而は、入念可相改之、自然異國船着岸之時は、從先

對馬守 豐後守

伊豆守 寬明日記、慶可錄、大成令、雜語燭談、按するに、此中間

寬永十六年七月廿八日、異國船 股文あるへし、海邊

之知行所持たる者は、不審成船改させ可申由之御

法度書三ヶ條、志摩守、民部 按するに、三浦正次、朽木

白書院に而、何も總物頭衆へ被仰渡候、御徒方無名、氏之記、

寬永十七庚辰年六月三日、九州之面々へ被仰出覺

書

覺

一切支丹之宗門雖御制禁候、數年弘彼法候付而、か

れうた船渡海御停止之處、今度長崎に差渡之間、乘

來輩死罪被仰付候、然者去年は領内浦々に彼船就

令着津候、湊に一番を付置、訴訟申上においては、

其子細可致言上之旨、以條數被仰出候得共、以來之

儀者、右之船來候は、速可行斬罪之旨候事、

一面々領分之内、海上見渡し候處に、常々番之者を

付置、かれうた船來るにおいては、はやく見出し候

様に可申付之、領内之浦に彼船來候を、他領より見

出し候は、其領主可爲油斷事、

一かれうた來候を見出し候は、高力攝津守、按するに、攝津守忠房、寬永十五年肥前國島原城を賜はりて、長崎御用を命ぜらる、長崎奉行中、早速可

注進之、并大坂に可申越之事、

附、隣國之面々にもしらせおくへき事、

一かれうた船たとひ雖見來、沖にかけ有之時、卒

爾に取掛儀かたく可爲無用、いつれの湊にて申付

といふとも、高力攝津守、長崎奉行人可致差圖之

由被仰付之間、可存其旨、但、差當儀有之時は格別

之事、

一かれうたの外、唐船并異國船着岸之時は、此以

前御仕置之ことく、はやく船中之人數を改、陸地に

あけず、長崎に可送出之事、

以上

寬永十七年六月三日

同月十八日、大坂町奉行へ被仰出覺書

口上

一筆令申候、今度かれうた船爲訴訟長崎に到着、依

而乘來族被行死罪候、然者九州之面々に被仰出候

覺書、按するに、爲心得寫之差越候、中國、四國に者、此

以前よりかれうた着岸無之處に候得共、萬一右之

浦々に見來刻、爲御仕置被仰出覺書、是又差越候、

かれうた渡海候由、其許に注進於有之は、兩人之内

一人、其所に可差越候由上意候、依之兩人に之覺

書注別紙相越之候、可得其意候、恐々謹言、

六月十八日

阿部對馬守重次判

阿部豐後守忠秋判

松平伊豆守信綱判

久貝因幡守殿

曾我丹波守殿

覺

一かれうた船來候由注進有之時は、早々江戸に令

言上、則因幡守、丹波守兩人之内一人、其所に可差越

候、彼船着岸致し有之時は、其最寄之國主に申遣、

人數を呼、見分次第可申付之、但、主人は其國に可有之、然といへども品により國主嚮向於可然は格別事、

一かれうた船來候時、國主わ人數を出し候様にと申遣候刻、其所之切支丹、跡にて不起之様に堅仕置可仕旨、可申越事、

一右之船來候刻、人數出し候國々、近邊小身之面々は領分に殘置、其所之仕置かたく可申付之、若人數を出し候跡之國に、切支丹之徒黨起るにおいては、承届加勢可仕覺悟いたし候様に可申越事、

辰六月十八日

三人連名

久貝因幡守殿

曾我丹波守殿

同日、中國、四國之面々わ被仰出覺書、

覺

一切支丹之宗門雖御制禁候、數年弘彼法候付而、かれうた船渡海御停止之處、今度長崎わ指渡之間、乘來輩死罪被仰付候、然者去年者領内浦々わ彼船就令到着は、湊わ入番を附置、訴訟申上においては、其子細可致言上之旨、以條數被仰出候得共、以來之

儀者かれうた來候は、速可行斬罪之旨候事、一面々領分之内、海上見渡し候所に番を附置、かれうた來候は、早々見出し候様に可申付事、

一かれうた來候を見出し候は、大坂迄早々可注進之、并隣國之面々わもしらせ可申事、

一彼船たどひ雖見來、沖にかけ有之所わ、此方より卒爾に取掛申儀かたく可爲無用、若湊近く入來候は、見分次第可申付、萬一數多く入においては、隣國之面々加勢可申付事、

一かれうたの外、唐船并異國船之儀は、從此以前御仕置之ことく、早々船中之人數を改、陸地わあけすして長崎わ可送遣之事

以上

寛永十七年六月十八日以上、古記録、

同二十癸未年五月十二日、筑前國大島宗像郡に伴天連入滿渡來す、國主松平黒田右衛門佐忠之か浦見番、これを捕へて江戸に送る、證は、本編南蠻意大里國の部、西利亞人渡來并該方の條にあり、此時、老中より沿海の諸大名に奉書を贈る、其後彼伴天連等渡來の主意を白狀せしにより、同年九月八日、在江戸の諸大名を召て、其趣老中より傳達す、正

保三丙戌年四月十九日、是より先、薩摩浦に空船流れ來り、其體いふかしきにより、邪宗門の改怠るましき旨、此日歸國御暇の面々に命せらる、

寛永二十癸未年五月廿九日、

今度筑州大島わ、從異國伴天連四人、いるまん一人同宿相渡候處、松平右衛門佐番之者相改捕候、則從右衛門佐、長崎奉行山崎權八郎所わ追々注進候、常常入念候故、小船を以密々渡候處、早速見出捕候儀、御機嫌之御事に候、然者先年被仰出候通、於御領内海上見渡候處、不斷番之者差置、彌無油斷穿鑿可有之旨上意に候、此由可被申越候、恐惶謹言、

五月廿九日

阿部豊後守

松平伊豆守

船付大名中宛所有之、長崎實錄大成、

寛永二十年九月八日、今年筑州大島に而捕へし南蠻伴天連、いるまん同宿等、宗門を替、彼國之様體白狀、所謂連々彼異國日本へ宗門を廣め、日本を可隨南蠻國謀云々、依之右之趣在江戸之諸大名召殿中、老中以書付傳之、

正保三丙戌年四月十九日、今日出仕之御暇之面々

わ、御禮已前白書院と黒書院之廊下に於而、讃岐守、加賀守、豊後守、對馬守傳上意之趣、連々如被仰出、面々領分さりしたん宗門之儀、入念可相改之、當年薩州之浦へ異國船渡來、其船に乗渡者不在之、不審に被思召之間、彌不可油斷之旨也、已上、頼朝日記、慶安元戊子年二月廿六日、かの船渡來の時、扱方及び隣國助力等の事を、中國の面々に令せらる、同二己丑年四月八日、今夏邪宗の徒、長崎に渡來の事もあるへきよしにて、彼地に人數出張等の事を、老中より在江戸の諸大名に達し、同年八月廿九日、阿蘭陀人言上の旨あるにより、いよく浦々を堅守せしむへき旨、また老中松平伊豆守信綱及び宗門奉行井上筑後守政重より、西國、四國、中國の面々に達す、

慶安元戊子年二月廿六日、

一筆令啓候、度々如被仰出、切支丹宗門之儀、領内入念可遂穿鑿旨上意に候得共、異國船領分之浦へ於令到來者可被相守、去酉年二月十二日之奉書之趣候、按するに、去酉年とあるは、正保二年萬一不義之子細有之刻、長崎奉行人わ注進之儀、移時刻於難儀者、見計可被申付候、雖然湊に船を入、按するに、此中間脱文あるへし、

沖に有之刻、辛爾に取掛る事は無用に候、自然人數不足候は、是又此以前如被仰出、按ずるに、こは前に書いふな隣國之面々々早速人數出候様に相談、無越度可被計之候、今度中國、四國衆御暇之節、右之通被仰合候間、爲御心得如此候、恐惶謹言、

慶安元年二月廿六日

阿部豊後守
松平伊豆守

右中國、西國在國之大名に被仰遣候、令條錄、慶安二己丑年四月八日、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋兩人連署之手紙を以、西國大名在江戸之面而に被觸て云、御用之儀有之間、家來一人つ、豊後守宅迄可被差越と云々、依之皆參候す、被仰渡て曰、耶蘇宗門之輩、於日本商仕度旨、兼々御訴訟仕候、當夏長崎に着岸仕候儀可有之、子細により船人共に返し被遣事も可有之、又事により乗船之輩、一々被踏潰儀も可有之、面々在江戸すといへ共、松平阿波守按ずるに、こは豐後守の誤りなり、豐後守定行は、伊豫國松山の城主にして、九州の探題たり。差圖有之者、家人等を彼表に差越候様可致候、尤在所に早く其旨可達由被仰渡、同年八月廿九日、西國、中國、四國の大名の家人一人宛可罷出之由、松平伊豆

守より申來に付各群集す、時に伊豆守、井上筑後守等申渡て曰、今月十四日阿蘭陀人長崎に着岸し、其者申には、於雍州南蠻船に逢申候に付、船を漕寄せ船中見候所に、伴天連二人乗居候、何方に參るやらんと相尋候處に、吳和の商に參る由を答るよしの注進あり、然れば先年より數度被仰渡候浦々之番所、彌念を入、伴天連陸地へ不勝様に可被申付候、足輕體之者差置候共、念を入可申付之由、上意之旨被申渡、以上、寛文日記、慶安、慶明、武門諸説拾遺。承應三甲午年五月十八日、かの船渡來通商等を願ひ、あるひは狼藉に及ぶ時、心得方の下知狀を、老中より長崎奉行に授く、明曆二年五月十六日、寛文二年六月廿八日此下知あり。萬治元戊戌年四月廿六日、是より先、長崎奉行よりかの船處置の事を伺ひしに、此日、老中より下札もて下知す、寛文二年七月廿八日、また然り、證は、明曆二丙申年六月、吉利支丹嚴禁及ひ浦見番獵船等の心得方三章の高札を諸國に建らる、明曆二丙申年六月建らる、高札

定 一伴天連并吉利支丹之宗門之族、從異國日本渡海

之沙汰近年無之間、自然相忍密々差渡儀可有之事、

一先年異國に被差遣之南蠻之子供、伴天連に仕立へきくはたて有之由、此已前渡海之伴天連共申之條、今程漸伴天連に可成之間、日本船を作り、日本人之姿をまなひ、日本之詞を遣ひ相渡儀可有之事、一異國船近年四季共に渡海爲自由之間、浦々之儀は不及申、在々所々に至迄、常々無油斷心を附、見出し開出し可申出之、たとひ彼宗門たりといふことも、申出においては其咎をゆるし、御褒美之上、上乘渡船寄荷物ともに可被下之、萬一隱置、後日に伴天連又同船之輩等捕之、拷問之上は其隱不可有之條、不申出相隱置輩之儀は不及沙汰、其種類又は其品により、一在所之者迄、急度可被行曲事、右條々、海上見渡之番者之儀は勿論、獵船之輩其外浦々之者に至迄、切々念入見出し開出し、奉行所迄可申出之者也、仍而執達如件、

明曆二年六月日

奉

行條令、諸國高札留

文政八乙酉年二月十八日、南蠻西洋等御禁制之異國船、いつれの浦に乘寄することも、たゞちに打拂ふへき旨、沿海所領の面々に令せらる、証は、總括の部にあり。

○唐船

慶長十六辛亥年十一月廿八日、明商の願ひによて、唐船いつれの浦に着岸すとも、長崎に往て商賣すへき旨之御朱印を賜ふ、元和二丙辰年六月、島津少將家久、明商に書を與へ、方今官より平戸一官を長崎に置て、異國通商の所とせらる、により、其商船風順によて薩摩に來るとも、しはらくも泊すへからさる旨を論す、以上考證は、本編唐國總括之部、渡來坂方の條にあり。同年八月八日、自後唐船着岸の時は、船主の望に任せ、何方にても其所にて商賣せしむへき旨、年寄衆より海岸の輩に達す、此時にいたりて、また長崎に限らず、い元和二丙辰年八月八日、本多上野介正純、板倉伊賀守勝重、安藤對馬守重信、土井大炊助利勝より、海岸之面々に贈る奉書の内、

唐船之儀は、何方に着候共、船主次第其所に於而、可賣買旨被仰出候、令條錄、

寛永十二乙亥年より、入津を長崎一方に定め、他國に漂着すとも、彼地に護送すへき旨令せらる、寛文八戊申年、漂着船長崎に護送の時、其檢使改方等の事及ひ挽船の賃銀、唐人より出さしむへきに定めらる、

已上考證は、本編唐國總括の部、源着并該方の條にあり、
 正徳四甲午年五月廿一日、近年唐船定路を替、密賣狼藉に及ふにより、長崎奉行及び長崎近傍の諸領主に、惡船斬獲かつ海防等の事を令せられ、同月松平島津、中將吉貴等、西國、四國、中國の諸大名にも其事を命せらる、同五乙未年五月、渡來の船其數を定め、割符を與へられしかども、猶嚴に沙汰すへき旨仰出さる、
同年八月廿八日、爾後唐船五島領通過すへき旨命せらる、により、事頃所領に在りて指揮せしめ、かつ彼船漂着の時、殊に心を用ふへき旨にて、御暇參觀時節等の事を、彼領主五島近江守盛任に命せらる、猶御備長崎の條に出す、併せ見るへし。
 正徳四甲午年五月廿一日、

近年以來、長崎往來之唐船私商賣之事、年々に相長し、あるひは往來の乗筋かはり、或は海上に紛れ居候而日數を送り、或は其數多く見え來候船ども、其行方を不知、就中、猥りに陸に上りて水をとり木を伐り、漁船之捕候網魚、女童之ひろひ候藻草等迄をも奪取、居人相制候時は兵具を以ふせき、番船相近つき候時は、石火矢を打かけ候事共有之由相聞候、依之長崎奉行所被仰付、唐人共申渡候子細有之候間、自今以後は番船等之事其沙汰有之、常々海邊を相守り、如右之唐船等於有之は、其船を乗取、

其人を切捨候て早速可有注進候、我國之船等唐船に相近付候者於有之は、其人を搦捕り、是又可有注進候、難風に逢候而漂着し候於唐船之事は、先例之如く沙汰し候而、長崎に護送あるへく候者也、
 午五月
 同月、

長崎往來之唐船、私商賣之事年々に相長し、其外御國法に相背候事等有之に就而、今度唐船之事においては、長崎奉行所并彼近國之領主に被仰出候旨有之候、然れば海上之國々に所領有之候面々、毎年領内之船數を相改、船切手之事等嚴密に沙汰有之、若私商賣之者之ために、船を借しあはせ候事於有之は、去る頃被仰出候添高札之旨に任せ、其者を搦捕早速可注進由、急度可被爲下知候、自今已後船頭水主等之事は不及言、何者に不限、私商賣之事において犯罪之輩於有之者、其領主越度之可爲御沙汰候間、宜其旨を可被存候者也、
 五月

- 松平薩摩守 松平伊豫守 松平讚岐守
- 松平左京大夫 松平淡路守 宗 對馬守

- 松平右衛門督 松平丹後守 松平民部大輔
- 松平安藝守 有馬玄蕃頭 松平土佐守
- 細川主税頭 松平肥前守 松平出羽守
- 小笠原右近將監 松平隱岐守 榊原式部大輔
- 立花飛驒守 松平左兵衛督 松平遠江守
- 伊達 伊織 中川内膳正 松平肥前守
- 松平主殿頭 加藤遠江守 脇坂淡路守
- 伊東修理亮 松平周防守 京極若狹守
- 稻葉伊豫守 黒田隱岐守 淺野土佐守
- 小笠原造酒助 龜井隱岐守 松平采女正
- 伊達和泉守 大村伊勢守 松平造酒正
- 松平隼人正 島津淡路守 秋月山城守
- 木下右衛門佐 木下肥後守 池田内匠頭
- 相良近江守 毛利周防守 森 和泉守
- 森 對馬守 關 備前守 五島近江守
- 松平河内守 久留島伊豫守 伊東播磨守
- 小笠原近江守 一柳因幡守 京極壹岐守
- 立花出雲守 青木出羽守 一柳對馬守
- 鍋島加賀守 鍋島甲斐守 鍋島和泉守
- 黒田伊勢守 細川采女正 細川伊豆守

- 加藤出雲守 毛利飛驒守 毛利 右京
- 毛利讚岐守 池田善太郎 阿部備中守
- 岡部美濃守 牧野備後守 土井大炊頭
- 石川宗十郎 松平對馬守 松平豊前守
- 松平彈正少弼 板倉 右近

右之面々家來、今晚井上河内守按するに、老中正等、宅の呼寄、書付相渡之、
 但、紀伊殿御城附にも河内守渡之、以上大成令、令條留、築山堂叢書、
 正徳五乙未年五月、長崎向之儀に付、西國、中國筋之大名へ被仰出候御書付
 今度長崎表において、毎年渡海の唐船其數を定められ、奉行所よりの下知として、割符を受取往來すへき由被仰出候處、在津の唐人とも殘らず御請申上候、近年以來は海上において、私商賣を遂候唐船共有之候へは、自今以後御定數の外、割符無之唐船共は、猶又海上に往來し、我國之商船を誘引し、商賣之事を可心懸事に候間、海邊國々之領主、去年被仰出候御書付之趣を相守り、嚴密の沙汰可有之由、被仰出候者也、
 正徳五年五月

右之下書、五月七日年寄衆に越前守按するに、御側御用人間部登房、遣之、正徳新令、寶享雜説、

享保二丁酉年、長門、豊前、筑前等の海上に、かの船數艘漂泊せしにより、豊前國小倉城主小笠原右近將監忠雄に、其船打拂の事を命せられ、其他筑前國主松平黒田、肥前守宣政、長門國主松平毛利、長門守吉就、及び肥前國唐津、島原、平戸等の諸領主にも命せらる、旨あり、こゝし四月十六日、小倉において、忠雄が家人等後船を打拂ひ、明年御目付渡邊外記を遣はされ、また打拂はしめたまふ、同三戊戌年五月、小倉にて打拂ひし事、台慮に應せしにより、此後も彼船漂泊の時は、かく計らふへき旨、小笠原氏に命せらる、證は、本編唐國總括の部、同十一丙午年九月十一日、中國、西國の諸大名に、また打拂の合あり、

享保十一丙午年九月十一日、一近年唐船漂流之沙汰無之候得共、打拂之儀彌以前々申達候通り、別而無油斷可被相心得候、一唐船漂流之刻、抜買筋之船と相見え申候は、打拂之儀兼て申達候通、可被相心得候、併打拂候而も出帆不仕候は、船具等に而も打損し、出帆難成儀も難計候間、左様之節は二三日も様子見合、船をよ

せ彌船具等を損し、出帆難成趣に候は、長崎に送り候様可仕候、一打拂之刻、出帆仕候は、先達而申達候通、打拂之儀見合、尤少々は追懸け、長く追懸け申儀は無用可被致候、以上、

- 九月
 - 松平出羽守 松平大隅守 松平丹後守
 - 松平長門守 細川越中守 松平筑前守
 - 小笠原遠江守 土井大炊頭 松平主殿頭
 - 松浦肥前守 松平周防守 龜井隱岐守
 - 大村伊勢守 毛利讃岐守 五島大和守
- 右之面々家來、和泉守按するに、老中水野忠之、宅に召之申渡之、日次記、大成令、

同年十一月、長崎在津の船主等、打拂の事にて冤禍を免れん事を歎訴せり、證は、また本編唐國總括の部、延享四丁卯年五月、是より先、岡田庄太夫御代官所日向國細島湊白杵郡に、唐船漂着の時は、同國高鍋城主秋月佐渡守種美、延岡城主牧野備後守成俱より、番船挽船等出し來りしか、所領得替、延岡城は内藤備後守政樹に賜はるにより、向後は政樹より出すへき旨及

ひ承合等の事を、彼三人に命せらる、明和三丙戌年二月廿八日、漂着船長崎に挽送る路中の費、これまで彼奉行所より渡せしか、自後難船破船荷物海失等の時のみ、漂着の浦々より出すへき旨、西國の御代官及び領主地頭に令せらる、同六己丑年九月、揖斐十太夫御代官所肥後國天草郡に、かの船漂着等の時、人數、船等出すへき旨、細川越中守重賢に命し給ふ、

御勘定奉行に

牧野備後守に

先達而被相候岡田庄太夫御代官所日向國細島湊に、唐船漂着有之節、番船引船秋月佐渡守方より差出候等候得共、東北風之節は、佐渡守領分より渡海難成に付、右之節は延岡より番船引船等被差出候處、此度所替被仰付、内藤備後守領地に成候故、自今備後守方より番船引船人數等差出候儀、是迄之手充被致置候趣承合候様、備後守に申渡候間、可被得其意候、

内藤備後守に

岡田庄太夫御代官所日向國細島湊に、唐船漂着有

之節、番船引船秋月佐渡守より差出候筈に候處、東北風之節は、右人數差出候事難成に付、牧野備後守領分延岡より人數差出候手當に候、此度備後守所替被仰付候に付、向後佐渡守領分より渡海難成節は、只今迄備後守方に而手充致し置候通被相心得、番船引船等差出候儀、牧野備後守に被承合、猶佐渡守にも通達之上可申合候、

秋月佐渡守に

岡田庄太夫御代官所日向國細島湊に、唐船漂着有之節、番船引船人數等、其方より被差出等之處、東北風之節は、右人數差出候事難成に付、只今迄牧野備後守領分延岡より人數差出候手當に候處、今度備後守所替被仰付候に付、自今其方領分より渡海難成節は、内藤備後守方より、番船引船人數等差出候積に候間、右之趣其方に通達有之候様相達候條、可被申合候、右之通相達候間、可被得其意候、

五月大成令續集、

明和三丙戌年二月廿八日、從前々、唐船漂着有之節は、其所之御料私領より長崎表に引送り、右漂着唐船長崎に引送候迄之間、唐

人糶米、鹽、味噌、薪、其外諸入用、引船賃等、長崎より相渡來候由に候得共、破船難船に而荷物海失、あるひは溺死等有之節は、重き災難事に付、於長崎表も爲手當定之外商賣等も申付候事に付、破損荷物海失有之程之難船破船等は取揚、荷物に掛り候入用之分計り、長崎奉行所より請取之、其餘之諸入用は、其浦々所役に可致候、勿論右入用請取方相減候逆、危略之取扱無之様可被申付候、尤一通り之漂着船は是迄之通、諸入用長崎奉行所に而、吟味之上相當に相渡に而可有之候、

二月

右之趣可被相觸候、大成令後集、兼山堂、叢書、御書付留、明和六己丑年九月、台命を松平右近將監武元按する中、老君に傳へ給ふ、其詞にいはいはく、老揖斐十太夫當分御預り所、肥後國天草郡之儀離島に付、唐船漂着等之節、其外人數船等入用之砌、且御用に付、十太夫天草郡の渡海致し候節、往來船等同人より申達次第、差出候様可被心得候、尤平日差

出被置候には不及候事、

君按するに、此書細川氏家人の撰なれば、謹而領掌あり、速に家中に申觸給ふは、それ武士たらんもの、其ほどくにしたかひて、物の具打ものなど誰かは備へ置さん、然共治れる世のならひ、家士郎等まで出立せんには、事たらぬものなきにしもあらざるへし、異國の船は、今はや漂着しつらん、斯る仰を蒙りて片時も油斷すへからず、速に用意仕れ、されども家貧しからん輩は、思ふまゝに力及ひかたき事も有なんか、さあれは用途あたふへし、但、弓矢取程のもの武具全からざるよし、さしあらはして申さん事は、深はち思ふへければ、其組の頭密に承りて執計ふへしと、世にありかたき御情に、みなみないさみ立、馬の口取陣具運ふ雜人まで、思ひ思ひに支度しぬ、扱用意整ひたらんものは、かつく名乗らせて着到を記す、明れば明和七年より初て、年毎に一備つ、此手充を被定たり、遙に程經て、天明三年天草郡を、島原の領主に御領けありて、今は此事やむへかりしを、治平久しき世には、武備おろそかになりやすし、尙此年月のむねを守れとあり

しかは、今もつて怠らず、銀臺遺事、

明和五戊子年、唐國あるひは諸外國に、本邦人漂流して入津の唐船送來り、彼官所より咨文到來の時、これまで長崎奉行より回咨を贈りしかども、向後これをやめられ、た、通事より手印遣はす事となれり、證は、唐國總括の部、漂着并漂流扱方の條にあり、本編

○朝鮮船

往年より御定にて、朝鮮船漂着の時は長崎に送り、同所より對馬に渡して歸國せしむ、天明四甲辰年九月廿二日、其漂着の扱方を改めらる、朝鮮國の船、偶日本の地に漂流する事有之時は、其所より長崎へ送届けて、又長崎より對馬へ渡さるるなり、増補華夷通商考、

天明四甲辰年九月廿二日、朝鮮人浦々に漂着致し候得は、是迄は其所之領主より、長崎奉行に申遣返答相待、長崎に送り遣し候處、以來は漂着いたし候は、早速長崎奉行に申遣返答不相待、引續長崎表に送遣候、其節月番之老中にも可相届候、右長崎表に送遣し候節、旅中等に而萬一不法成儀も有之、手に餘り候は、駕籠に締り

等附、送遣し候而不苦候、

右之趣、領分之内浦々有之候萬石以上之面々、兼而相心得居候様可被達置候、

九月廿二日、制令通覽、

寛永十三丙子年四月、ことし秋信使來聘により、かの船もし風波の難に遭ひ漂着あらは、何地にても救護あるへき旨、西國、中國の諸大名に、大老老中より奉書をもてこれを達す、自後來聘の毎度、此奉書ありしなるへけれ、或は所見なきもあり、證は、本編此國の部、來聘御用懸井御褒美等の條にあり、正徳二壬辰年冬、對馬國三島に空船一隻漂寄せしを、宗對馬守義方より歲船に附して送りしに、後かの禮曹參議洪重夏書を復して、已後空船は附還に及はざるよしをいへり、此證もまた、同部漂着の條にあり、

○琉球船

本邦の船、琉球國に漂流すれば、薩摩國に送りて、それより歸朝し、彼國の船、本邦に漂着の時は、長崎に送り、同所より薩摩國に渡せる御規定なり、將軍家よりの御掟にて、日本の船琉球へ漂着すれば、薩摩へ送る事也、大島筆記、琉球國の船、日本の地に漂流の時は、其所より長崎へ送届て、長崎より薩摩へ渡して歸國す、増補華夷通商考、萬國

夢物

○魯西亞船

寛政四壬子年九月、魯西亞人、蝦夷地ネモロに渡來して通商を願ひしにより、同五癸丑年、御目附石川將監、西丸御目付村上大學、仰をうけて松前にいたり、六月彼使節を同所に招きて接對し、長崎にいたり、時の信牌を與へ歸帆せしむ、文化元甲子年九月、長崎に渡來して、また通商を願へども許されずして、同二乙丑年三月歸帆せしめらる、時に長崎奉行より口達せし趣、自後其國の船、本邦に漂着せば、何國の浦にても撫育を加へ、船を修理して歸帆せしむへし、もし其船修補成りかたくは、其人を長崎に送り、阿蘭陀人歸帆の時、咬嚼吧まで遣はすへし、また本邦の人其國に漂流せば、阿蘭陀國あるひは咬嚼吧國まで送るへし、然れば蘭人より本邦に護送あるへしとなり、證は、本國此國の部、渡來井通商願の條にあり、同三丙寅年正月廿六日、かの船漂流に託して渡來すへきもはかりかたきよしにて、其處置の事を海岸の輩に令せらる、同四丁卯年六月十四日、こたひかれ、蝦夷地に渡來して亂妨せしにより、去年九月、カラフト島を亂妨し、こたひ四月エトロフ島を擾亂す、事はまた本國此國の部、蝦夷地亂妨始末にあり、浦々

あらかしめ其備を設け、自然其船見え來りなは、寛政三年御定のことく此御定は、前册總括の條にあり、はからふへき旨、陸奥、出羽、越後所領の面々に令せられ、同年十二月九日、自後打拂ふへきの命令あり、

文化三丙寅年正月廿六日、青山下野守渡、先達面おろしや船長崎に渡來致し、通商等之儀相願候得共、難取用筋に付、其旨申諭し、先年與へ置候信牌も取上之、以來乘渡間敷旨堅く申渡、歸帆いたさせ候に付、再渡者いたす間敷候へ共、此後萬一漂流に事よせ乘渡、何れの浦方に船を繋ぎ申間敷ものにも無之候間、異國船と見請候は、早々手當いたし、人數等差配り、先見分もの差出、得と様子相糺し、彌おろしや船に無相違相聞候は、能々申諭し、なりたけ穩に歸帆いたし候様可取計候、尤實に難風に逢ひ漂流いたし候様子に而、食物、水薪等乏しく、直に歸帆難相成次第に候は、相應に其品相與へ可致歸帆候、且何程相願候とも、決而上陸は不爲致、歸帆迄は番船附置、見物等も相禁し、其段早可有注進候、尤再應申諭し候而も不致歸帆、及異儀候は、時宜に應し不及伺打拂、其旨可申聞候、

右體之始末に至り候節は、諸事寛政三亥年異國船之儀に付、相觸候趣に准し、取計ひ可申候、右之趣、萬石以上之面々并其以下に而も、海邊に領分知行所有之面々々、不洩様可被相觸候、

正月

同四丁卯年六月十四日、

此度蝦夷地に魯西亞船來着及不法、箱館、松前之沖間にも怪敷船相見え候に付、領分并御預所浦々之手當入念申付、萬一怪敷船相見え候は、諸事寛政三亥年相違候趣に相心得取計可申候、乍然兼て事ケ間敷用意いたし候筋には無之候條、可被得其意候、右之趣、陸奥、出羽、越後浦々領地等有之面々々、可被相觸候、

六月

奥州之内浦附領知等有之分

- 牧野越中守 小笠原佐渡守
- 相馬因幡守 溝口駒之助
- 本多越中守 内藤播磨守
- 羽州之内同斷

酒井左衛門尉

六郷伊賀守

岩城伊豫守

越後之内同斷

松平越中守

榑原式部大輔

内藤豊前守

松平日向守

堀近江守

越後岩船郡御預所十九ヶ所

上杉彈正大弼

同年十二月九日、牧野備前守按するに、渡、老中忠緒、

ヲロシヤ船取計方之儀に付、去寅年相違候旨も有之候處、其後蝦夷之島々々來り及狼藉候上は、向後何れ之浦方に而も、ヲロシヤ船と見請候は、嚴重に打拂、近付候に於而は召捕又は打捨、時宜に應し可申、勿論之事に候、萬一難船漂着に紛れ無之、船具等も損し候程之儀に候は、其所に留、手當いたし置可被相伺候、畢竟ヲロシヤ人不埒之次第に付、取計方嚴敷いたし候譯に候條、無油斷可被申付候、右之通、萬石已上已下海邊に領分有之面々々、不洩

様可被相觸候、
十二月以上、文化年録、

通航一覽附錄卷之十六

海防異國船部十六

○拔荷禁令

按するに、異國貿易の事、足利家の中葉に隆なり、これ其比諸國奢
侈に長ずるの餘り、國家有用の金銀をもて、無用の玩物を食り求
め、就中、將軍義政勸令船を明國に渡して、額りに珍寶を求めしよ
り、かの商船も所々に入津せり、こゝにおいて、金銀の異國に失せ
し事、その數を知らず、當家のほしめ、佐渡國及び餘國より、金銀
の出入事多かりしにより、唐、阿蘭陀のみならず、南蠻、西洋等の渡
來をも許し給ひ、金銀を渡されし事、ますます夥し、この故に、其比
は拔荷の禁令等に及ばざりしなり、其後、世上漸く金銀減せしに
り、銅をもてこれにましへられしかども、また銅山の出方多からざ
りしとて、連々の船額を減せらる、しかれば多慾の異人等、利潤
の少きを憂ひて密賣をはかり、本邦の愚民もまた、利の爲に、これ
買ざる事はしまれり、これ真に宥すへからざるの重罪たるにより、
拔荷の禁令を出されしなり、猶唐國
及び阿蘭陀國之部等を參考すへし、

寛文十庚戌年六月、唐船の拔荷物賣買の事、及び諸國
の廻船洋中にてかの船に行達とも、近づくまじき旨
の禁令を出さる、享保三戊戌年六月廿九日、天明八戊
申年十二月十一日、また其よしを觸らる、
寛文十庚戌年六月、
覺

通航一覽附錄卷之十五終

唐船持渡之諸色拔荷仕賣買之者、今以不相止不届
に候、按するに、今以不相止とあるに、是より先、既
買取不愷紛敷品有之候は、不可相求、於訴出は詮
議之上、其荷物可被下之、尤拔買仕者有之候由沙汰
承候共、是又可訴出、縦同類たりといふ共、其科料
をゆるし、御褒美被下之、其上あたをなさる様に
可申付候、若存ながら不申出者有之、於令露顯は、
急度可行罪科事、

一海上に而唐船見掛候は、縦行違に候共、唐船と
はるかに間を隔可罷通、尤唐船かゝり有之近邊に、
同様に船かゝりいたし候は、遂兪議可行罪科候
間、國々所々において、西國北國往來之船持候者と
もへは、常々急度可申付事、
右之趣堅申渡置、外より相知さる以前、面々領知支
配下より相改出候様、無油斷可被申付候、若違犯之
者有之時は、伺之上仕置可被申付候、以上、
戊六月大成令、

享保三戊戌年六月廿九日、戸田山城守按するに、渡御
老中忠實、書付、
同文言享保年録、享保通鑑、柳營日録、○但し柳營日録
には、廿三日とし、享保通鑑には、廿六日とす、

天明八戊申年十二月十一日、井伊兵部少輔按するに、
若年寄直明渡、御目付堀田式部達、
同文言、

右之通、享保三戊戌年相達候處、猶又此度拔荷不正之
儀無之様、并異國船漂着等之節は、取締方浦々役人
共わも、兼而申付可差置事に候得共、尙又嚴重に被
申付、荷物賣買紛敷儀無之様いたし可申旨、嚴敷被
仰出候、前々之趣、年久敷相成候儀に付、猶又申達
候、

十二月憲法部領録、天寬朝野雜令、○但し天寬朝野雜令には、
文未、右之通相觸候間、可被得其意候、右御觸之趣奉承
知、町中家持は、不及中、借屋店借裏々、迄爲申聞可置、爲後日、
町中連判之手形差上申候とあり、これ市中に觸られしなり、
正徳四甲午年二月、同年八月、寶曆三癸酉年六月、安
永元壬辰年四月廿六日、拔荷物買得たるもの、及び船
を貸したる者の事、ならひに彼者召捕或は訴へ出る
ものに下さるへき御褒美等の事を微細に觸られ、浦
浦の高札にも書添らる、
正徳四甲午年二月、
覺

浦々に於て船を借り候て、異國船の拔荷を買取候
者有之由相聞候、自今以後は、縦令初より其事之子

細は知らずして貸し候共、其船之船頭、水主は、拔荷買取候者と同罪可被行候、然上は諸國浦々之船頭、水主、常々申合置候而、若拔荷買取候者に船を貸合候は、搦捕候而長崎奉行所又は其所之御代官所、地頭なりとも、程近き所申出へし、若又船中に而は捕へかたき事も候は、何方成共船を附候所にて、其所之者に告知らせ、搦捕候て其所に預置、是又長崎奉行所または其所之御代官所、地頭へなりとも申出へし、其船頭、水主には、急度御褒美を可被下事、

一浦々之船頭水主、縦合拔荷買取候事を申合候共、或は船中に而成共、或は船を附候所に而成共、拔荷買取候者を搦捕候事、前に記し候如く仕候は、初より申合候罪科を免され、御褒美は船貸し候時に申合候代物之一倍を下し置るへき事、
附、其船之事は、船主、船頭等相對にて貸し候共、其水主之働により候而、拔荷買取候者并申合候船頭等搦捕候は、其水主に被下候御褒美之事、是又船借り候時、船主、船頭等申合候代物之一倍を可被下事、

一諸國浦方において、拔荷買取候者有之由を告知らせ候もの有之候は、其所之もの共早速に出合候て搦捕へし、若令油斷取逃し候においては、急度其罪科に可被行事、
右條々、急度相守るへき者也、
正徳四年二月 奉 行
正徳四年八月、

異國船より拔荷を買取候金元を致し、人を雇候て拔荷仕候もの有之由相聞候間、彼族を訴人仕に於ては、吟味之上金元仕候もの之金銀、米錢、家財迄、不殘可被下事、
一拔荷仕候者を、同類之内より召捕へ、或は訴人仕者は、右之荷物御褒美として可被下事、
一唐人と拔荷を申合、又は右之言合之取次を致し、或は拔荷物仕馴たる者、并拔荷物に雇はれ或は其事に携り候者之事、訴人仕においては、急度御褒美を可被下、たとひ同類たり共其科を免し、賃銀禮銀等申合候員數之一倍可被下事、
附、只今迄拔荷仕もの之宿致し、或は拔取候荷物

預り候もの或は手合仕候者たりといふ共、訴人仕候は、是又其科をゆるし御褒美被下事、右同前たるへき事、

右之條々急度可相守之、存ながら隱置、外より令露顯者、其科本人可爲同前者也、

正徳四年八月令條留、憲教類典、
寶曆三癸酉年六月、

覺

拔荷之儀、前々より稠敷遂吟味候得共、今以相止す、近頃は沖に而荷物請取、又は流寄之浦に而荷物請取候事有之候、過分之賃錢取候事故申合候段、甚以不届に候、此後拔荷之儀相頼候者於有之は、其荷物直に長崎御役所へ持參り、被頼候様子申出るに於ては、申合候科を免し候上、右荷物不殘其者にとらすへき候、

一拔荷致候頭取召捕訴出候者於有之は、急度褒美とらせ、たとひ前々拔荷之手合致候ものたりとも、其科を免し、仇を成さる様に可申付候、
一唐人より日本人に、荷物相渡候手印遣し相頼み候は、其段早々可申出、吟味之上急度褒美とらせ

へき候、
右之趣急度可相守者也、

寶曆三年酉六月

備 後

加 賀 大成 令續

集、憲教類典○按するに、備後は石谷備後守、加賀は新見加賀守にして、ともに長崎奉行なり、但し備後守は御勘定奉行より策動す、安永元壬辰年四月廿六日、松平右近將監按するに、大目付内渡、

異國船拔荷筋之儀に付、先年より度々被仰出も有之處、等閑之儀も有之哉、近年間々疑敷儀共相聞候、九州は勿論、其外國々、漂着等有之節は、別而心を附、尤其所之者に不限、他國又は長崎表より罷越、拔荷之手段相催候者及見聞候は、早速召捕、御料は御代官、私領は領主地頭相届、長崎奉行に可相渡候、右訴出候者には、長崎奉行所において相應之褒美可爲取之候、假令一旦右手段に相加候共、其筋申立においては、同類之罪を免し、褒美可差遣候、併本人同類等さたかならず、吟味之手懸無之趣取扱候申立等之儀は、吟味之上各可申付候、右異國船拔荷筋之儀に付、手段之趣乍存其儘差置、後日に外より相知るゝにおいては、急度曲事可申付者也、

四月

右之通可被相觸候、柳營日記大成合後

集御書附寫、御圖書

正徳四年五月十一日、近年唐船定路の外を乗廻り、所にて拔賣狼藉に及ぶものあり、よて沿海の諸國、豫め其備を設け、斬獲すへきにより、向後國法を堅守すへき旨、老中久世大和守重之より長崎に下知狀を下す、此後歸帆の唐船に此狀を渡さるゝ事となれり、證は、本編長崎港異國通商摺拾の部、拔荷禁令并刑罰の條にあり、

同月廿一日、長崎近傍の諸領主に、彼船斬獲の事及び海防等の事を令せられ、松平島津中將吉貴等、西國四國中國の諸大名にも、また其事を傳へしめらる、同五乙未年五月、年毎に渡來の唐船其數を定め、信牌を與へられしか、猶密賣はかりかたきにより、前年合せられしごとく、嚴に沙汰すへしとなり、證は、異國船拔方之部、唐船の條にあり、

享保三戊戌年、唐物拔荷御仕置の事、これまで努戮せられしか、却て訴人も少きにより、向後刑律を弛められ然るへきやと、老中より咨議する旨あり、評定所一座及び長崎、京都兩町奉行相議して、四月八日、同日兩度に答書を出せしか、八月廿八日、終に死刑を宥

め、法を三章に定めらる、此御定、後年また廢して舊律に復されしなり、

享保三戊戌年四月八日、評定所一座并長崎奉行、京都町奉行より之書上、

此間御渡被成候御書付、何も一覽之上相談仕候處に、御書面之外別而存寄無御座候、併五年以前午年徳四年なり、拔荷御吟味之儀に付、西國、中國、北國、東海道筋浦々高札相建候間、其趣に准し、たとひ同類たりといふ共、訴人に出るにおいては其科をゆるし、拔荷申合候品に應し、浦高札之通を以、急度御ほうび被下之、且又あたをなさるゝ様に可被仰候、并其所之名主、五人組相廻り、常々吟味可仕候、若隱置候は、其科本人可爲同前之御文言御書入被成候而、如何可有御座候哉、右午年相建候浦高札之寫差上申候、以上、

享保三年戊四月

評定所一座

長崎奉行

京都町奉行行按す浦高札の寫、前に出し、たれば、こゝに略す、

同年四月十日書上、

唐船拔荷いたし候者、只今迄御仕置は磔又は獄門

等被仰付候儀に御座候故、訴人も出兼候ゆる、向後重きものは家財等關所、輕き者は遠島被仰付候様に被遊候は、結句訴人之もの多く可有之思召之旨、此段御尤に奉存候、併總而唐船に日本人出會之儀に付而は、如何様之密談可仕も難計儀に候故、前より嚴敷被仰付置候段、異國日本共に存罷在候處に、ゆるみ候而は、此段如何可有御座哉と奉存候、以上、

四月

評定所一座

長崎奉行

京都町奉行以上、武家

嚴制詳續編、舊令集

享保三年八月廿八日、

一本人は耳鼻をそき、過怠之積り、家財之内相應に取上之、追放可申付候、

一身上之能き者本人に而は無之、拔荷抔取持本人に差添、拔荷商賣手傳致し候者は、耳鼻をそき不申、過怠之積り、家財之内相應取上之、追放可申付候、

一輕き者は耳鼻をそき候上に而、過怠無之積り候、

本人と申に而無之、手傳候迄之儀に候故、過怠に不及、追放可申付候、

右拔荷仕候者之儀に付、被仰聞候三段之御仕置之趣奉承知候、最前は追放并一偏に關所仕候儀に相心得、書付差上申候、右之通に候得は、段々差引有之、御尤至極奉存候、外に存寄無御座候、以上、

享保三年戊八月廿八日憲教類典、先例政典後記、

同年六月廿八日、拔荷御仕置御改正の事を、老中より大坂御城番同町奉行に達す、

享保三年六月、

拔荷商賣之者之儀、御制禁之宗門を弘め、又は人を殺し盗人抔とは品も違ひ候故、只今迄之通り死罪御仕置不相應、其上訴人も其者之一言を以、人を殺候事故、先は難申出積り候、右之通重き御仕置に而、拔荷商賣之者多あらはれ候へは、買候得共無其儀、却而近年數多に成候、如此候而は御法度背候者あらはれ候者少く、拔荷商賣之者之次第に多く、御法度も不締様に候間、向後は家財關所、追放、遠島被仰付可然候、左候は、御仕置も相當に成、役人之吟味も無遠慮、露顯之者外末々迄同類之穿鑿存

分に仕やすく、又は訴人も出安く、拔荷賣買之者多
 あらはれ候は、次第に致減少道理に候、
 一於此表、右之品共役人御尋も有之處、何れも御
 尤被申上候、其内前々より御仕置重く候事、拔荷
 商賣計之儀に而無之、唐人と日本人密々出會馴候
 而は、宗門等之儀に付、如何様之儀も可有之哉と
 の品に而、死罪に罷成たるに而も候半哉と存候旨、
 申上候輩も有之候、然れ共宗門にたつさはり申候
 事も不相当處、左様之儀も可有之哉と推量を以、不
 相應之御仕置は難被仰付事に候、勿論此度より死
 罪相止、關所、追放、遠島と被仰付候とて、御吟味輕
 く成候と申儀に而は曾以無之候、畢竟相應之御仕
 置に成候得共、同類之吟味等も何方迄も仕懸り申
 事に候條、御吟味ゆるみ候故と役人存候而は、以の
 外心得違候儀に而、以來別而心を附、随分拔荷商賣
 之者多召捕候様に可致候、追放、遠島と極り候而
 も、吟味之上其節之様子次第、死罪相當之品も候は
 は、死罪にも可被仰付候間、兼而此旨可相心得候、
 以上、
 六月廿八日

水野和泉守 戸田山城守
 久世大和守 井上河内守
 渡邊備中守殿 松平大藏少輔殿
 北條安房守殿 鈴木飛騨守殿按する
守は正守、和泉守は忠之、大和守、山城守は前に注す、また備中守基
綱、大藏少輔房以は、大坂御城番、安房守、飛騨守は、同町奉行なり、
猶々身上宜者は關所、追放、貧賤之分は追放に而、
指而及難儀間敷候へ共、是は遠島被仰付可有之候、
以上、
 右者、享保三年六月廿八日、大坂に相違候覺書之
 寫、先例政典後記、
 憲教類典、
 同年六月七日、老中より諸國の奉行、御代官及び領
 主等に、密買のもの召捕罪すへきの次第を達し、また
 十一月廿八日、領主より拔荷改を出し、怠慢なく召捕
 て長崎奉行等に注進の事、ならひに海上にて唐船に
 近づくものをも召捕へき旨、松平島津中將吉貴等、西
 國、四國、中國の面々に傳達す、同己亥年六月、寶曆
 六丙子年八月、文化二乙丑年二月六日、文政二己卯年
 十二月、同く改方等の事を達する旨あり、
 享保三戊戌年六月七日、戸田山城守渡、
 唐船に日本船近く乗寄候儀は不及申候、縦通り船

に而も近寄申間敷候之旨、於國々所々、船頭并船問
 屋より急度證文取置可申候、相濟候は、證文取置
 候段、可被申間候事、
 右之趣被相心得、堅く被申渡置、常々無油斷遂吟
 味、外より不相知以前、早速仕置被申付、其段追而
 可被相達候、若外より相知候は、其所々之奉行并
 役人、御代官、領主、兼而吟味おろそか成故と可相
 聞候條、此旨急度可相心得候、領主は不及伺、面々
 之吟味次第直に仕置可被申付候、所々之奉行、役
 人、御代官は、伺之儀例之通可相心得候、以上、
 (下々札)私領之分も、大身小身によらず、不及伺仕
 置申付、其上申上候は、本人同類共に其人計仕
 置に罷成、其類は先々吟味は行届申間敷候間、
 私領共に伺之上仕置申付候は、本人并同類等、
 數多も出可申哉に奉存候、舊命集、憲教類典○按する
 長崎奉行、京都町奉行に渡され、下札にて建言せし、
 用ひられずして、遂に請向に聞られしなるへし、
 享保三年十一月廿八日、
 去頃、大坂町奉行所に而唐物拔荷之者召捕候付而、
 同類共國々に申越、段々被差出候得共、而々手前よ
 り改被出候との儀者、未届無之候、當六月書付を以

相達候趣も候處、如何被相心得候哉、先頃被差出候
 は、大坂に而相知候分計之儀に候、年來之事に候得
 は、拔商之者餘分可有之候間、西國中國筋津々浦
 浦、人之多く集り候所は、平日無油斷被致吟味、他領
 之者に而も、拔商に携候者は召捕、大坂町奉行、長崎
 奉行兩所之内、手寄次第可被相届候、尤召捕候者を
 被差出候には不及候、以上、
 十一月
 松平薩摩守 牧野備後守 伊東修理亮
 島津淡路守 秋月長門守 松平右衛門督
 松平豐前守 松平式部 松平出羽守
 松平隼人正 松平彈正少弼 松平丹後守
 鍋島加賀守 鍋島攝津守 鍋島和泉守
 土井大炊頭 松平主殿頭 松浦肥前守
 大村伊勢守 五島近江守 松平民部大輔
 毛利讃岐守 松平安藝守 淺野又六郎
 阿部伊勢守 有馬玄蕃頭 立花飛騨守
 立花出雲守 細川越中守 細川伊豆守
 相良近江守 中川内膳正 稻葉伊豫守
 木下右衛門佐 毛利周防守 久留島伊豫守

松平市正 松平對馬守 松平肥前守
 黑田甲斐守 黑田伊勢守 松平大炊頭
 木下肥後守 池田内匠頭 關備前守
 池田善太郎 石川宗十郎 板倉謙岐守
 小笠原右近將監 小笠原近江守 奥平大膳大夫
 柳原式部大輔 松平左兵衛督 脇坂淡路守
 森和泉守 森安藝守 一柳對馬守
 本多監物 建部丹波守 小笠原喜三郎
 松平遠江守 松平周防守 龜井隱岐守
 松平土佐守 松平淡路守 伊達遠江守
 松平左京 松平讚岐守 松平隱岐守
 松平采女正 京極若狹守 加藤出羽守
 伊達和泉守 加藤大藏少輔 一柳因幡守
 京極壹岐守

改、其上にて可被通申候、以上、
 十一月
 松平薩摩守 松平右衛門督 松平出羽守
 松平丹後守 松平民部大輔 細川越中守
 松平肥前守 小笠原右近將監 奥平大膳大夫
 土井大炊頭 松平主殿頭 松平周防守
 龜井隱岐守 大村伊豫守 五島近江守
 同日己亥年六月、
 覺
 先頃渡邊外記於御用先、按ずるに、外記は御目付にして、去
 として、豊前國小倉にいたれり、年夏九州筋漂流の唐船打拂の監使
 御用先あるは、此時の事なり、西國中國筋之面々、唐船
 拔荷商之者於領分吟味之様子、家來共相招尋候處、
 或領内之者共其證文申付、或誓詞血判爲致、又は相
 觸候書付を度々讀聞候所々有之由、書付差出候、是
 等之事は無益之儀、改之名迄に而書付に預け置、畢
 竟吟味之本意は不相立事に候、右之類無益成改、自
 今堅無用に可被致候、舊冬も書付を以相達候通、拔
 商之者共、於奉行所遂會議、其領主に申越候得は召
 捕差出候得共、面々手前より改被出候者無之候は
 は、吟味之筋おろそかに候故と相聞候、向後は一人

成共召門候を、專一に可被申付候、以上、

六月
 松平薩摩守 牧野幸之助 伊東修理亮
 島津淡路守 秋月長門守 松平右衛門督
 松平豐前守 松平近江守 松平出羽守
 松平隼人正 松平彈正少弼 松平丹後守
 鍋島加賀守 鍋島攝津守 鍋島和泉守
 土井大炊頭 松平主殿頭 松浦肥前守
 大村伊勢守 五島近江守 松平民部大輔
 毛利讚岐守 松平安藝守 阿部伊勢守
 有馬玄蕃頭 立花飛騨守 立花出雲守
 細川越中守 細川伊豆守 相良近江守
 中川内膳正 稻葉伊豫守 木下右衛門佐
 毛利周防守 久留島伊豫守 松平市正
 松平對馬守 松平肥前守 黒田甲斐守
 黒田伊勢守 松平大炊頭 木下肥後守
 池田内匠頭 關備前守 池田丹波守
 石川主殿頭 板倉讚岐守 小笠原右近將監
 小笠原近江守 奥平大膳大夫 柳原式部大輔
 松平左兵衛督 脇坂淡路守 森和泉守

森安藝守 一柳對馬守 本多監物
 建部丹波守 小笠原喜三郎 松平遠江守
 松平周防守 龜井隱岐守 松平土佐守
 松平淡路守 伊達遠江守 松平左京大夫
 松平讚岐守 松平隱岐守 松平采女正
 京極若狹守 京極壹岐守 加藤出羽守
 加藤大藏少輔 伊達和泉守 一柳因幡守
 以上、大成令、
 寶曆六丙子年八月、
 唐船拔荷之儀に付、別紙之通度々被仰出も有之處、
 近年猥に相成、度々拔荷仕候者も有之由、其上近
 頃度々唐船漂流も有之、右に付而は紛敷儀も有之
 趣相聞、畢竟申付不行届故之儀に候、先年度々被仰
 出候趣、彌違失無之様、自今共嚴敷被申付、拔荷仕
 候者於有之は、相改召捕候様可被申付候、此以後拔
 荷仕候者外に而召捕、吟味之上先々相知候におい
 ては、所之領主越度可相成候條、被存其旨、無油斷
 可被申付候、以上、
 八月
 右書付相渡候面々

松平肥前守 黒田甲斐守 有馬中務大輔
 立花左近將監 立花和泉守 小笠原伊豫守
 奥平大膳大夫 小笠原彈正少弼 中川修理大夫
 稻葉右京亮 松平市正 木下大和守
 松平主膳正 毛利周防守 久留島信濃守
 松平丹後守 戸田因幡守 土井大炊頭
 松浦肥前守 大村彈正少弼 鍋島紀伊守
 鍋島甲斐守 鍋島備前守 五島淡路守
 松浦大和守 細川越中守 相良志摩守
 細川若狹守 細川豊前守 伊東修理大夫
 内藤備後守 島津淡路守 秋月佐渡守
 松平又三郎 松平阿波守 松平讃岐守
 京極佐渡守 京極内膳 松平左京大夫
 伊達遠江守 松平隠岐守 加藤左近將監
 松平筑後守 伊達紀伊守 一柳美濃守
 加藤出雲守 松平備中守 松平土佐守
 松平勝五郎 松平攝津守 松平兵庫頭
 松平出羽守 松平式部少輔 松平周防守
 龜井能登守 酒井雅樂頭 松平左兵衛督
 脇坂中移少輔 森和泉守 森對馬守

小笠原信濃守 本多大和守 建部丹波守
 一柳土佐守 松平越後守 松平伊豫守
 池田信濃守 池田中務少輔 板倉美濃守
 木下宮内少輔 板倉攝津守 關播磨守
 伊東若狹守 阿部伊豫守 松平安藝守
 松平大膳大夫 毛利文之助 毛利山城守
 毛利讃岐守 宗對馬守 松平遠江守
 岡部内膳正

右之面々家來、相摸守按ずるに、老宅に呼寄、銘々書付一通つ、渡之、外に正徳四年五月、享保三戊六月、同十一月、同四亥六月、同十一月九月唐船拔荷之儀に付、相渡候觸書寫一帳に調之、五冊渡之、銘銘寫取候様に申聞之、

御勘定奉行に
 右同文言、
 右之通、西國、中國筋に領地有之面々々々相觸候間、
 右之趣相心得候様に、御代官に可被申渡候、
 長崎奉行に
 右同文言、
 右之通、西國、中國筋に領知有之面々々々相觸候條、被

得其意、右之趣を以、猶又唐船之者に嚴敷可被申付候、

紀伊殿御城附に

右同文言、
 右之通、西國、中國筋に領知有之面々々々相達候間、
 可得其意候、
 右書付、町奉行に一通渡之、

伏見奉行 町奉行
 長崎奉行 京大坂町奉行

唐船拔荷之儀に付、先達而度々被仰出も有之候處、近年猥に相成、度々拔荷仕候者も有之由、其上近頃度々唐船漂流も有之、右に付而は紛敷儀も有之趣相聞候付而、別紙之通被仰出候、

一拔荷之品、何方に而も商賣無之候而は不叶事候條、隨分心掛密々に手筋を拵、少も拔荷之手懸と存候は、早々其者召捕、先牢舎申付、先々相糺可申候、訴之趣相達に而、宜町人を牢舎申付候儀は、聊いとひ候筋は有之間敷候、當り障り食着可致様は無之候得共、不慥事に牢舎申付、嚴敷吟味は如何と

心附候而は、甚不可然事候、隨分致出精召捕候様可致候、且又薩州より京都に問屋定置、年々白糸紗綾相廻、外之唐物は國用にも不足に付、一切何方にも不相廻旨、薩州役人申出候、決而唐物相廻候儀は有之間敷事候、
 右之趣、奉行申合吟味行届候様被仰出候條、被存其趣、向後急度可被相心得候、以上、
 八月

右書付、御勘定奉行に渡之、以上、大成令續集○按ずるに、別紙をもて令せらる、趣、唐船拔荷の事發覺せば、其船主はさるなり、在留の船主まで觸問減せしむへし、もし其發覺其船歸帆の後ならば、在留の船主に罰減申付へきにより、兼て其よしを船主等に示諭すへしとさり、其令條は、唐國總括之部、濱商御刑罰の條にあり、

文化二乙丑年二月六日、戸田采女正按ずるに、老中兵衛、渡御書付、
 唐物拔荷之儀、前々より度々被仰出之趣も有之、奉行所之手筋に而は、毎度差押嚴科に被行事候處、私領において改出し候沙汰も不相聞候、尤領内口留之番所、川船改之番所等、所々に有之由には候得共、問屋之斷又は送狀も見改候迄に而、荷物之改も

無之相通し、三人乗之小船旅船等に至而は、改にも不及趣相聞候、左候而は、可改出様も無之、畢竟其筋之役人共等閑故之儀、領主においても無念之事共候、依之以來は湊内川船改之番所、并湊見張番所共、賣荷物之分自他之船々大小となく、旅船風待汐懸り之船共、時々改之者差出、積荷之様子爲見廻、送状等見届、紅毛持渡之品は手板見届、箇數突合、怪敷荷物と見請候は、荷主に上廻り切解せ見届可申候、改違は不苦候、若不正之荷物或は拔俵物等見出候は、船人共留置、長崎、大坂最寄之奉行所可相届候、尤召捕候者を差出候には不及候、若不呼出して不叶筋有之候は、奉行所より差圖次等家來差添に不及、宿村次を以可差出候、但、手板見届候に付而は、爲突合手板印鑑相渡候様、長崎奉行、京大坂町奉行、堺奉行の差置候間、向々より相斷番所箇所に應、請取可申候、尤九州并長門、周防國之儀は、於長崎表相渡、其餘中國、四國之分は、大坂町奉行所に而相渡管に候、一口留番所陸荷之分も、前條同様に候、一三ヶ年過候手板、或は削張之處有之歟、繼手印形

無之手板は、不正物に準し候、一所々口留番所に而、不正物改出し候は、番人共の厚褒美可被下候、若又口留番所改荷拔通し候は、番人共は急度可申付候、一改方に付、差支之儀も候は、長崎奉行所問合可申候、尤向々番所改方之様子、長崎奉行所より密見廻らせ候儀も可有之候間、其旨相心得、改方嚴重に可申付候、右之通相違候上にも、改方等閑之向々も候は、領主之不念たるへく候條、可存其趣候、右之通、可被相觸候、二月御營日次記、憲法部類續篇、文政二己卯年十二月、植村駿河守按するに、若年寄家長、渡御書付、唐物賣買手板之儀、三ヶ年過候手板、或は削張之處有之趣、繼目印形無之分は、不正物に準し候段、文化二丑年相觸候處、程隔候所之者共は、右年限に至り手板書替之儀も無之、自然融通不宜哉に相聞候、依之三ヶ年目手板書替不及、其儘相用可申候、勿論削張繼目印形無之手板に而、是迄之通不正物に準し

候間、正銘唐物においては、危踏なく手廣に可致賣買候、尤拔荷取締方之儀は、彌以前に相觸候通相心得、尙又改方等嚴重に可申付候、右之通、御料は御代官、私領は領主地頭、不洩様可被相觸候、十二月

十二月

右之通可被相觸候、御徒方萬年記、

文化二乙丑年二月六日、拔荷のもの召捕方及び訴人御褒美の事、ならひに朝鮮、琉球の産物改方等の事を觸られ、同三丙寅年正月二日、また朝鮮産物の改方を觸らるる旨あり、

文化二乙丑年二月六日、戸田采女正渡、一唐物拔荷之儀に付、先年より度々相觸候處、近來不正之商賣いたすもの有之趣、粗相聞不届候、以來は海陸浦方町間道筋、且船中に而も、怪敷荷物と見懸候は、相糺、不正之荷物に有之候は、早速荷物人共其所留置、荷物は所役人荷主立會、封印之上預り置、長崎奉行又は其所之奉行或は御代官、領主地頭可申出候、若荷主宰領等被逃候は、其所之役人共立會、荷封せしめ可訴出事、

一たどひ同類たり共、於訴出は其罪をゆるし、荷物に隨ひ多分に褒美銀可被下候事、

一拔荷物差押候者、并村町役人は勿論、都而不正物附送り候者差押訴出においては、其支配筋役人場所に而始末相尋、奉行所其段可届出候、於然は、右之者共奉行所不及差出候間、懸り合處を不厭、心掛差押可訴出候、尤其荷物に隨ひ多分に褒美銀可被下事、

一薩州よりは、白糸紗綾に限り、京都に問屋定置相廻し、對州よりは、蓬砂其外藥種類、唐物と紛敷品は箱詰之上、朝鮮産之旨相記し、賣先送状等紛敷無之様、宗對馬守役人送状を以相廻儀に候、右之外、都而唐、紅毛持渡之品は長崎表に而買請、五ヶ所糸割符宿老手板證文添相廻候儀に候、手板無之荷物之分は、不正物に有之間、其旨可相心得事、

一右之外、先年より拔荷筋之儀に付、度々被出仰所之觸書之趣、無遺失急度可相守之者也、右之趣、御料は御代官、私領は領主地頭より、浦方村町共不洩様可觸知候、尤觸書之趣板札に認、高札場に掛置可申者也、

同三丙寅年正月二日、戶田采女正渡、唐物拔荷取締之儀に付、去春相違候觸書之内、從對州相廻候藥種類、唐物と紛敷品は、箱詰之上朝鮮産之旨相記候之由書載候得共、嵩高之品は對州より大坂に積送り候迄、葎包に而相廻、藥名、斤數、朝鮮産之旨は差札に認候筈に候間、船中に而改之節、其心得を以可取計候、尤於大坂賣捌候節は、都而箱詰之上朝鮮産之由相記候事に候、右之趣、御料者御代官、私領は領主地頭より、浦方村町方不洩様可觸知者也、右之通可被相觸候、
二月以上、御書日次記、憲法部類續編、

通航一覽附錄卷之十六終

通航一覽附錄卷之十七

海防異國船部十七

○拔荷禁令

寶曆十一年辛巳年正月十九日、拔荷の外、唐、阿蘭陀正物の事は、掛念なく賣買せしむへき旨觸られ、天明八戊申年十二月十一日、また其趣を令せらる、寛政八丙辰年八月廿二日、朱及び朱墨の事、朱座の外に仲買の者を命せらる、により、出所不分明の品賣買せは、嚴科に行はるへきよしを觸らる、文化十一年戊戌年六月廿七日、こたひ不正の唐藥商賣の者を罪せられしにより、向後いよく、江戸本町、大傳馬町藥種屋の外、直引請いたすましき旨、及び同年九月廿二日、正銘の唐藥は危踏すして、賣買せしむへしとの御觸あり、文政三庚辰年三月十一日、また然り、拔荷物賣買のもの刑せられし間、併せ見るへし、關院及び朝鮮國の部に、
寶曆十一年辛巳年正月十九日、松平攝津守按ずるに、年寄忠愷、渡、

御目付ね

唐船拔荷之儀者、御制禁之事に付、急度相改可申儀勿論之事に候、然處唐、阿蘭陀正荷物調候儀も如何と心得違、調兼候者も有之様相聞候、正荷物賣買之儀者、差支無之事に候處、末々之者心得違、正荷物賣買之儀手狭に相成候而者如何に候、正荷物賣買之儀者不苦事に候間、前々之通手廣に致賣買候様、末々之者得と吞込候様、其所之奉行所、御料は御代官、私領は領主地頭より可被申渡候、

正月

右之通可被相觸候、御書付留、天明集錄、天明八戊申年十二月十一日、井伊兵部少輔渡、御目付堀田式部達、

一此度於長崎表、遣用賣等之儀も、以前之如く相止、其上不正之儀無之様、猶又嚴敷被仰出候上者、正物取捌者聊無心遣踏込候而、見込買取候様可致候、且拔荷之儀は、前々より嚴敷御制禁之處、右御制禁不相用、其上一己之利徳をのみ存候而、御國有用之品を以、外國不正之産物を買求候事、誠に不一方重々不埒之至に付、別而嚴密に相糺、不時に嚴敷罪可申付候、畢竟買請候者有之故、拔荷之不埒も出

來候事に付、買請る者も賣渡者も同罪たるへし、其節に至、後悔致間敷候、依而右之次第兼而不申聞、嚴しき罪に行る、に至候て者、無罪之妻子迄其罪科に逢候事に付、不便之至に候條、前廣に觸置候間、以來不正之品相見候は、不可相求、先々之糺に不及、早速其筋へ可訴出候、猶詮議之上、其荷物者訴出候者に可被下之、拔買仕候者有之由沙汰承り候は、是又不糺實否、早々其筋へ可訴出候、同類たりとも其咎をゆるし、其上あたを不成様に可申付候、不正之品買請候者にても、心を改早速自訴いたし候においては、前科を宥可遣事、右等に相背候者は、嚴しく科に可申付者也、

右之通可被相觸候、憲法部類續編、

寛政八丙辰年八月廿二日、備前守按ずるに、若年渡、寄京極高久、

御目付ね

朱并朱墨共、朱座之外脇より紛敷商賣品致間敷旨、前々より相觸置候處、此度江戸、京、大坂、奈良、堺へ仲買之者共申付候、尤朱座にても是迄之通賣捌、仲買之者共者、懸札爲致候筈に候間、朱座并右仲買共之内より、勝手次第買請候様可致候、勿論小賣い

たし候ものは、江戸、京、大坂朱座之内より、鑑札請取、朱座并朱墨共買請、朱は朱座包之儘に而賣渡、職人共遺殘分も右包之儘、同職之ものへ譲渡候儀は不苦候、若此上出處紛敷品、内々賣買いたし候趣於相聞は、吟味之上急度答可申付候、
右之趣、御料私領寺社領共、在町わ不洩様可被相觸候、

辰八月

右之通、可被相觸候、寛政年録
文化十一甲戌年六月廿七日、堀田攝津守按するに、若年寄正致、渡、

御目付わ

唐藥和藥共、上方表并在方より出候分、江戸表に而直引請之儀、本町三丁目藥種問屋、大傳馬町組藥種屋共之外、脇に而一切直引請致問敷旨、享保年中相觸置、按するに、享保十五年十二月なり、其後和藥之儀者、山方より出し候藥種勝手次第可引請旨、元文中按するに、元文三年五月なり、猶又相觸候所、近年猥に相成、山方より出し候藥種へ出所不正之唐藥種取交、或は一己之利潤に拘り、性合等不分明成品も有之候、右者江戸表番組合之

外、藥種屋共和藥種勝手に引請候故、真偽之糺方等も不行届、不正之唐藥種取捌候もの共も有之に付、此度吟味之上、夫々答申付候、依之以來江戸表わ出候唐藥者勿論、和藥種にても、右兩組合藥種屋之外、脇々に而直引請一切不相成筈に候間、自今は兩組合之もの共へ可賣渡候、若相背もの於有之は、急度可申付候、
右之趣、御料者御代官、私領者領主地主より、可觸知者也、

六月

右之通可被相觸候、

同年九月廿二日、植村駿河守按するに、若漢、年寄家長、

御目付わ

唐船持渡之藥種物類買持并荷物並合、引當等に取組候者共、近來賣買を危踏、融通不宜趣相聞候、商賣に搦候町人者勿論、都而國々迄取捌候ものも至迄、假令公事出入吟味中に而も、無障取引可致候、若又正銘唐物致所持、或は並合、引當等に取置候共、妻子不拘、當人計御仕置に成候節者、其節不及缺所、妻子に可被下置候、吟味中家財を改封印付候

共、唐物においては封外候條、少も疑念なく向後手廣可合賣買者也、

右之通、御料者御代官、私領者領主地主より、不洩様可被相觸候、
右之趣可被相觸候、
九月以上、文化年録、

文政三庚辰年三月十一日、植村駿河守渡、御目付課訪源六郎達、

藥種之儀、上方表并從在方、江戸表へ出し申候唐藥者勿論、和藥種に而も、江戸兩組藥種屋之外、脇々に而直引請一切不相成候筈候間、自今者兩組合之者共へ可賣渡旨、去る戌年按するに、文化十一年にして前あり、相觸候處、山方より出し候和藥種之儀者、元文中相觸候通、問屋に不限何方に而成共、勝手次第賣買可致候、尤山方より出し候藥種、出所不正之唐藥取交、或者一己之利潤に拘り、性合等不分明成る品於賣買致者、急度可申付候、
右之趣、御料者御代官、私領者領主地主より可觸知者也、
三月

右之通、可被相觸候、御徒方萬年記○按するに、天明のはしるもの、抜荷の事を論じてこれを奉る、役人分て二卷となし、辨國以言と題す、時の執政田沼主殿頭意次、これを御勘定奉行松平伊豆守に下して、建儀の當否を亂明せしむ、伊豆守熱察して、長崎貨物の抜荷を制するに、大臣を用ふべきといふ事を論じ、商賈森羅の爲に、老中大坂に在勤せん事、鶴を割くに牛刀を用ふるの類なりと駁し、諸商の事を論ずるに、周禮の文を引當せしも、當時封鎖の制なれば、用ふるに足らざる旨を言上せしといふ、然れども其論深切に聞え、其中一二をとりて可なるものある、こととし、よて贅に似たれども、姑く左に存して參考の一助とす、

唐阿闍陀拔荷御禁制之主意

異國抜荷御禁制之儀者、御國家之御大政事に而、宗門御改同様之御子細有之候、依之古來より段々嚴敷御禁制被仰付候事に御座候、近年別而甚嚴密に被仰付候に付、長崎表之抜荷者相止候段承り及びひ候、乍然一體之抜荷之儀、見積りを以相考候處、兎角相止不申儀と被存候、其證據者、抜荷御禁制嚴敷被仰付、夫丈御買上物之高相増不申、却而銅御渡高減少に罷成候上者、抜荷丈之品々不足に而、諸式高直にも拂底にも可罷成處、左者無之、近年者總而唐物類下直に罷成候上に而考候而も、抜荷相止候儀とは相見不申候、右荒増之見積り、異國交易物銀高五千四百貫目御拂立候、問屋向へ渡り候割増

四雙倍五雙倍之見積りに而、金高凡四十萬兩程、是一切唐物商賣之總高也、扱日本國中通用商賣之織物、糸類、藥種、砂糖、鈦鈔、其外一切小間物、荒物類賣捌、年分總高凡百萬兩と申數にも及可申候と、下説には申候、此等者見積り計之儀に而、儘に計兼候得共、四十萬兩にて可相濟事とは不被存候、此所に而兎角拔荷入難り申候事相見え申候、又細に調申候得者、藥種類者外之品々と違、天下一統要用之物にて、其内手置き物年々遺潰し候故、四五年も持渡り無之候得者、手支可申所、物に寄六七年持渡り無之品々有之候得共、随分澤山有之候、此等之所に而相考候處、嚴敷被仰付候以前に少も替り不申候、只今迄之御振合に而者、此上何程嚴敷被仰付候ても、手段不行届候ては拔荷者相止申間敷候、五金之内、金銀者取分國家之骨に立候物に御座候處、右之品異國へ散り失せ候に付、依之何となく金銀拂底に罷成、年々困窮に及候儀者、甚歎敷儀に御座候間、如何様之御仕法に而も立候而、急度停止有之様に仕度候事、

改り、嚴重に無御座候而者相止み申間敷候、先右御懸り重職之御役人有之、其已下段々御役懸り有之、拔荷之一件者、此重職之御役人御直支配に罷成候様にも仕度候、諸奉行共に掛りに罷成、諸國共に此被仰出行届、賞罰共に格別嚴重に而、此筋出精勤功之輩者、立身出世も格別に罷成候様に勵みを付、又拔荷之輩、明白に露顯之上者重罪に可被行候、拔荷之儀者、我國之金銀外國へ散失候のみならず、外國人と心を合せ、上を欺き候事を仕候上は、宗門等之儀を始、何事を申合候も難計候故、反逆同様之筋に而、五逆罪第一之惡行に御座候間、罪名決定之上者、重罪に不被行候而者不叶事に御座候、然處長崎表に而只今迄拔荷露顯之者、罪科被仰付候儀時時有之候得共、死罪に至り候者は一人も無之、先つ者所追放位之儀に而相濟申候に付、直に立戻り惡事をも仕候事に及承候、按ずるに、往年は拔荷御仕置みなを減し、耳鼻を斬り、過料等の法三章に定らる、後年其法また廢して、舊律に復さる、此頃は、また古復巳前の事なるべし、其上先年月詳ならず、於大坂、ウニカウル始、唐藥種類拔荷有之節、一々露顯、罪名決定仕候者百五十人計、其内頭取候者遠島被仰付、其外夫々に御仕置有之

儀に御座候由、依之右之一黨之惡黨共拔荷露顯之御仕置、長崎者勿論、於大坂遠島に相止り、一命に及不申儀に相心得、彌拔荷相止み候儀無之事に及承候、右者露顯伺之者之儀者、しかと罪定め不申候得は夫迄に不及申、先は追放位に而相濟申事之様及承候、右に申上候通り、五逆罪にも至り可申儀故、格別之嚴科に無之候ては、相當不仕事に被存候、扱又只今迄拔荷は長崎に而計有之物之様に相成候故、長崎御奉行計之持前に相成、其響きにて大坂にも少し御吟味も掛り候得共、夫迄之儀に而、長崎奉行之外に拔荷吟味に掛り合、專に持前之役柄に相成候人無之故、自然と等閑之御沙汰に罷成居候、重職之御役人御持前に罷成、夫より段々重き御掛り合も有之、總一手に而諸向御役人共に、一々御持前に罷成、此吟味行届目立候事有之候得は一稜とし、勤功に立候様に有之度候、長崎御奉行之手先に而、拔荷禁制相成候物には無之事之様に被存候、其上我國之金銀銅、萬國にすくれて多き國故、萬國より目を掛候に付、此事に於而格別之嚴科無之候而者不叶事に御座候、如此相成候得者、拔荷御禁制

行届候而已ならず、我國之武威萬國に輝き可申候、一凡此一件に付、此末に申述候次第委細にしらへ、當用に可相成程に糺候段に至り候ては、根元之所我々式之可奉存事に無之候、右委勘勘定合等者不相成候、勿論此一冊之内、存寄違勘定違等者、嘸多く可有之候得共、此所を考候而者、存寄を申述候事者不相成候に付、只今大圖之見積り、人つての物語り杯をより所にて書記申候故、儘成事者無之候、只其大意計を申述候事、

一總而拔荷之品を糺候に、藥種之拔荷第一之事と承り候、其外之品も夫々に拔候得共、おも立候は藥種に御座候上、唐物類之内第一之要用之物に御座候間、藥種拔荷御吟味計、先以格別に有之度候、總而、諸藥種共に長崎表に而、御拂之品々計にて者、年分之遺料引足り不申候上、藥種之品少く持渡無之物多く御座候、依之、長崎持渡り之高、此通りにて拔荷無之候得者、國用に足り不申、却て上下之難儀に罷成候、此儀者我國年中遺料之色品、并多少之譯と、長崎御拂之高とのしらへ無之故之儀に御座候、ひそかに考候處、拔荷に出候品之分、表向之長

崎持渡りに不仕、依之直段上り、其品々を好み申候上にて拔荷致候故、逆に大利を得候事之様に被察候、尤外之品と違ひ、相場之高下夥敷有之物故、拔荷之利徳多有之候うへ、かさひくにて金高成物渡り候に付、拔荷者薬種を第一と仕候事と被察候、尤沖中の拔荷、其外口々の拔荷も有之由候得共、其實は此方の船を仕立、唐土へ着岸にて心のまゝに拔候由承候、其外此方にて切れ申候品之注文を以、火急之内證交易も有之歟、いづれ自由成通路之様に被察候、其證據者、龍眼肉去年持渡之品、當年かひかき用立不申、御貴人様方召上り料指支候時、御用被仰付候ても、中々御間に合不申筈之處、四五十日も経候得は至極宜品持出候、是等はいつ方よりも出所無之物に而、急に申遣し取寄候事と被察候、ウニカウルは長崎御拂より江戸迄、數人之手を經候故、直段一匁に付七八雙倍御座候處、地の相場は四雙倍餘に而何程も有之候、大風子と申薬は、日本國中田舎迄渡り相用候薬に而、なくて不叶物、尤代薬も外に無之、夥敷斤數入用之名代之物に御座候處、四五十年來長崎持渡りには、一斤も無御座

候、白豆蔻と申薬も、醫者日用之薬御座候處、六七十年來持渡り無之候處、右兩品共隨分澤山有之、事缺申候事無之候、此等之類何はとも有之候、下説に而承候處、拔荷物之高、大抵平均長崎持渡り之四分一程も可有之候由、尤これは平均のならしに而、一品つゝ引わけ申候得者、持渡り無之物計拔荷に出候故、一品之上に而者、不殘拔荷に而國用相辨來候事に相成居候由、右四分一とは承候得共、日本國中賣捌の總高を、其道の者に尋候に、大抵四五萬兩も可有之様に申候、御交易總而四十萬に引當候得者、此内に者吳服物并其外諸式共總高故、拔物者存候外より多く候事と被察候、依之拔荷なくて國用足り不申事に相成居、御禁制嚴候已前に少も替り候事無之候、爰にて長崎計り之證議に而者相止み不申事相見え候、然處長崎表薬種吟味之者を始、諸役人共に我國に入用之薬種何々と申事を、しらへ、覺居候人無之と相見え、何と申薬種何十年渡り不申候ても、さのみ氣の毒成事共不存、其外に此所へ氣の付候者一人も無御座、其儘に致置候事故、拔荷無之候而は國用必至と差支候、尤拔荷に而お

しはれ表を立候大商人大分限之者、大坂を始め諸所に何程も有之候由に候得共、長崎御奉行は、他國の事故御構無之、他の御役人は、拔荷御吟味は長崎御奉行之持分と致置、取しきり候吟味は入らぬ世話之様に相成候故、雙方隔り、證議之取しまり無之様承候、何れ此御證議は、大坂江戸の内に而無之候而者罷成不申候事に而、長崎御奉行之手先に而者、一向分り不申事と被察候、しかるに拔荷之御吟味と申せば、長崎御奉行一手計り之持前故、何程嚴敷被仰付候而も、一統に者行届不申候、尤長崎を始口々の拔荷、其場において御吟味の儀者勿論之儀に候得共、此儀は種々指支共有之、一々に御吟味不行届勝に御座候、依之抜口はともかくも、右の拔荷賣捌自由ならざる様に仕、依之自然と拔荷相止候様に仕度候事、此一冊の大主意に御座候事、一薬種類拔荷御禁制之御仕法者、薬種座御立被成候儀可然候、座法之立様、只今迄有來候諸向之座法之様に而者不相成候、格別に手段有之事に御座候、先大坂と江戸とに、右之座方御立置被成、扱只今迄用來候薬種之品數と、入用多少之色品とをしらへ

置、是迄數十年來長崎持渡り之品々しらへ申候而、引合見申候得者、此内不足成物と、一向持渡り無之候て世上にて用居候物の分者、拔荷にて濟來候次第相分り候、其上にて日本國中、年分入用高と當時之有物高と、可相成丈け大方にもしらへ置、此後年年持渡り物御注文にて、拂底成品々持渡り候様に相成候得は、御國用之不足無之様に可相成候、此上に而者、夫々御吟味も可相成候、如此之しらへに座法無之候而者不相成候、座方立様之手段、其仕法工夫有之候、先大意計申述候、一體之主意、外國之物を御國用のために御取寄有之事故、年中入用之高者、是非御調へ可有之筈に御座候處、其儀者無之、無體に拔荷之御制禁有之御儀者、不得其意事と被存候、勿論只今迄之通り、長崎に而當座御拂方之御仕法に而者、此調方決而罷成不申候間、是非座方無之候而者不叶儀に御座候、右之通り座法相定候得者、拔荷賣捌場無之候故自然と相止可申候、夫とも内密に有之候共、改方之筋道立候得者、證議も隨分行届可申候、其上外之品と違、十分に有之候得者、其上に者入用無之物に御座候、たとへは砂糖

下直に候得は、人々買求候者多く、吳服物其外も下直に候得者、用候人も多く御座候處、藥種下直成とて煎て吞候人者無之候故、餘慶丈け餘居候、其上を拔荷致候而者、夫丈けねせ物に相成候故、はり合ぬけ、自然と拔荷は相止可申候、只今迄之通り押渡り之品、當座々々に於長崎表御拂に相成り候得者、總體之御勘定之取しまりに而者、宜敷可有之候得共、其品直に町人之手に入候而、拔荷之品と混雜仕候故、拔荷之手廣く罷成、其當座より御詮議相成兼候、依之長崎表之御拂方御停止有之、直に大坂と江戸とへ右之色品を以被差越、座賣に罷成候得者、總櫃物に目印焼印も付候物故、拔荷と混雜不仕、御詮議行届可申候事、

一藥種座立候は、御直段上にて何品とも御益に相成候儀可有之候得共、藥種者人の命にあつかり候物故、可相成丈け下直に被成下候方と被存候、且又座賣下直に相成候得者、拔荷も徳用薄く、高直に御座候得者徳用多く、拔荷之端と相成可申候、直段下直に而者、御益少く相成候様に御座候得共、此所に手段有之候、總而長崎に而御交易之諸式品數

多御座候内、御元直段に甚不同有之候、吳服物類など、其中にも別而御不益成物に御座候、藥種類者甚御益厚き物に而、あり合一體之御益に罷成候、此儀も後に委細にしらへ候藥種座立、藥種御同用に行渡り候様に仕候に者、只今迄より餘程色品も多、斤數も増候事故、夫丈けに吳服物類を始、總而御不益成品御減少無之候得者、銅俵物御渡高に引合ひ不申候、御不益之品減少、御益之品増候埋合故、藥種類座賣之直に立候ても、却而御益厚く可相成候事、砂糖御交易之筋に者、別而勘辨可有之事に御座候、總而我國の人、砂糖をおしなへて相用候所、よくよく物の心を考候に、貴人方は格別之儀、下賤の者とも、異國の物を味噌鹽同前に、日用之慰みの食物にいたし候事、甚有之間敷事に御座候、砂糖總渡り高の三分一菓子入用、三分二下賤の食用に相成候、此儀者中以上の人の一尙不心附事に御座候、砂糖渡り高年分之大數、氷砂糖十三四萬斤、大白一二萬斤、中白砂糖二百五十萬斤程、此内氷砂糖と大白砂糖者、貴人方御菓子料に相成、中白砂糖二百五十萬斤之内、百五十萬斤者江戸にて潰し、殘百萬斤者日

本國中の入用と相見え候内、江戸の入用者此上にも可相成哉、先此見積御座候、江戸入用百五十萬斤之内、四五百斤程者菓子屋入用、あとは不殘下賤の者之食料、小買のなめ物に相成候由、其證據者春より夏へかけ、さつまいも、瓜、西瓜出候得者、砂糖の潰方うすく相成候、總而餅米うごんの粉之高直成年者、砂糖のさはけ少く候よし、其道の者の物語にて承候、これにて下賤の者の食料に、多くさばけ申候事相知れ候、氷砂糖一斤に付銅百四十四五匁にはかり、中白砂糖一斤に付銅九十四五匁にはかり申候、此銅外國へ渡り切にて立戻候事は無之物故、砂糖は銅同前の物に御座候處、下郎匹夫の食料に心もなく消行候事に付、百萬斤に及候銅、此ために年々異國の寶相成候事に勘辨可有之事にて、停止なくては不叶事に御座候、乍去下賤の者の食料仕候儀者、停止被仰付候て相止み可申儀に無之、只座方の仕法に寄、相止み可申候事、

一砂糖座之立方者、氷砂糖、大白砂糖者、只今迄之通り有之候而、中白砂糖持渡り高半減にも被仰付、砂糖長崎にて御拂無之、其儘にて大坂江戸へ積送り、

座方に取入、直段只今迄より三雙倍之上りにて、一斤に付十匁位にも上げ可申候、但し此相場上げ之儀者、甚手段有之候、如此御座候得者、砂糖潰し方者格別減少可仕候、只今迄も時に寄、相場之高直成時者、潰し方甚減少仕候由承候、乍去直段高直に相成候得は、此所にて拔荷も出可申處、藥種と違拔荷は有間敷候、只今迄も砂糖拔荷は無之物と承候、其子細者、直段下直にて金高上り不申、何百萬斤と申高の物故、かさ高にて拔荷は相成兼候由、相場上り候ても、一斤十匁を時に見詰候得は、拔荷は出申間敷候見積りに御座候、萬一出候ても座方相定り候得者、吟味者隨分行届き可申候、如此に相成候得者、砂糖渡り高三ヶ一減少、相場三倍上りにて、御益者相増可申候、下賤之食料は大半ならず相止可申候、尤只今迄は能さばけ申候様に仕候手段に御座候處、此仕法者其裏に罷成候、只今迄之了簡にて相考候へは、御元直段より御拂直段高之内にて、過分之御利潤有之様に相聞候得共、此直段しらへ相改り候手段御座候に付、段々に直段上り行候者、理詰之事に可相成候に付、格別之御利潤と申儀には

有之間敷候、扱右之通り小賣少く罷成候は、持渡高減少にても御間に合可申事、

一總而之物座方有之候内、唐物類座方無之事は、有之間敷事に御座候、此儀は長崎にて御拂に相成候儀故、諸人恐入座方願出候者無之事を被存候、何を置候ても、座方無之候ては不相成事と被存候、座方より吟味仕候得は、扱荷は大抵相止み可申譯合に御座候事、

一總而諸向之品座方有之、此手より相改候儀は至極行届申儀に有之候、況扱荷御吟味之儀、別而何方より相改候よりも、座方より相改申候方、委細に行届可申、旁以座方定め不申儀者、決而有之間敷事と被存候事、

相場心場之事

一相場之儀者、何によらず六ヶ敷物にて、上之御自由にも不相成物に御座候、我國より出候米穀、酒、油之類共、相場者上より御立可被成物に御座候に付、元文之頃より、段々厚き御世話も有之候得共行届兼候、唐物類共に相場之御吟味無之、成合次第に相成候處、唐物者持渡物の外、出品無之筈の物故、座

方相定り、扱荷相止申候得者、相場は座方の心儘に立可申候、扱又只今迄間屋に持來候品々御改にて座方へ入、右持主直に座方に相加り賣捌候様に可仕、利分割合は、其時に至り相對も可有之候、如此罷成候は、相場者座方にて随分自由に可相成候、此一冊之手段に相成候には、相場之權威、其始に座方に付不申候而者決而不罷成候、總而扱荷は相場高き物に計有之事に及承候、依之、相場のくるひ計に而も、扱荷の有無者相しれ申候、尤商賣向者相場を第一に仕候と申内、外國と交易者相場之儀、別而心を入可申儀に御座候之處、其儀無之候故、扱荷出申候、其子細者我國中にて考候に、一切作物の出來不出來、破船燒亡等にて、諸式相場高下有之候通り、格別高直成品持渡り候得者、御買上無之持歸りに罷成候事必定故、持渡り不申、此方にて高直に相成候時に至り、扱荷に出候事可有之候、然るに前々申候通り、藥種吟味を始、長崎諸役人に我國の入用品々、何と申事をしらへ覺居候者一人も無之候故、何を持渡り不申候ても構不申候、只其節持渡り有合之品にて、當座之御益付候得は、勤方相立候事

と計心得居候に付、いつも外國にて出來もよく、相場下直に付候物計持渡、賣付罷歸候事にて、相場高直に長崎御買上に相成申間敷物者、内證實に計り出候かと被存候、されはとて、此後注文を以被仰付候は、其内には格別高直成物も可有之、此儀者其時の勘辨物に御座候得共、此品を積返し申候而者、扱荷者相止申間敷候に付、何分我國の産物に、年豊凶御座候通り之心得を以致勘辨、取捌候心無之候而者、入用物不殘手に入候儀者相成申間敷候、依之相場之心得は可有之候事、如此所にも勘辨仕候にも、長崎交易に携候者は、異國之人情に通し候人に無之候ては、行届不申儀故、一句一文不通之人計りにては、此手段は相成不申候事、

銅相場次第不同之事

一總而交易之道者、互に時の相場を細かに存合候上之儀にて、たとへは江戸と大坂と賣買仕候にも、其通りに御座候、唐もの金銀銅并諸式之相場は、とくど承紀置度事に御座候、勿論唐方、阿蘭陀方どもに、其時の相場は、此相場筋不相分候得は、何か甚秘し申候而、不申間事に御座候由に付、行届兼候

事有之候、此儀者心を付承り糺候は、可相分事と被存候、總體長崎表之物語など承り候處、阿蘭陀之銅一本に付、日本通用銀五匁餘に相當、唐は八匁位にも相當仕候よし、外國に至り候而者段々高直と承候、古き人の物語を承候に、唐にては灰吹銀一匁に付銅二十匁替と承候、然所此銀の位、此方の三雙倍位と承り候故、夫たけ位貴く、諸式交易之節者甚相異可有之事に被存候、禪真凌史三十六回小諸物にも、黄金五十餘兩は五七三三五十兩の銀子と有之候、しかれば金一匁と銀七匁相當と相見え、これにて見候ても、銀子者甚位貴き事に相見申候、何かに付年々の相場者、承届置度事と被存候、我國通用の地相場、小判一兩銀六十匁替、銅一貫目に付銀二十二匁替、百斤に付三百五十二匁、大坂銅座相場百斤に付二百七十七匁、異國渡し銅高三百萬斤、銅座上納直段百斤に付百五十匁、長崎にて銅座餘銅と稱し候時之相場、百斤に付百九十匁、但百斤に付三百五十二匁者、通用之相場に御座候得共、銅座相場も天下の相場有之、間違出來候間三百五十二匁を地賣相場と申唱候事、此通り不同有之事

者難心得事に候得共、銅座之相場者、掛札のみにて求候人來候ても、有合無之と申賣不申、此所子細有之候而、彼是相對にて、畢竟之所地賣相場に相成候事に及承候、

但し、此銅と申はいつれもなまこ銅之直段也、尤相場者、時により高下御座候得共、此異國渡し銅直段者、寶曆六年以來銅百斤に付銀百五十匁を以、定直段に立候由承候、其節より座賣之定直段、百斤に付二百十匁、安永九年より七匁の直段上り有之、當時は二百十七匁懸札にて、定直段有之候間、時相場と申儀には無之候、尤諸銅山御買上直段者、御年貢同前にて、通用相場をはつれ下直に立候に、懸銅座願候砌、爲御奉公異國渡之銅に限り、如斯定直段を以引請候事に御座候、尤此儀に付候ては、段々子細有之儀に及承候、此所には略之、相場之不同右之通りに御座候、其内地賣百斤に付三百五十二匁と申者、實に天地之相場と被存候、總而相場者人作に無之、自然成物に御座候、依之諸銅山より相場上之儀にて願候得共、長崎御廻銅へ響申候由被仰立、御許容無之趣に

及承候、是は相場之積に不通達人之評議と被存候、是等之心得違より、此末に申述候種々弊出來候事と被察候事、

右之通及承候、其事に搦り不申候故、體成事者不存候得共、大圖にもしらへ不申候而者、一體之趣意不被申述候に付、先此段調置候、此異國渡し之銅三百萬斤之内、年々御渡方及減少、只今者唐方へ百三十萬斤、阿蘭陀方へ八十萬斤、都合二百十萬斤の高に相定り候由に候得共、按ずるに、渡銅を三百萬斤に定められしは明和二年々種々御調物等有之、や、もすれば三百萬斤之高に相成候由、仍之此後の勘定も三百萬斤と定候而、積りしらへ申候事、
一阿蘭陀へ御渡直段、銅百斤に付御定直段六十匁二分五厘、御買入直段百斤に付銀百五十匁と定、不足分御償銀に立、
一唐方へ御渡直段、百斤に付百十五匁、御償同斷、右之通、唐阿蘭陀へ銅相場下直に立御渡有之事、右者古來より之御定直段之由、不審成事に御座候得共、ひそかに相考候に、古來者銅澤山にて金銀出方少く候故、相場下直に立、是を以御定直段に相極申

候歟、唐方へ御渡有之銅者、其以後一度相場直り、阿蘭陀方者昔之儘に有之事にて、若又御交易之上にて、御益有之候處之目立候様にも心得候て、銅の上にて指引仕候か、或又異國人より賄賂を以、如此下直に立させ候哉、いづれ雙方の内不同有之事、下に而者難計事に御座候、先以及承候に任せしらへ置候、右者銅相場次第不同のしらへに御座候、一總而相場之儀者、甚大切成儀にて、既に唐土にて者、古代賈師と申官人有之、相場役人に立候、其已來世々之天子御自分之御世話にて、米穀其外之相場者、官府之心に任せ申候事と相見え候、阿蘭陀國にても猶更、此儀國王之主役に御座候由承之候、前に申候通り我國に而も、御世話も有之候得共、外之品者御自由にも不相成、金銀銅計者御役所之御計ひに任せ候處、如此相場に相異有之候故、地賣相場と申者下より立賣買仕候、其外種々故障之儀御座候、右故障之譯は、一は不及申指當之所、異國御渡候銅御定直段下直に立候故、償銀之勘定立候節、銅座銅定直段、百斤に付百五十匁と申を相場に立、御勘定有之事と承候、此直段者相場にては無之、諸

銅山之御年貢同前之儀にて、其上を銅座に運上并勤功に仕、上納仕候事に御座候、是を以相場之積に心得候ては、銅山銅座之出精者空敷罷成候、此御直段者、山出しより銅座上納切之御益にて、勿論此儀に付銅山銅座等へ向、數十萬兩之御前借等も有之、種々御難用も懸候事と承候、旁以其場切之御益にて、御藏入以後は地賣相場に立戻り、御償銀之節も地賣相場に引合せ勘定不申候ては、誠之御益御不益者相見え不申候、當時御威光にて右之通り下直に銅口口申候共、此銅には百斤に付銀二百十七匁と申、銅座定直段三百五十二匁と申相場へ位は持居候、此則銅の位に、此相場違より枝葉之儀に至り、種々之行違ひ有之候、唐より年々馬城金と申金子を持渡り、銅に引替、阿蘭陀者年々デカトンと申銀錢を持來り、其外錫鉛等持渡り、銅に引替候由、御買上直段委細に者不存候得共、地賣相場に引當候ては御益無之物と被存候、又紅毛方に以前金十兩、銅百萬斤宛渡し來候處、明和之頃より相改、銅八十萬斤相成り、金者渡し不申、金替り銅七萬斤定之外に御渡有之段承り、金代り銅七萬斤賣渡直段、

百斤に付六十一匁七分五厘、總高四十三貫二百二十五匁、金千兩者六十貫目故、此高とは可然候得共、此價六十一貫五百五十匁、大坂上納百斤に付百五十匁之相場と見申候者、百五十目と相成候、紅毛銀唐金銀并錫鉛之交易も、此相場間違にて徳分多候故、持渡り候事と相見え申候、荒増積如此御座候、又紗綾縮緬千反に付、銅座定直段にて候、依之如此價銀に相成候百五十一貫九百匁と相成、地賣相場にては二百四十六貫四百目と相成候、此金四千六百兩二分十匁と相見え候、此高之金子にて無之候ては、相求候儀不相成、銅を千兩の金代りに御渡有之事、相場之不同より之儀に可有之哉、其外又紗綾縮緬之類千反に付、御買上直段四十五貫目程、此所へ銅三萬九千三百三十斤餘御渡有之候、銅座相場にて八十四貫九百目餘、然る處、此御拂六十五貫目程と承候、御本直段八十四貫九百目之品を、六十五貫目に御拂有之事者、是又相場御構無之故之行違ひと被存候、深き子細有之候哉、其品者不存、先者脇目より見申候所、相場之不同より之事と被存候、此外是等之類何ほとも有之候、又異國へ御渡被成

候銅に御定直段御座候は、御買入に御定直段有之筈之儀に御座候處、唐阿蘭陀物御買上者、其品品により一々御直段付有之事故、此所に定直段と申事は無之、諸色之御直段甚嚴敷御吟味詰候故、銅の上にて者、通用より格別下直成御直段之上に、御價有之候而、定直段に立被下候而も、其儀を難有儀と奉存候筋に者不相成に付、誠に目に見え不申事に而、銅山銅座之出精勤功空敷罷成、其分異國人之利徳にも、御奉公にも立候筋合に罷成候、又先年阿蘭陀へ御渡銅御減少之時も、種々取合有之御請申上兼候由、按ずるに、こは寛保三年以來數年之間の事にして、明和年中にもまた然り、此時も相場上げ之儀被仰渡候間、御減少に罷成候得者、異國人とも承引仕能き事早々被存候、先年より銅地賣相場年々高直に罷成候處、古代下直之定直段を以、年々相場不同有之品と御交易有之儀、其意得不申次第に被存候、總而此國無之物者、御不益に而も、異國より召上られ候儀、無是非儀に御座候處、金、銀、錫、鉛、紗綾、縮緬等、此國に何程も有之物を、異國より持渡候に任せ、御交易有之儀に付、國用之錢も銅に而吹候事不相成、段々減少に及候儀は其意を

得不申儀被存候、又異國御交易之本筋をせば、とても金銀に而御交易無之事故、銅を以諸色の直段を定め申度事に御座候、其儀は致付け不申候而事改り、如何敷儀にも有之候は、此已後者異國渡し之銅、地相場に御立被成候而御渡有之、夫たけ諸色之物銀積り高直に御買上被下候得者、金銀にて御渡無之物故、銅、俵物渡し高者只今迄之通にて増減無之、正直之御益御不益眼前にあらはれ、一體之上にて、其筋道立候次第可有御座候、委敷勘定等者不心得候得共、彼是物語等承候に、御交易之出銀を以、長崎御入用等差引、凡二萬兩たらず之不足之由に御座候、此儀者銅直段百斤に付、百五十匁を相場之様に心得候受勘定と承り候、銅地相場に立候ては、又夫丈之不足可有之候、其上當時御渡無之金銀より、御渡有之銅を下直に被立候事は、表裏之心得違之様に被存候間、何分時之相場にて御勘定有之方明白と被存候、俵物とても其通、此方にも御買入直段よりは格別引おとし御渡有之、不足分御價銀に立候、如此次第故、異國交易之總しらへ、其入組一通りにて者心得かたき事共に相聞候、乍然只今迄之

仕くせにて、如此相改り候へは、格別御不足之儀多く相成、夫たけ御益も見え不申様に申人も可有之候得共、左様之儀に無之、如此無之候而者、天下萬民之ため、年々過分之御失脚懸り、異國之品者交易已下事あらはれ不申、其上異國御交易之上にて、格別之御益有之事に不心得者は、諸人共に奉存、異國人共に其心得に御座候事者、以之外之儀にて、萬事に付了簡違の始にて、たとへは金百枚之道具を十枚に、人の二十枚の道具と互に替へ候て、徳付候て悦候程の間違出來申候、たとへ十枚に求め候ても、我物に相成候上は、百枚之位者有之事に御座候、是則相場之重き所に御座候、右異國渡し銅直段上り候得者、夫たけ銀積り上り候故、御本直段高直に相成、夫丈一統之直段引上げ候ても、元來正直成所故、世上共に心服可仕候、是則實情明白之手段に而、悪吏の姦を防專一と奉存候、砂糖直段上げ之儀も、此筋より割出候得共、理詰にて直段上げ行可申、右者銀積り之上計之儀故、銅俵物共に御渡高只今迄之通にて、此手段に付銅山銅座之御益、只今迄うつもれ居候を引おろし申候筋故、夫丈之御益に

而も、三萬三千五百兩之高下相見え申候、此外俵物
價銀相止、夫たけ御益付可申、勿論相場者何によら
ず、甚大切之物にて、次第不同有之事は以之外不宣
候事と被存候、前々申候通り、相場者權威役所に附
候様に仕候而者、相場之立方得手勝手有之候ては、
天然自然にさからひ申候故、とても自由に立候事
相成申間敷候、依之異國船之銅座上納直段者格段
之儀、其外之相場者長崎御交易を始、一統平均に仕
度候、如此無之候ては、相場も町家より立候様に、
外に不相成候のみならず、段々入組候上、種々之間
違出來申候事、右相場之不同を改め申候に者、諸銅
山之銅御買上の時、相場を以御定被成、御運上者銅
山の出方より何方へ上納と申事相定、此儀者銅年
貢として被召上、銅座とても同断にて、運上者別段
引分け、其外御買上之分者、時相場を以被召上、此
仕法を以、銅座之相場も御定有之、異國之銅も平均
時相場定、總勘定合せ只今迄之通出入無之様に相
定申度候、相場に種々不同有之候ては、枝葉之儀に
至り目に見え不申、行違有之候事、總而長崎御交易
に付候諸勘定心得の物語を承り候、銅相場者銅座

上納之直段、百斤に付百五十匁を相場に立、異國人
へ御渡被成候には、又別段に下直に相場を立、俵物
も御買入直段より者下直之相場を立候、樟腦杯之
上にも、買入直段一斤に付二匁三分、賣渡之直
段一斤に付九分二釐餘も、按ずるに、此中間
脱文あるべし。此類有之
候事、扱異國人には種々諸入用多く掛候様仕候而、
可相成たけ遣捨させ、諸勘定の手段可相成たけ、不
益之目立不申様に取繕ひ申候手段と承り候、此儀
者人情にて左も可有御座儀に候へとも、我國之内
の土民通用の儀と違、異國人と交易之上にて、國家
之損得にあつかり申候勘定に、如此つくりひか間
敷事を仕候者、以の外不宣事に御座候、此心得違よ
り、相場に二段三段之相違も入用之儀有之事と被
存候事、
一吳服物被荷之儀者、儘成儀しれかね候、其子細
者、藥種者我國の入用高より取入申候事故、前々
申候通り理詰にて相分り、吳服物、其外小間物、
荒物類者、有次第の物故、儘成しらは、其場に
立候者に無之候ては相しれ不申候、いつれ唐物類
は是非座賣に罷成度物と被存候、尤唐物類者餘方

之座と違、長崎御拂之心得を以、直に座に定め申
候事故、格別成仕法可有之候、先藥種座を立、其
上にて段々諸式之調も出來可申、座方之仕方より
一所に取入申候様にも可相成候、此外にも細か成
手段、物品に寄種々有之、又一體にかゝり候大筋
も御座候得共、兎角座方を立、取しらへ有之上な
らては、儘成了簡者出申間敷候、如此筋道立、年を
重ね候上には、段々夫々の筋道わかり可申、依之
藥種座計先以相定り候様、仕度事に御座候事、
一織物と申内、紗綾、縮緬類を始め、御買上直段高直
成品者、被荷者無之物の様承候、其内奥島類近年
夥敷被荷に出候事に被察候、三ヶ津に而町人共着
用物、總而奥島にて無之候而者、恥辱之様に存居、
禮服同前に相成候、其内物好き成者は、一人にて十
通りも其餘も所持仕候、其外武家にて多着用に
相成候事故、年々何程被候而も、餘り候事者無之
候、勿論少分之渡り高にては、引足不申事に承り候
處、長崎持渡りは、年々織計之儀に承候、依之吳服
物類之内の被荷は、奥島類を第一と致候事に被察
候、奥島計にて一ヶ年には、夥敷金銀抜け可申歟に

御座候故、取調不申候ては不叶事に被存候、此御制
禁之仕法者、着用嚴敷御停止有之外者無之候、紗綾、
縮緬類總而御不益物にて、此方にて出來候物者、持
渡り可被差留候、扱此紗綾、縮緬之儀、吳服店に
て賣捌之直段之儀、京織より者下直に付候事、不
審事成に御座候處、此儀者前々申候通り之銅相場
より引違にて、長崎御拂之時、異國御交易之銀積
りと、御拂之銀積りと引合せ、割増有之出銀相見
え候得は、これを御益と相心得候に付、諸方之手
を經候ても下直に相立候、異國へ御渡し有之程之
銅積を以、御拂立に相成候節、銅上納に相成候へ
は、一向商賣物に不相成程高直之品に可相成候、元
來我國にて出來候織物と、異國渡り之織物と直段
同様に可有之様無之候、格別直段高直成等之儀と
存申候、扱て今迄有物之分者、座方にて一々致印
形、此已來印形無之分者商賣御停止有之、吳服屋
において唐物類賣捌自然と相止候様に仕度候、尤
是迄被仰出候衣服御法度と違、座方より嚴敷改申
候事故、仕法次第に而急度相止み可申候、其外針
鈿、鮫、鼈甲類を始め、一式之物共に座方立候得

者、夫々取入り出来申候事故、兎角藥種座立候は、跡者跡式に押及し可申候、藥種者小賣に相成、目印無之物に候得共、一體之入用高より取極め候故、却て致能筋も有之候、吳服物者有次第之物故、入用高定り不申、依之藥種座之仕法とは、譯違に御座候、尤無之候て不叶物者無御座候故、兎角着用御停止有之候より外には、嚴敷致方者無御座候事、

朝鮮人參之事

一朝鮮人參出方甚不明白成事に承及候、委敷儀者不存候得共、昔者朝鮮人參座御座候處、右之座相止、既に數十年に罷成候、然る上者、朝鮮人參者一本も無之筈之事に御座候、尤對馬より胡椒、象牙類諸色直賣にて朝鮮へ渡り、右代り人參引替に相成候由に候得共、とても一統に朝鮮人參相用候上者、座方有之昔之通り取入り申度ものに御座候、當時天下に致流布候人參者、脇目より者何共不相分筋に御座候、對馬之太守之御存無之、雙方下々同士之私曲にて何程も拔物有之候處、座方無之候故、誰人改め申候者も無之事に被察候、此改方に者色々深

き手段可有之事に被存候、いつれ朝鮮人參之座者可有之儀に被存候、尤異國交易之事、重き御役人御直懸りに無之内者、此等之しらは誰人も手を附可申様無之候事、私に考候に、此人參座相止候儀は、享保之頃之儀に承候、按ずるに、寛保三年十一月の御書付に、朝鮮人參の事見えたるあるに誤りなり、其節之儀委敷事不存候得共、元來其之御評議、兎角御種人參にて御所用相濟、異國之人參無之候而、相濟候様被遊度御含に而、此朝鮮人參座方被差留候哉と奉恐察候、此儀も一理に御座候得共、當時までやはり上下之用料に相成、停止者相成間敷物故、座方立候方可然奉存候事、

異國交易大意之事

一交易之大意、古代者不存、室町家以來亂世相成、諸國夫々に奢を極申候時代故、此國の金銀、銅何程減少致候共、其調に不及、只譯も無之、此國に無之物と有之物とを取替候迄にて、互に徳付候趣意計と被存候處、段々御政法行届、當時之姿に罷成候得共、やはり其餘風者残り居候事と被存候、此後拔荷

御吟味行届候様に可仕に者、先此交易之趣意心得違無之様に、正敷調置申度候、

一御交易之大趣意者、藥種、書物類其外とも、此國に無之候而不叶品々、天下の爲御交易有之、依之年銅數百萬斤外國へ被渡遣候事に御座候、尤右に付御益有之儀に者御座候得共、此儀は此國にて上と下との御拂立之上之御益にて、此異國渡何百斤と申銅者、渡し切之國損にて御座候得共、實に不止事得次第に御座候間、我國にて唐物類相用申候總高者、其役所にて是非荒増にも取調置可申筈に御座候、此調無之、何程も入用次第に有之候ては、間屋賣四十萬兩程之代り物にて者、中々引足不申事に被存候事、

一總而無益之物持渡り御停止無之候而は、入用之品國用十分に持渡り、銅渡高相増不申様に罷成兼候事、
一諸式之品々拔荷吟味之儀、座方へ取入、座方より吟味嚴敷相成候而、商賣向にて拔荷取捌不自由に罷成候と、前書之通元方之取しまり罷成候との外は、有之間敷候事、

一總而阿蘭陀人などの心得者、諸式產物者年々湧き物にて、金銀銅其國出產之外、餘國より入候得者、夫たけ國家ゆたかに相成候と申所に目を付、國を治め候第一之政事と心得候に付、國王以下下賤之者迄、此所に心を盡し候、依之萬國の言葉を能心得候事を、學文之第一に仕、世界之海陸通行之道路之吟味を極め、海上數萬里を船にて通行自由仕候事、一通り之慾心等にて存付候事に無之、尤其國に金銀銅少く、他國より取入不申候ては、國用不足仕候故と乍申、此手段にて國中々々豐成増り候由承候、他國より金銀銅取入候國、年々ゆたかに相成候へは、金銀銅渡し候國者其弊を請候道理故、此一件者國家政事之第一にて、甚重き事に有之候間、外國人の上下心を盡候儀者、尤成事と被存候、依之日本之交易に來候者、利徳付候計に無之、歸國之後格別之勤功に相立、目出度立身に及候事に承及候、此者共を相手取及交易候事故、拔荷に不限萬事に付、此心得も可有之候、又我國者外國と違、五金澤山成國故、土中より掘出候迄にて國用澤山に有之、其餘慶を以外國へ御渡し有之事に御座候處、

渡高掘出高より多く有之候得共、目に見えず、國家のちからおとろへ申候、此理を以相考候へは、此國の金銀銅年々減少に及申候事、皆此交易と拔荷之上との儀にて、國を治め申候一大事に有之候間、長崎奉行計之持切にて可相濟事柄に無之、重職之御人御掛りにて、御手元へ引付細かに御しらへ可有之事に御座候、只今迄も御調行届候事可有之候得共、前文之通之次第にて、其内には能き御心付有之候ても、外御用多故、萬事事すくなの方に御評議付候故、持切之御掛り無之内は、兎角片手むきに相成候上、右之通至極重き事柄に御座候處、手輕き御禁制故、輕重之釣合かけ合不申故行届兼候、尤只今迄之振合にては、聊之儀之様に、別段のき切之諸役無之候共、可相濟敷之様に候得共、此一冊之趣意に赴き申候には、只今迄之通りにては不罷成、其上事品により銅御渡高減少之手段も可有之候、諸產物俵物之稼方、其外書中に書取兼候意味相も有之、國家之富榮候根元に預候事故、此筋之御懸り重く無之候而は不叶候事、

一此一冊之趣之仕法にて、一體之御益筋之儀を相

考候處、其場に立候事に無之候故、體にはしれ兼候得共、一體之見積左之通にて、御益も夫に准し相増可申事、

一大坂、江戸座へ御引寄、地賣相場に罷成候得者、長崎御拂入札より問屋へ渡り候分之割増丈、御益相増可申候、

一只今迄不益之品相除き、藥種類國用十分に相成候程取寄候事に相成候得者、藥種者諸式之内にて割合宜敷物故、御救のため下直に御立被下候とも、此所にて格別に出銀高増可申候、

一砂糖渡り方減少、直段上り候は、此所にて御益可有之候事、

一只今迄長崎にて總取捌有之候故、總入用四千五百五十貫目程、此金高七萬五千八百三十兩餘、如此に承候處總取捌大坂、江戸に相成候得は、夫丈け減少相成、江戸、大坂に者地付之者多く、別段に御手當入申間敷候間、此所にて御益付可申候事、

一異國渡銅直段上げ、銅座相場に相成候得は、前に申通り、夫丈け銀高上り御買上に相成候故、此割合にて諸式之直段上り可申候、此所にて只今迄之御

不益相止可申候、又地賣相場に相立候得者、猶更之事に御座候、

右之通にて仕法替りに付、諸入用増候ても差引残り、大圖之積過分之御益にも相成可申事、

右者、拔荷禁制に付、座方取入之手段に御座候、前に申候通、抜口者何方に有之候共、座方にてとり入り能有之候得者、賣捌等無之候故自然と相止可申候、

一又抜口之儀者、長崎に限り不申候、前々申候通り浦々より出候拔荷多、第一者蝦夷地之拔荷琉球、朝鮮之拔荷多相決候、

此儀者、書中に憚有之申述兼候、深き手段有之抜口抜口に手段を附、禁制相成候筋合工夫可有之候、又此手段に付、格別之御國益附き可申事、自注、世に琉球たき筋有之段申候、たはらいたき事也、手段次第には即時に相止可申候、

一右之通に罷成候得者、拔荷御禁制之規格立可申候、此上にも拔荷少々つゝ、有之儀も可有之候得共、大方之筋道立居候得者、其上者また段々手段之付け方も可有之儀と奉存候、

一凡拔荷禁制者、我國第一之要務と被存候、其子細者、萬國より入込候者、皆我國の金銀銅に目を附候

に付、終には國用引足り不申段に至り可申候、相定り候渡高の外に、人しらの拔物有之候事者、御威光之届不申に近き事故、表立候被仰付も有之、只今迄より者格別に事故り候儀に仕度候、只今迄も形の如く御禁制有之候得共、表立候儀とは申兼候、其子細は拔荷御禁制に付、表立諸大名にも被仰渡、諸國に之御觸出等有之儀も不承及、宗門御改にくらへ申候ては、至而手輕儀に御座候、一體之事柄者宗門御改めにもおとり不申、重き御禁制に有之上、只今と成候ては、宗門御禁制者行届、誰一人有漏成者も無之儀に罷成候、夫と違拔荷者、當時甚盛に有之儀と被察候間、宗門改同様之心得にて、嚴重に御禁制有之度事に被存候、

一凡一切之事に付、公儀之儀者廣大成儀故、理詰之儀に參兼、かしこに損失あれば、こゝに徳分有之、爰に利分あれば、かしこに差支有之、大方ゆり合ひ平均に相成候物故、總て御政事之上にて道理のわかる事有之時、すべて公儀之事かと計に者濟し來候處、異國交易之儀者、夫とは甚相違成儀にて、一度異國へ渡し候金銀、二度此方へ歸り候儀無之候事

故、此所に理詰之手段を付、不都合成儀少も無之候様、急度規定を立置申度事に御座候、依之役懸り之御方にも外役向と違、異國人の懸合候事故、和漢の學問有之、異國の人情に達し、懸合にて能く物の道理をたし、我國年分掘出し之金銀銅、異國渡之高に引合候様仕度事に御座候、只今迄之通りにて、拔荷之高しれ不申候而者、一統之困窮年々に甚敷罷成、彼阿蘭陀國など我國と交易仕候に付、年々國家富榮申候たけの困窮を請候は、理詰之儀と奉存候間、當時之一統之振合をはなれ、根元之所より能糺し、御交易之筋并に拔荷御制禁之仕法筋嚴重に罷成候儀、實に國家之御大政事にて、萬事之根元に掛り候儀と奉存候事、

一前に申す通り、其場に掛り不申者之考候事は、用立不申事多く有之物に御座候、況此一件の總しらへ并勘定高等者、中々下にて相しれ可申儀に無之、定而甚相違之儀多く、此筋に掛り候人の目よりは、可笑儀多く可有之候得共、岡目より見申候處、其意得かたき儀共を取集、此所より評議を付候次第如此御座候、すへて拔荷御制禁之儀、前々より評

議も有之段者承及候得共、勘辨手段者無之儀之様に彼存候に付、先其大筋道を付候處如此御座候、
報國以言、

通航一覽附錄卷之十七終

通航一覽附錄卷之十八

海防船部十八

按するに、本邦船舶の事、日本書紀神代之卷に、伊弉諾尊伊弉册尊二神夫婦となりて蛭兒を生給ふ、其御子既に三歳に及へども、脚猶立ざるに於て、天の磐櫓樟船に載せ、風に任せて放ち棄らると云々、また崇神紀に、十七年七月朔日詔していふ、船は天下の要用なり、今海邊の民、船なきに於て甚た歩運に苦む、それ諸國をして船を造らしめよと、これに於て、十月始て船舶を造れりといふ、これによれば、船を始て造られしは神代之事にして、崇神天皇にいたり、あまねく津々浦々に廣まりしなるへし、また軍船は和漢船用集によるに、神武天皇日向國宮崎郡より戰艦を起し給ひ、九國、中國を平らけ、大和國長髓彦を滅されしより發りて、景行天皇西南の賊を伐給ひし時の軍艦、また日本武尊西海の川上島帥を亡し給ひ、東夷征伐の時の兵船あり、仲哀天皇筑紫の熊襲を討給ひし御船、ならひに神功皇

后三韓御退治の軍船ありしといふ、また應神天皇五年十月、伊豆國に課て大船を造らしむ、此船板は伊豆國の奥野といへる所の楠を用ひたるよし、草履漫筆に見ゆ、其長十丈、船既に成りて試みに海に浮へしに、輕泛疾行恰も馳騫することし、故にこれを枯野と名づく、孝德天皇白雉元年、倭漢直縣、白髮部連鏡、難波吉士胡床を安藝國に遣はし、百濟船二隻を造らせ給ひし事、日本書紀に載せたり、爾來本邦の人漸く舟楫の事に練熟し、西國、四國、中國及び東北海にて船軍ありし事、古今の戰記を見てしるへし、就中永祿の頃、志摩の國士九鬼大隅守嘉隆、日本丸といふ巨艦を造り、所々の海戰に勝利を得たりし事諸記に見ゆ、また豊臣太閤朝鮮國征伐の時、諸國に課て渡海の軍艦を造らしむ、東は常陸國より南海を経て、四國、九國の諸國、北は出羽國秋田、坂田より、中國に及び、其高十萬石に大船二艘つゝ、藏入の地は高十萬石に大船三艘、小船五艘つゝ、造るへき旨、天正十九年正月廿日令せしよし、太閤記に見えたり、

○官船 國一丸、文祿御軍船、
按するに、東照宮三河國にましませし時は、甲斐信濃の外、御分國みな海岸の地たりしは、軍艦等の御備ありし事必せり、關東に移

らせ給ひてより、沿海の地多中なり、然れば必ず御船の記事あり
なるへけれども、悉く詳に記したし、今姑く諸記に散見せるも
のを擧ぐ、但し、江戸深川の御船蔵は、御入國の初より置れしなる
へし、其的證は見えされども、駿河國巡村記に、元和元年大坂より
大龍丸を江戸に廻され、深川御船蔵に入らるゝとあり、推して、
し、また常憲院殿御代、安宅丸を毀たれしより、自餘の御船も年に
隨ひて朽損し、大坂に在る所もまた然り、文昭院殿御代にいたり、
新井筑後守建言して、はじめて御船修繕せられしよし、白石私記に
見えたり。

天正十八庚寅年八月、豊臣秀次より船三艘を東照宮
にまいらす、其一艘を御船手向井兵庫頭に預けられ、
國一と名つけ御座船と定め給ふ、

天正十八年八月、關東御入國の頃、秀次より大權現
へ船三艘まいらせらるゝのとき、三艘の内にてよ
き船を、向井兵庫頭正綱に預けられ、御乗船とな
る、國一と名つく、高麗陣のとき、正綱御跡より名
護屋までまいるへきむね、大權現の御説により名
護屋へ赴き、御歸陣の時、國一御乗船となる、寛永向井
文祿元年高麗陣の時、肥前名古屋より權現様向井
兵庫に御預けの國一丸、按ずるに、和漢船用集に、凡船號を
鬼嘉隆が日本丸等より起れる、爾來何丸といふは、本邦船船の通
名とす、また小栗實記に、古は家名を何丸と呼ぶ、今の何屋とい
ふ、ことし、故に問屋を問丸といひ、其遺言によりて船の號も何
丸と呼ぶとあり、然れば其根元は家名よりして起りしものなり。

御船に被爲召大坂に御入津被遊候、慶長五庚子年、
關原御陣之節も、國一丸御船に被爲召、武州金澤よ
り御揚り被遊候、貞享向井兵庫助書上、

文祿元年壬辰年、豊臣太閤朝鮮國を征伐す、よて東照宮
にもまた肥前國名護屋 松浦郡に屬す、或は名古風に作る、非なり、に至らせら
る、時に高力河内守清長に命し、彼國渡海の巨艦を造
らしめたまふ、伊東長兵衛、眞山又六郎、肥後山より
其材を出す事を役す、また山本帶刀左衛門を奉行と
して、山高宮内少輔等を添られ、伊豆山よりも船板を
出さしめ給ふ、此事、武徳大成記二月二日とし、大三川志同月十日を略、
同時松平又七郎家信は、船奉行となり、仰によ
り江戸淺草において御船二艘を造る、同二癸巳年、軍
艦造作の料に、鐵板を進貢すへき旨、松平主殿助家忠
等の御家人に令せらる、同年御歸陣の後、高力清長に
かの船費用の殘金を賜ふ、

文祿元年壬辰年、秀吉朝鮮國を征伐す、大權現もまた
肥前名古屋にいたりたまふ、時に大權現清長に命
して、朝鮮渡海の船造作の奉行となさしむ、大權現
關東還御の後、清長九州において作るどころの船
費用の勘辨を乞ふ、大權現仰に、汝が性淳直なり、

何そ是を疑はんやこのたまふ、しかれども清長わ
たくしに是を勘へて、其あまる所の黄金二十枚を
返し上る、大權現のたまはく、我汝においてうた
かふへき事なし、何そ是を納めんやとて、すなはち
其黄金を清長に賜ふ、諸家系圖纂、
文祿元年、朝鮮御陣之刻、於肥前名護屋渡海の御軍
船御造作之儀、河内守清長に被仰付、出來の後爲御
褒美黄金二十枚御拜領仕候、貞享高力伊豫守書上、
文祿元年、名護屋陣に伊東長兵衛弘祐供奉す、此時
弘祐ならひに眞山又六郎 按ずるに、此人の傳、仰を蒙
り、肥後山に於て御座船を造る奉行となる、寛永伊東
文祿元年二月二日、山本帶刀、多田三八郎、山高宮
内に命して、伊豆の山より船板を出し、大船あまた
造らしむ、武徳大成記、大三川志、〇但し大
三川志には二月十六日に係く、
文祿元年、名護屋陣の時、山高宮内信直、山本帶刀
に屬して、伊豆の山より船板をいたす、寛永山高
山高宇右衛門曾祖父山高宮内少輔信直、多田三八
郎曾祖父多田三八郎、高麗御陣之時、伊豆山より
御船板出し申御役仕候、貞享山高右衛門、同
多田三八郎書上、
文祿元年、高麗陣のとき、山本帶刀御普請奉行とな

つて、伊豆山より船の板をはこひ出す時、津金勘兵
衛久清その役を勤む、寛永津金久清譜、

文祿元年、朝鮮陣のとき、葛木越前盛次仰をうけた
まはりて、伊豆の山にいり御船板の材木をいたす、
山本帶刀この時の奉行たり、寛永葛木盛次譜、

文祿元年、高麗陣之節、家康公松平紀伊守家信 按ずる
家信はしめ又七郎といひ、に、船手仕候様に被仰付候時、
慶長五年紀伊守に任す、に、船手仕候様に被仰付候時、
上意に而は御座候得共、此段者御赦免被遊被下候
様にと御斷申上候處に、本多佐渡守 按ずるに、權輔譜に
此頃常に御側候候し、先此度は、上意次第に仕候様
にと申候に付、則家來松平市左衛門と申者上乗に
申付、肥前國名古屋迄兵船一艘爲自分差遣候、同年
於江戸淺草、御船二艘爲作申候、貞享松平豐前守書上、
文祿二癸巳年二月十二日、つくし大船つゝみ候く
ろかね板あたり候、一萬石に百五十枚、同廿五日上
代 按ずるに、松平主殿助宗忠の所領より板かねこし候、同
代にして、下總國海上郡に屬す、廿七日くろかね板奉行衆 按ずるに、高力河内守清長、山
本帶刀左衛門兩人の内なるへ
し、へ上候、原本家忠日記、

慶長のはしめ、伊豆國伊東 賀茂郡ににおいて唐船を造
らしめ、江戸淺草川に繫せ給ふ、同六年の秋、上總國大湊浦
に、呂宋國の船渡せし時、

此御船を賜はりて歸帆せしめらる。事は本編彼國の部、漂着の條にあり。慶安元戊子年、東京國製作の船を造らしめらる。寛文九己酉年、長崎御代官末次平藏奉はり、彼地にて阿蘭陀製の御船を造る。造畢の後、同十庚戌年三月廿二日、長崎港を出帆し、四月十日江戸品川に着船す。時に御船頭島谷市左衛門に帶刀を免され、かつ米金等を賜はる。御船は御船手間宮造酒丞、天野孫左衛門に預けらる。同年七月陸奥國南部岩手郡に遣はさる。老中より浦觸あり、十一月八日台覽し給ふ。同十一月辛亥年七月、長崎に歸船の時もまた浦觸あり、延寶元癸丑年、禁裏、院中造營料の銅を、此御船に積て、攝津國兵庫四成郡にまで廻され、また同三乙卯年閏四月、無人島にも遣はさる。其後、長崎に在りて朽敗せしにより、天和元辛酉年解船せしめらる。船具等は彼地御船藏に入置る。寛政十戊午年秋、御目付中川勘三郎か建言によて、蠻國製の小船を造らしめらる。此小船なりといふ。證は、船方調練慶長年中、家康公唐船を作らしめ給ひ、江戸淺草川の入江につなかせ給ふ。此御船作られしはしめ、伊豆の國伊東といふ濱邊の在所に川あり、是こそ唐船作るへき地形なりとて、其濱の砂の上に柱を敷

臺とし、其の上に船の敷を置、半作の頃より砂を掘上、敷臺の柱を少しつゝ下け、堀の中に船を置。此船海中へ浮へる時に至て、川尻をせき留め、其川水を船のある堀へ流し入れ、水の力を以て海中へおし出したり、見聞集。

慶安元戊子年、東京造の船、東京忠左衛門といふ者造之。按ずるに、元禄六年の長崎役料帳に、東京通事東京久藏の名見ゆれば、忠左衛門は則久藏の父祖にて、もと東京人なりし、本邦水任御免ありて東京通事な命せ長崎馬籠御船藏に入、長崎志。

寛文九己酉年、爲上意長崎表にて、唐船造りの御船一艘、按ずるに、柳營日次部等に阿蘭陀造とあるを是なりとす。異國を唐と呼し、諸記に唐船造と記せば、本邦の俗、概してによりてなり。新に修造仰付られ、當年十二月船かはら居始る。

同十庚戌年、去年仰付られし唐船造の御船一艘、但五百石積、當三月成就す。御船頭當地島谷市左衛門に被仰付、三月廿六日長崎湊出船し、四月十日江戸に着船す。長崎實録大成〇按ずるに、已下の諸記に、寛文寛文十年四月十七日、今年阿蘭陀、唐作り船之覺

一長サ十五間 一横三間三尺一寸

一深サ八尺一寸 一椽六十挺立

右、長崎より薩摩へ五日に着、其より江戸へ十日に着、渡海着岸能候得者、重て船數に可被仰付由にて、去年於長崎末次平藏に被仰付候而出来、五百石積の由、人數三十六人乗來、柳營日次記。

寛文十年四月十七日、今度阿蘭陀(唐)造りの船、長崎に於て末次平藏に被仰付處に、長崎より薩摩灣へ五日に着船、其より江戸品川浦へ十日に着岸す。是長崎にて八木五百俵宛按ずるに、談海集に遠廻りせし船なり、長さ十五間、横三間三尺一寸、深さ八尺一寸なり、按ずるに、談海集には、長さ二十五間、横十三間三尺一寸、深さ一丈八尺あり、艦六丁立なりと云々、按ずるに、萬天日誌、談海集に、彌重て渡海の儀快くは、又々船數仰付らるへき由にて、右之船御船手頭問宮造酒之丞、天野孫左衛門に御預けなり、萬天日誌、東日記、玉露殿、談海集。

享保年中、長崎御船頭島谷太郎右衛門書上、

覺

一寛文九年酉七月、爲上意唐船造之五百石積御船、末次平藏殿支配に而出来、同年十二月より瓦居初り、翌戊三月に成就、其後江戸に被差廻候に付、ひ

ろうと御船頭之儀、祖父島谷市左衛門に被仰付、同月廿六日に長崎湊出船、四月十日に江戸品川に着船仕候、

一御船出来之根元者、遠沖離れたる島々爲見分被仰付候由傳承候、

一寛文十年戊十一月八日、公方様御鷹野に出御の刻、御唐船被爲遊上覽候由傳承候、

一御船頭島谷市左衛門蒙仰候節、刀を帶し可申旨被仰付候、且又爲御役料五人扶持、金子三十兩、此外銀三十貫目之貨物被下置候、天草并豊後御料御藏米積乗せ、江戸に渡海仕候儀も御座候、

一御唐船乘廻候に付、被下置候御書付之寫、左に記申候、

覺

此唐船造之御船、江戸より奥州南部迄參候間、得其意、自然風波之節、其浦より船を出し、御船破損無之様可入念者也、

寛文十戊七月十日

但馬 大和 美濃

江戸より南部迄 按ずるに、美濃は稻葉正則、大和は御料私領中、久世廣之、但馬は土屋敷直なり、

覺

此唐船造之御船、江戸より長崎迄遣候、又來年彼地より江戸へ歸帆候、自然風波の節者、其浦より船を出し、御船破損無之様可入精者也、

寛文十戌十一月十五日

内膳 但馬
大和 美濃

右浦々御料私領中按ずるに、内膳は板倉重矩なり

覺

唐船造之御船、江戸より西國筋まで、浦々にて風波之節者、見懸次第に船を出し、破損無之様に可入精、此證文浦々にて寫置之、以來迄可存其趣、然者此證文郷次に長崎迄相届之、彼地奉行人の急度可差上之者也、

寛文十一亥七月

内膳 但馬
大和 美濃

江戸より長崎迄浦々御料私領中

御證文之寫

唐船造之御船、今度江戸より天草迄、御廻可被成候

に付、御老中様より御證文被遣候、此方より書付相添、南浦に被遣候間、其通寫遣候條浦々において致拜見、其旨心得、浦次順々に、此書付無滞差遣之、觸留之浦より至長崎、彼奉行所可相届候、向後江戸西國往戻之節、幾度も可相守此旨之趣、御證文有之候間、可得其意候、以上、

寛文十一年七月

内藏 丞
喜右衛門
五兵衛

大坂より長崎迄、御料私領中按ずるに、杉浦内藏丞、甲斐庄喜右衛門、徳山五兵衛、ともに御勘定頭なり

大坂より長崎迄乗前

攝津 播磨 備前 備中 備後 安藝 周防
長門 豊前 筑前

此外にも、御書付之寫御座候由承傳候得共、紛失仕申候、

一延寶三乙卯年、御勘定奉行所、島谷市左衛門儀召出、杉浦内藏丞様、徳山五兵衛様、甲斐庄喜右衛門様御立合に而被仰付候は、辰巳の方に當、相知不申島有之由被及聞召候條、彼島見届申様にて被仰付候に付、唐船造之御船にて、同年閏四月五日、伊

豆下田浦より出船仕、同廿九日御尋之島に着船、島

島巡見仕、則歸帆之節、爲其印兩所に祠を建、三社之御神を勸請仕、其賜書に大日本之内也、島々爲見分、卯閏四月廿九日致着船、同六月五日に日本に出船仕候と書記之申候、尤歸帆之砌、色々之草木或は諸島品々積乗せ、同十二日伊豆下田まで着船申候、依之右之品々御城に差上申候處、同廿九日に被爲遊上覽、其上此度手柄を仕候由、上意被爲成下候、其後御勘定奉行所被召呼、今度太儀仕候に付、右之草木諸島共に、島谷市左衛門船中もの共に拜領被爲仰付、則彼島の名を無人島と御付被爲遊候旨被仰出候、

一延寶七年酉年、按ずるに、辛酉は天和元年なれば、御船の延寶七と記せしは誤りなり、御船の儀、最早御用無之由にて、かこひ舟に被仰付候、右之通承傳申候、以上、七島巡見志、

寛文十年、
一今年唐船造五百石積之御船御造營有之、江戸大廻り被仰付候、

一御船體之上に葵御紋之御旗立、旗棹長二丈程、御旗幅六尺八寸、紺地に白之御紋、指渡四尺九寸五

分、

一體之上板に、朝日に鳳凰一雙之繪有、其横に蘭國高麗自注、蘭國高麗之文、字、林道榮書之之文字有、下段に雲龍珍寶盡し獅子玉取之繪有、

一御船總長十丈程、體高さ二丈六尺程、表高さ右同斷、

一御船外板總地かはらけ色にぬり、堅木は黒塗、總引之横木は鼠色、下段は石灰塗、白之船ふち、上は黒塗のらんかん有、中之横さん朱塗、

一本柱長七丈二尺、本廻り六尺五寸、末廻り二尺七寸、帆長さ五丈、帆幅三丈、并柱上に有之高帆添木長二丈程、帆之長さ二丈七尺、幅同斷、

一彌帆柱長さ五丈、本廻四尺、末廻り一尺八寸、帆長さ三丈五尺、帆幅一丈八尺、并上に有之添柱長さ九尺八寸程、延寶無人島巡見記、

延寶元癸丑年、

覺

今度禁裏院中御作事に入候足瓦、荒銅一萬二千貫目、唐船作之御船に積之、大坂に廻之候、雖然唐船作之御船、大坂川口淺候故、着船難成付而、兵庫迄指

遣筈に候、兵庫着岸次第、右之御船上乗末次平藏手代中尾勝左衛門可令注進之候間、彼地へ小船被差遣之、大坂に致運送之、御藏奉行右之銅相渡候様可被申付候、以上、

寛文十三丑九月十日

但馬印
大和印
美濃印

彦坂壹岐守殿

石丸石見守殿古記録○按するに、彦坂壹岐守、こゝし九月廿一日、延寶改元あり、

延寶三年、於江府唐船造の御船にて、島谷市左衛門無人島に乗渡り、見届可來旨被仰付、閏四月五日、伊豆下田より出船し、同廿九日彼島に着岸し、五月中所々見分し、六月五日彼島より出船し、同廿日江戸表に着船せり、彼島より珍奇の鳥類木石等持來る由なり、

寛文中、長崎表にて出來の唐船造之御船朽損せし故、天和元辛酉年解船に成、御船道具馬籠村御船藏に入る、以上、長崎志、
寛政十年庚戌の秋、中川か計らひにて唐船を作ら

せて、御船手頭向井將監に乘ためしを仰渡されたりしか、船の行事遅くして、思ひの外なりければ、徒になりぬ、蛋の燒藻、

慶長十二丁未年十一月十五日、駿府にて關船を造らしめられ、長永丸と號す、これ東照宮の御座船にして、同國三ツ山御船藏に入置れしか、三ツ山は、有渡郡村こゝし九月建ち、所なり、元和松村に屬す、御藏は六年同郡清水片羽にうつさる、慶安三庚寅年、其御船造替あり、また元和乙卯年八月、大龍丸、小龍丸御船二艘、大坂より下さしめ給ひ、大龍丸は江戸深川御船藏に納められ、小龍丸は駿河國清水に置る、此餘吉岡丸、鷲丸等の御船も、同所に置れしか、元祿十二己卯年、吉岡丸は江戸に廻され、鷲丸及び小龍丸は、御船藏ともに毀たしめらる、駿河國志補遺に、毀たれし御船は鷲丸に廻さるゝ記す、姑く駿河國巡村記による、此條各年序にしたがひて、分條す、しこいへこも、こゝに駿府御船の事にして、引書の記事もまた連絡し、強て斷章するときは、其文意を失ふにより、今概してこゝに擧ぐ、

慶長十二丁未年九月、駿州有渡郡村松村の内有渡橋の近所、三ツ山に御船藏を建、關船を入る、元和六庚申年より、同郡入江庄上野原濱清水片羽といふ所に、右の御船藏を移さる、元祿九丙子年、御船手止、駿府町奉行の御預りに成る、

長永丸自注、黒漆船色塗、御紋金具七度焼減金、御

右、慶長十二丁未年九月より作初、十一月十五日出來、神祖御召船なり、四十四年を経て、慶安三庚寅年御作替あり、按するに、此御船も、元祿十二年江戸に廻されしにや、または猶此地に置れしにや、詳ならず、大廣丸自注、塗方、右に同じ、

右、同十四己酉年出來、中將頼宣御召船なり、元和五己未年、紀州へ御入部の時、紀州へ廻りたりといふ、

小龍丸

右、元和乙卯年八月、大坂より下りたる御船なり、大坂より大龍丸、小龍丸二艘江戸へ下る、大龍丸は深川の御藏に入る、小龍丸は駿州清水湊へ入るといふ、

吉岡丸 鷲丸

右之外、御供船二艘、

元祿十一戊寅年八月十一日、江戸より米倉丹後守按するに、若年寄昌忠、上京之節、濱清水御見分御召船を改め、十一月十九日、駿府町奉行土屋市之丞、佐久間小右衛門より、同所御代官外山小作へ引渡す、同十二己卯年三月八日、萩原近江守按するに、御勘定頭、林藤五郎御目付、

順見あり、九月晦日御召船、關船吉岡丸、江戸へ御下し被成、小龍丸、鷲丸は、清水片羽御船小屋にて御壞なり、駿河國巡村記、

駿河國清水御船藏之事、同所御船手中川勘三郎、元祿九年御役御免、右御船手當所町奉行増御役に被仰付、

吉岡丸御關船 四十六挺立

上口、堅長十間五尺四寸、水押先より體之先迄、但、筒之間垣之内より同外迄、

鷲丸御小早 二十八挺立

口上、堅長八間二尺八寸、但、右同斷、

御橋船 十六挺立

上口、堅長六間一尺五寸、但、右同斷、但、右同斷、横長一四尺七寸、右同斷、

右三艘、

元祿十二年按するに、十一年、若御老中米倉丹後守、道中筋順見通行の節、當御城按するに、駿府城なり、へ被越、諸役人方列座にて被仰渡者、清水御船手御潰し被成之旨被仰出候、右御船之内、鷲丸御船并御船藏共に、其外諸御道具の内、御紋付之外者御拂に相成、吉岡丸并御橋船者、追而江戸より御下知可被仰出之由にて、右鷲丸は御役所に於て、入札にて御拂に

相成、追而江戸より御下知有之、吉岡丸并御橋船共に、當地御代官外山小作に相渡し、江戸へ相廻り、御船藏屋敷等も小作へ相渡、御代官支配に相成、駿河國志補遺、

元和元乙卯年、大坂落城の後、豊臣家の船日本丸を收められ、御船手小濱民部丞に預け給ひて、坂東丸と改めらる、津修録によれば、此御船、他日藤堂和泉守高虎に賜はりしなるへし、後解船になりし、詳ならず。

太閤、九鬼に被仰付作り候日本丸、其後鬼宿丸といふ、按するに、志士清談によるに、太閤新に造らしめし船を、日本丸と名つけしにより、九鬼嘉隆が所持の船日本丸、其同名を避て、鬼宿丸と改めし事必せり、然れば、こゝにいふ所誤りなるへし、大坂御陣の後、權現様被召上、小濱民部に御預け、其節坂東丸と名を替る、武功雜記、

朝鮮を伐時、九鬼大隅守嘉隆の日本丸を、鬼宿船と更め名つけらる、志士清談、

豊臣秀吉公朝鮮責の時、九鬼大隅守に課て、勢州浦邊にて渡海の船を造らしめ給ふ、其内最大なるを御召船として、日本丸と號するよし、和漢船用集、

遠東照大神君之靈、高虎仍舊盛海路事、嘗賜巨艦日本丸者、亦因此闕聞云、凡諸藩漕艦不許帶兵器、唯我特建長槍、所以威行于海上也、事久而失傳、雖藩

中人或不知其由、故詳之、津修録、藤堂家創業記、秀吉公、肥前名護屋に下向ありし時、中納言輝元公より大船を造りて進獻す、長さ七十間、横四十間の船なり、毛利家海賊衆の大將なりければ、此船を嚴島の沖にて乗初あり、名を宮徳丸と號す、太閤感賞不淺、宮徳丸は不足なりとて、日本丸と名付給ひける、武邊剛龍物語○按するに、こゝは異説なれども、しばらく參考に存す、

通航一覽附錄卷之十八終

通航一覽附錄卷之十九

海防船部十九

○官船 天地丸 安宅丸

寛永七庚午年六月廿五日、大猷院殿天地丸に御乗船あり、御船手向井將監父子に御盃を賜はり、黃金時服等を下さる、寶永六己丑年九月五日、文昭院殿濱御殿に渡御、此御船上覽、向井將監等御船手五人に時服を賜ふ、正徳元辛卯年三月廿五日、御修覆成て台覽ありて、將監に黃金時服、其他の御船手四人にも、また時服を賜はる、寛政十戊午年六月二日、文恭院殿此御船に召れ、芝浦において魚獵上覽あり、文化四年また御修覆あり、此御船の巡鷹許ならず、たゞ豊臣太閤の船なりしよし人口に膾炙す、大坂落城の後同家の船日本丸、大龍丸、小龍丸等を、彼地より駿府江戸に廻されし事、武功雜記、駿河國巡村記等に載せられたり、もしくはそれらんか、

寛永七庚午年六月廿五日、大猷院様、天地丸御船に被爲成、水戸中納言殿御相伴、古將監七五三を差上、將監并嫡子右衛門、二男兵部御盃頂戴、翌日、將監黃金十枚、時服四、御羽織一、右衛門時服四、

御羽織一、兵部時服三、御羽織一拜領仕候、貞享向井兵庫助書上、

寶永六己丑年九月五日、

一辰上刻濱御殿に被爲成、御臺様にも被爲入、一飾御船上覽被遊候、按するに、飾御船は則天地丸なり、上よりてな、但、上覽所者御庭海手の方に御假屋構之、一御庭構之外、海手御門之際に而、老若御側衆見物、

一御船上覽に付、御目付大岡五郎右衛門、村瀬伊左衛門諸事御用達之、

一熨斗炮一臺、御船手向井將監依先例獻之、

御船行列

御天幕紺地赤地幅交箱、
櫓之方に猩々緋御投箱御鐘二本立、
水主單物白紺敷瓦浮線絞紋一つ付、
水主之小頭軸先に乗、

御先 三十二挺立御供小早武内丸御船

御預り
大河内又十郎乘

三十二挺立御供小早犀鷄丸御船

御天幕紺地赤地淺黃霽金之石疊絹、
體之方に猩々緋御投箱御籠二本立、
水主之單物地薄柿、腰より下石疊、紋丸之内三階松、
水主之小頭軸先に乗、

御召三十挺立小麒麟丸御船

御屋形之上御天幕純子幅交絹、
御屋形之外御天幕紫羽二重、白く御紋付、
御四半御吹貫白内り、赤く御紋付、
上に金之鷹、

此御船之内に乗
渡邊五郎作

御預り
天野佐左衛門乘

御預り
向井將監乘

二挺立御鳥船

御天幕紺地赤地幅交絹、
體之方に猩々緋御投箱御籠二本立、
水主之單物地淺黃、腰より下龜甲、
紺紋釘貫五所、ふりつなき釘貫、
水主之小頭軸先に乗、

御跡 三十二挺立御供小早淺草丸御船

二挺立御鳥船

御預り
堀七郎兵衛乘

二十八挺立 御供小早上總丸御船

御天幕赤地淺黃地幅交絹、
體之方に猩々緋御投箱御籠二本立、
水主之單物淺黃、紋柿色、三頭左巴二つ、
腰より下薄柿、紺くさり山道、
水主の小頭軸先に乗、

御預り
小濱佐右衛門乘

同年九月六日、

御船手
向井將監

大河内又十郎
天野佐左衛門
小濱佐右衛門
堀七郎兵衛

右被爲召、昨日濱御殿に而初而御船上覽に付、爲御
褒美時服三宛被下旨、老中被傳之、

同月十三日、

御船手向井將監支配
渡邊五郎作

正徳元辛卯年三月廿三日、濱御殿に御成、御船天地
丸上覽御船行列之次第、

御先 三十二挺立 武内丸 大河内又十郎

御天幕紺地赤地幅交絹、
猩々緋御投箱御籠二本立に立、
御供小早
水主單物地色紅樺、
裔紺と白にて敷瓦浮縹縹紋一つ、

三十二挺立 飛鳥丸

御天幕紺地赤地幅交絹、
猩々緋御投箱御籠二本立に立、
御供小早
水主單物地薄柿、
紋丸に三階松、裔石疊紋所一つ、

天野佐左衛門

御屋形之上御天幕純子幅交絹、
御屋形外御天幕紫羽二重、白く御紋、
御幕紫羽二重、白く御紋、

三十挺立 小麒麟丸 向井將監

御四半白練、赤く御紋、上に金之鷹、
御吹貫白練、赤く御紋、上に金之鷹、
猩々緋御投箱御籠二本立に立、
水主單物丹後、
此御船に將監者不乗、軸同心組頭乗る、

二挺立 御鳥船 二十挺立 引御船
二挺立 御鳥船 二十挺立 引御船
水主單物丹後 無屋形
水主單物丹後 無屋形
體之方四半白地、紋紺之浮縹縹、
水主單物總地白と紺にて敷瓦紋所浮縹縹、
水主者浦加子、下知人は又十郎組之もの、

水主浦加子、下知人は七郎兵衛組之者、水主單物地淺黃、腰より下紺に而龜甲小紋、紋所紺に而釘貫五所、衽紺に而釘貫、袖之方四半地色白、紋黒、釘貫黒筋二つ、

天野佐左衛門

上同斷

堀 七郎兵衛

大河内又十郎

上同斷

小濱佐右衛門

總之方に四半白地に左巴、水主單物地色淺黃、腰より下薄柿、紺之くさり山道、紋所柿に而左巴一つ、
水主は浦加子、下知人は佐右衛門組之者、

- 一 御船印金之つち、しんく之紐一本
- 一 御四半白練、赤く御紋一本
- 一 御吹貫白練、赤く御紋一本
- 一 金之三つ挑灯、上に金の塵二本
- 一 大のぼり地白練、御紋日之丸吹流し共六本
- 一 大しなへ地白練、御紋日之丸六本
- 一 小しなへ地白練、御紋日之丸六本
- 一 ばれん白練、赤く山道六本

御召關船

天地丸

御弓御扱共に十張、
一 御籠砲程々緋上袋懸け二十挺
一 御籠砲程々緋御投箱十箱
將監自分之四半地色紫之紋、む之字一本、水主單物地色淺黃、袴紺に而藤織ちらし、紋所紺に而井之字五所、
下知人組頭役羽織、地色萌黃、紋白く井之字、
同斷小屋頭目付役羽織、地色淺黃、白紋井之字、
同斷平同心羽織、地色紺、紋白く井之字、

此御船に、向井將監并渡邊五郎作乘、下知人將監同心組頭并目付平同心十五人、將監家來三人乗り、走廻り下知仕候、
水主者浦加子のもの、聲懸る事も有之、相圖乗出し具二つ、兩留りにて廻る時拍子にて相圖、左右樹取候節鈴繩にて相圖、

右傳馬船

十二挺立

向井將監

總之方に四半白地黒く、上り藤の丸下に切割二つ、水主單物地色淺黃、袴紺に而藤織ちらし、紋所紺にて五所井之字、水主は浦加子、下知人は將監組之者、

御跡

三十二挺立

御供小早

橘丸

御天幕紫赤白幅交絹、
緋々緋御投箱御籠二本櫃に立、
水主は單物、地淺黃、腰より下紺に而龜甲小紋、紋所紺にて釘貫五所、衽紺に而つなぎ釘貫、

堀七郎兵衛

三十二挺立

住吉丸

御天幕赤地淺黃幅交絹、
緋々緋御投箱御籠二本櫃に立、
水主單物、地色淺黃、腰より下薄柿紺之亂格子、紋所柿にて左巴一つ、

小濱佐右衛門

以上、御日記、續談海、

正徳元年三月廿三日、天地丸於濱御殿前上覽、引船波割丸、常磐丸、蒼隼丸、一葉丸、柳警年表飾録、
正徳元年三月廿五日、

金三枚
時服三つ

御船手
向井將監

大河内又十郎

天野佐左衛門

小濱佐右衛門

堀 七郎兵衛

右者、於濱御殿天地丸出來上覽有之に付、拜領物被仰付旨、於御右筆部屋縁類、秋元但馬守按するに、老中喬朝、申渡之、正徳年録、御徒方萬年記、

寛政九丁巳年十二月十八日、御目付廻狀之内、一森川主膳、天地丸御船御修覆出來榮見分被仰付

旨、伊豆守殿按するに、老中松平信明、被仰渡候、寛政年録、
寛政十戊午年六月二日、天地丸御舟初而御乗船、於芝浦魚獵上覽、柳警年表飾録、
寛政十年八月十六日、

時服二

御勘定吟味役
大久保内膳

右、天地丸御船御修覆御用取扱、久々骨折相勤候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、備中守按するに、老中太田實愛、申渡之、

銀十枚

御材水石奉行
御船役人兼帶
松平吉之助
漆奉行

同

水野藤九郎

右同斷に付被下旨、於同席同人申渡、若年寄中侍

座、

銀五枚

御勅定吟味方改役並
高田伴之丞

右同斷に付被下旨、於躰躰間、同人申渡、備前守按
るに、若年寄
京極高久、侍座、柳營日記記、

文化三丙寅年十月廿四日、天地丸御船藏御修覆に
付、御成之節御目障斷書付、御目付松平伊織達、同
年十二月三日御修覆出來之達書、御目付同人達、御
徒方萬年記、

文化四丁卯年六月三日、御目付廻狀之内、

一與市、按するに、御目
付黒川與市、天地丸御船御修覆出來榮見分
可仕旨、備前守殿被仰渡候、

同年七月十七日、

銀七枚

御召御船上乗役
染屋武左衛門

同五枚

御徒目付
増田藤四郎

同

依田盛三郎

右、天地丸御船御修覆御用相勤候付被下旨、於燒火
之間、植村駿河守、按するに、若
年寄家長、申渡、以上、文化年録、

天地丸は官船の中にて第一の大船なり、

御船唄
新四季春

はるはまつ咲梅の花、誰か袖ふれし匂ひそや、鶯や
とる梅ならば、けふ咲初る福壽草、ひくや子の日の
姫小松、いく世をわかなにさわらひや、たか折そめ
し小藤花、煙にみゆる鹽かまや、櫻のな、ヨイヤサ、花
をしやとさきりなやつ、おごに聞くなるサンサ、つゝ
み草へ、かたにもかけんエンク、すゝかけの花、君
にもろふエンク、岩つゝしへ、心のうちにはいわ
いよもち、つゝしいつるかわたのあつま菊、とな
へしゆら菊かいごふてうじ、ゆそう高らい菊の花
笠、しゆうらいな、齡のなかさためしには、東方朝
に桃の花、ふたはひ花は櫻草、行末長き藤の花、千
とせの松にかけ添て、くれ行春の詠かな、

同夏

夏は垣根の卯の花で、あふひさかきのかみ草、山
ほとゝきすこる立て、花橘のかきつはた、浮世をめ
くる車ゆり、ヤア、紫の思ひはつくしとつたのゆ
りの花、サア、ゆり姫ゆりいよせさちくや、あやめ
につれてさりとわへ、美人草にこひくさつんだた
そよふたり、まつ身はソリヤマド、さまどしらいでこ
んやうく、やうく、こんやうこうと立てた、ヨイヤ
サ、

夕かほじや、雨のふる夜も月の夜も、やみもぬれて
業平、かわらへ通ふ、夜のいつ、百夜のおもふ夜の
井筒、扇のかなめ花かけも涼しき風車、いわふしい
わなしかかてう草、君に扇の花とかや、うきふしし
けきたけの、世々を榮へてななめかな、

新四季秋

秋はなにある庭の景、花をななめめめめ、つぎ
をせし、しもにへんれちうたうまつなき、あたこ参
の花の姿をみたか、き、やうかるかや女郎花、心
盡しのかれ木の元や、野菊ばせうは恨もつきせぬ
葛の葉の、芙蓉あたる朝顔かなんそのよふに、サ
アサ、しのすゝき秋はなは、夕まくれこそた、なら
ん、萩の上風萩の下露おもしろや、忍ふまかきの錦
をみたか、きけはたらふくつるてんく、□□そ
かわれおきな草、代々をかかねてななめかな、

同冬

冬立そらも神無月と、氷るといへどもヤイ、にやかへ
り花、花めづらしや霜にうたれし草寒菊や、よしな
の思ひ草、人の思ひは詠めにまさる、匂ひわたる、
四方のそら、嵐山より風のはけしく吹ければ、また

冬なれば雪ふりて、匂ひをふくむ梅のはな、氣色に
春をもよふせり、花は色々の四季に咲花なにく、
一に梅の花、さくら椿にしら藤の花、藪のうちなる
草花にとりてはをり、堀はたのかきつはた、しゆら
んどこなつ、かるかや女郎花、ゆりは水仙あさかほ
じや、それはく、花は時しるやさしさよ、吉野の山
は花さかり、

御船唄目録

- 松揃 はつ春 玉かつら 道中 咲花 花揃 八
- 島 長かな 小鳥揃 小袖揃 古筆 松しま 歌
- 人 野哉候 櫻揃 番田浦 舞揃 敦盛 薫物揃
- 月見 稻荷 都あたり 春のまかき 皇帝 白浪
- 名所貝盡 きその春 さ、浪 伏見京橋 鹿島
- 熊野 美人揃 上野 陸奥 新四季白水鹽華、
- 寛永八辛未年、御船手向井將監に命せられ、伊豆國伊
東賀茂郡において巨艦を造らしめ、天下丸と名つけ
給ひ、後安宅丸と改めらる、改號の年代詳ならず、安宅の辨
制の條にあり、併せ見るへし、本邦軍艦の通稱なり、此御船もまた軍
艦にして、御船數多の内、尤巨大殊に華麗を盡されしかば、直に安宅
をもて稱せられしなるへし、また元寛日記等には、御船の造營を、寛
永十年相摸國三時にての事とあれども、今如官日簿抄、御營年表録
に據り、同十一甲戌年十月、江戸に着船す、其長三十尋餘、

船百挺立なり、元寛日記等には、櫓も二百挺とす、また如官同十
 二乙亥年六月二日、大猷院殿品川にてはしめて御乗
 船あり、老中はしめ大小名近習の輩、供奉に列し、御船
 にて宴を賜ふ、同三日、將監父子を營中に召て賜物あり、
 同十一日尾張大納言殿、紀伊大納言殿、水戸中納
 言殿、仰にて御船見物せらる、同年八月三日、また
 品川に成らせられ、此御船にて御遊宴御囃子あり、在
 府の諸大名悉く供奉す、

寛永十二年乙亥年、安宅丸御船自注、百上覽、去る八年
 辛未向井將監忠勝奉り、豆州伊東にて造立、去年十
 月江戸に來る、初天下丸と可唱由有命、如官日簿抄、柳
 寛永十二年六月二日、午刻御船爲上覽出御、按するに、人見私記には、此間雨ゆふ、酒井讚岐守屋敷前より、按するに、度々御延引有之と注す、御船按するに、老中忠勝、屋敷は、御船に被爲召、深川にてあたけに被爲召、御一獻被召上、石川八左衛門屋敷前にて、按するに、今の無宿島なり、御船かゝり、御咄衆并御譜代之面々、御船へ被召出御酒被下之、今日始而あたけ船に被爲召付而、爲御祝儀、將監御被并鬘斗炮等備尊前、將監御前を退而船魂祭、井伊掃部、松平下總、保科肥後、井伊朝

負、松平隱岐、本多甲斐、水野日向、小笠原右近大、
 奥平美作、松平式部大、酒井宮内大、松平周防、牧野
 右馬允、松平越中、石川主殿、戸田左門、水野隼人、
 本多能登、松平和泉、大久保加賀、本多伊勢、松平
 大膳大、松平山城、菅沼織部、小笠原信濃、井伊兵
 部少、松平主殿、立花飛騨、加藤式部少、土井大炊、
 老中利勝、酒井讚岐、酒井阿波、按するに、土井遠江、酒井備後、按するに、遠江守利隆、備後老中忠行、高力攝津、
 青山大藏少、内藤伊賀、松平右衛門大、板倉内膳、伊
 丹播磨、久貝因幡、按するに、播磨守は御勘定頭、大目付衆
 井上河内、水野盛物、小堀遠江、半井驥庵、此外御近
 習之衆、右之面々兼而御供可被召列旨被仰出、然
 其俄之出御付而、或煩或遲參に依て、右書付之内
 供奉不勤人有之也、向井將監父子三人、按するに、將監男右衛門、男兵部なり、御前へ被召出御目見、申上刻還御、同三
 日黄金五枚御帷御羽織等將監拜領之、次に子兄弟
 二人御帷御羽織被下、安宅丸始而召に付而也、日記、人見私記○按するに、人見私記には、營中に召し御褒美として下さる記せり、
 寛永十二年六月二日、大猷院様安宅御船に被爲成、
 諸大名供奉、古將監御鬘斗炮御折御樽肴差上候、翌

日將監黄金五枚、時服四、御羽折一、右衛門時服四、
 御羽折一、兵部時服三、御羽折一拜領仕候、貞享向井
 兵庫助書上、

寛永十二年六月二日、將軍家命于海賊向井將監忠
 勝、安宅船有上覽、抑此御船者、自去年仰忠勝、相
 州三浦三崎に於而所造之也、今天下雖爲太平、陸之
 城郭海上之大船、皆是武備、治不忘亂之法也とて被
 爲作、此御船粧於龍頭鶴首、船大さ三十尋、以銅覆
 之、有三重之櫓、恰如城郭、立櫓二百挺、但就一挺二
 人懸り也、水手都而四百人、雙立如麻、船幕船驗以五
 色飾之、是まて氏家記同し、以螺鐘太鼓定面梶取楫、堀田加賀
 守正盛、松平伊豆守信綱、阿部豊後守忠秋、按するに、此若年寄なり、乘早船供奉、御先御歩行衆早船十八組、早
 船龍王丸五十挺立、此船は中奥衆御歩行頭、小十八
 頭、御目付衆乘之、次に天地丸八十挺立、將軍家被
 召之、御跡に小早船御鳥船、次に大川御座大龍丸、
 此御船には御詰衆、大目付、寺社奉行、町奉行、御勘
 定頭、御作事奉行、御小姓組頭、御目付、御進物番乘
 之、次に小早二雙相雙、御小姓組、御書院番乘之、安
 宅御船は先立て浮于品川澳、則安宅へ被爲成、御

祝之鬘斗出之、追て參上仕諸大名有御響應而、御酒
 宴及數刻、將監亦被召出御前、御船出來之儀有御褒
 美、種々拜領、及黄昏還御、御留守之程、土井大炊頭、
 酒井讚岐守勤仕、其後見物之貴賤口口群集于海陸、
 元寛日記、寛明日記、
 慶明録、徳川治世録、
 大猷院様、安宅丸御船上覽に度々御成被遊、御詰衆
 之内、御奏者番御先被遣、伊達羽織着し參上、御
 召船にも川口より御船印立、大川に御座候天地丸、
 大龍丸、龍王丸三艘結構にかさり立、天地丸に被爲
 召候て、海表まで出御被遊、押太鼓員の役人御船に
 て勤之、櫓をは鈴にて合す、近代雜記○按するに、此書は享保元年林大學頭より書上たせるものを筆記せしなり、
 大猷院様御代に、安宅丸御船出來て、始て御乗初に
 て出給ひし時、人々に御酒賜はりし、井伊掃部頭と
 何某とか、盃の論にて物いひ事出來しに、御船の内
 物騒しきと、櫓の上にて聞し召れて、やかて御鐵砲
 召よせられ、薬多くこめて、御手つから打出させ給
 ひしに、人々驚き、いかなる事にやと物音もせず伺
 ひ居たりしに、御使を給りて、けふは酒呑ものまぬ
 ものも、酒たべて悦ひ候へと仰出されて、事しつま

りぬ、落種雜談一言集、

寛永十二年六月十日、安宅丸見物可有之旨、尾張殿、紀伊殿、水戸殿へ被仰出、同十一日見物なり、彼所へ利勝、忠勝被遣、御饗應あり、其後、上使伊豆守にて御菓子被遣、同十二日御三人御禮也、同年八月二日、明日海へ被爲成付而、御供にて大船見私記には、安宅丸なり見物可仕旨、在江戸之諸大名へ被仰遣之、三日已上刻海邊へ御成、在江戸之大名不殘御供、今度被仰付大船に於而、御酒宴御囃子被仰付、所謂高砂、熊野、盛久、龍田、養老、諸大名思々於御前舞謠、御機嫌不斜、及未刻還御也、以上、獄廟日記、人見私記

寛永十年大猷院殿、向井將監忠勝に仰せて、相摸國三浦にて安宅丸といふ大船を造らせられ、同十二年六月、江戸の海上にて召初の規式有、諸侯は品川の海上に出給ふへきよし被仰出、公には大夫人按するに、公は池田少將光政をさす、大夫人は即其生母に、台徳院殿の御養女、實は備原式部大輔康政の女なりの召させ給ふ御帷子を被爲借、夫を召て狸々皮の陣羽織にて出給ふ、御出懸御式臺にて立給ひ、御扇をひろけて差上給ふに、御軍扇なり、衣服の體よりして、怪き事と御供の人々思ひ居たり、扱品川にて諸大

名群集し給ひ、いかなる御装束やと尋らるゝに、いや少し存る旨の候とて答へ給ふ、程なく大猷院殿、御船にて諸大名の前を御通りありけるに、あの衆に替りたる衣服は、備前の少將成へしとて、小船を以て御召ある、公則安宅に乗移らせ給へは、大猷院殿御尋あり、公謹て御祝ひの規式は、御船の内の事、我等は陸の警固し奉ると存せしなりと答給ふ、大猷院殿則其羽織くれられんやと仰有、脱て奉られしかは、酒盃を賜はり、公起て自然居士の曲舞を舞れしを、諸大名陸より見やりて驚くはかりなり、夫よりして諸大名直に出仕有へしとて、品川表を退出ありけるに、供の人々遙の脇へひかへたるゆゑ、一時に集り騒敷事大方ならず、公彼扇をさし上給へは、御供の面々殿にはあれにとて、頓て参りければ、公諸大名に向はせ給ひ、供の人々騒動と見え候、予か家來をこゝに残し置、予か邸へ追々参り候様に申傳へさせ、はや其内に予か邸に被立寄候はんや、一所に御敷に出仕し侍んと仰られければ、皆辱とて引伴て、品川より龍之口備前屋敷へ御歩行にて來り給ふ、無程御料理を出して御もてなし

有、是は伊木長門按するに、光政の老臣なり、六十人前の用意致置けり、其後供の人々集て御出仕あり、翌日長門へ昨日料理致置候者、いか様なる心得に候哉と御尋ありければ、昨日の御前の御装束にては、若御叱等有之、御一門様方御寄合被成候事も可有、但し、御首尾宜候者、かやうに御同道遊はされ、御歸りのこともあるへし、吉凶ともに御客可有と御答申上げれば、彌忠義の志御感悅不淺事、有斐謙、吉備烈公遺事、落種雜談一言集、前將軍大猷院殿御大量の御生得にて、御鷹野を好ませられ、所々御成有之、就中、角田川小松原に數度の御成あり、依之川筋通り御遊覽の爲に、先年御船奉行向井將監、小濱民部に命せられ、伊豆の三島按するに、他の諸記には、小濱民部を載せず、また伊豆の伊東とあれば、こゝにいふ所誤りなるへしにて御座船を作らせらる、依之江戸の職人はいふに及はず、京都、大坂の諸職人、大工、ほり物師、金具師、鍛冶、繪具箔屋、塗物師、蒔繪師の名人をゑらみ召下され、三ヶ年にて出來せり、其御船長さ三十五間、胴の間七間なり、三段のやくら、四間に八間のらんかん、梨子地高蒔繪、金のざぼうし、御障子朱塗り、紋紗にて是を張り、御杉戸は狩野永徳か四季の花

鳥繪也、御中段には四疊半御敷奇屋あり、御風呂御雪隠、并御能上覽の舞臺まで作らせられ、右之外御供の衆座敷、御料理の間は申に及はず、珠樓櫓をあけて時の鐘を突、勿論龍かしらげきしゆの如く、龍の頭一丈五尺、鱗は黄金にて重ねてふき、唐の毛を伏せ、總體金にて作り立たり、船端のらんかん迄、なし地に葵の御紋、金のざぼうし、總てほり物、るり、めのう等の七寶を以て作り立、百挺立のろかいまで黒蒔繪なり、太閤朝鮮陣の砌召れたる日本丸こそ、前代未聞の船といへり、彼日本丸はいかて及ふへき、御成の砌御道筋はしつまり渡で、大川筋魚類一疋もなく逃去、勿論道々も御船藏近邊、上駒かたより三つまた迄、魚類恐れて近つかすといへり、日本無雙結構は、日光山御宮とあたけ丸といへり、平常御船藏につなき置るゝくさりの大さ七寸五分、長二丈にして、此くさり近年迄御船藏のうら草地に捨置れ、今に其邊をあたけ丸跡といふ、元正、開記

通航一覽附錄卷之十九終

通航一覽附錄卷之二十

海防船部二十

○官船 宅宅丸 諸御船

慶安三庚寅年十月、安宅丸御船修造、神保左京此頃の職役詳ならて奉行たり、成りて後、承應二癸巳年六月、嚴有院殿台覽あり、寛文二壬寅年、また修理を命せられ、造畢して六月十日、深川において上覽あり、高家詰衆諸役人供奉、同十一日向井兵部を殿中に召て、加恩千石及び時服等を賜はり、かつ御預の水主を百人になし下さる、自餘の御船手及び修覆奉行、大工棟梁等にも賜物あり、同年六月廿二日、甲府宰相殿、館林宰相殿御見物、同廿六日、紀伊宰相殿、水戸中將殿、徳川右兵衛督殿にも、また見物せらる、延寶六戊子年七月廿七日、修造の事によて、向井將監支配椎木三左衛門遠流せらる、天和二壬戌年九月十八日、御船毀つへき旨向井將監に命せらる、時に中奥御小姓小笠原丹後守、鍋島帶刀、これを奉行す、

慶安三年壬寅十月、神保左京茂時、依鈞命安宅船修

覆、承應二年癸巳六月家綱公御代、安宅船修覆成就備台覽、寛文二年壬寅五月廿五日、安宅船并關船七艘依命修覆、至同八月廿八日令成就、改撰諸家系譜、寛文二年六月十日、今日安宅の御成に付、先雅樂頭美濃守、按ずるに、雅樂頭は酒井忠清、美濃守は、按ずるに、若年若年正則にして、ともに老中なり、土屋但馬守、按ずるに、御詰衆、御近習之面々被相越、已刻出御、御供久世大和守、按ずるに、若年寄廣之、板倉筑後守、松平式部少輔、按ずるに、此二龍口より安宅丸之前迄御船被召候、則安宅へ被爲移高覽、此時向井兵部御慰斗獻之、暫時有て御船被爲召候天地丸被召替、行列にて川口迄被爲成、佃島前に御船留り、於此所天地丸にて御膳被召上、則兵部御樽肴并蓬萊進上之、過て御座船被召替、未刻還御、

土屋忠兵衛御船 伴作平御船 小笠原安藝御船
兩御步行衆 小十人組 龍王丸 中奥衆
御目付

向井兵部御船 常之御召船 八十挺立
非番御步行頭 天地丸
御目付 問宮造酒之丞船 小鳥丸

向井兵部御船 五十挺立
傳馬船 大河御座 傳馬船 小鳥船 六十挺立
大龍丸

高家 乘 御 徒 乘
大目付 町奉行 御 奉 行
傳馬船 島田久次郎 中坊美奉行 太平丸
御書院番頭一人 御小姓組番頭一人
御目付 非番進物番十人

御小姓組 坂井八郎兵衛船
御書院番 小濱佐右衛門船
按ずるに、島田久次郎は長崎奉行、中坊美作守は奈良奉行なり、

同月十一日、向井兵部事、御座之間被爲召之、安宅丸、天地丸、龍王丸、右三艘御預被成、其上千石御加

増被下之、同心都合百人に被成候旨、御直に被仰付、時服四、羽織神保左京、關兵部、時服三、羽織、金二枚つ、小笠原安藝、問宮造酒允、小濱佐右衛門、土屋忠兵衛、坂井八郎兵衛、伴作平、時服三、羽織、向井兵部、伊奈半左衛門、時服二、羽織、鈴木修理、木原内匠、銀十枚、椎名庄左衛門、按ずるに、人見私記及び貞門の誤りなり、渡邊五郎七、按ずるに、貞享向井兵部庫助書上より、銀五枚、鈴木二郎兵衛、右御船に被爲成に付被下之、寛文年録

寛文二年安宅丸御修覆被仰付出来に付、天地丸、大龍丸にて出御上覽被遊候、向井兵部へ千石御加増、并水主五十人増被下、御修覆奉行、御大工頭等被下物有之候、慶延略記、
寛文二年六月十日、嚴有院様、安宅御船へ御乗船、夫より天地丸御船へ被爲召、兵部御盃臺御樽肴差上、於御前御酒頂戴、翌日御加増千石、同心被爲増、都合百人御預、渡邊五郎作、椎木三左衛門を支配に被仰付、其上安宅御船并天地丸、大龍丸御預、嫡子式部、時服三つ、御羽織一拜領仕候、貞享向井兵部庫助書上、寛文二年六月十日、於江戸安宅丸之御船を指浮へ

られ、公方家綱公御遊船也、依之諸侯の御供船と
もを漕浮へて、天幕をはしらかし、安宅丸には武具
を飾り、御船印等川風に飄し、誠に見る目もいささ
よく、深川、中川、新田島、川も陸も、見物之衆さ
めき渡り、輿に入る計なり、誠にも今日の暮行空を惜
ぬはなかりし、

一天地丸之御船、自注、八公方家召之、
一大龍丸之御船、自注、六御詰衆乗給ふ、
一龍王丸之御船、御詰代衆、諸大名衆乗給ふ、
右御座船の天地丸には、天幕をはしらかし、御船驗
吹貫、其外色々の出し、御弓、御鐵砲、其袋は狸々皮
なり、供舟には、烏毛の御鎗并御長刀、堅笠、臺笠
立雙へければ、誠に美々敷見物、前代未聞也、安宅丸
前にて御座船に召し、石川大隅守屋敷の左右、佃島
へ被爲成、其川の真中に御座船を懸留て、則御膳を
召上らる、其外常々御成の時出る御座船には、總
御供之諸旗本衆乗て出るなり、此日快晴、御機嫌斜
ならず、終日御遊興あり、斜日に及て還御、翌十一
日に、御船奉行向井兵庫を營中に召て、御加増千石
被下、萬天日録、玉露
遊、歐海集、

寛文二年六月十一日、將軍家綱公、安宅と稱する大
船上覽あるへきため、深川へ成せらる、此御船は、將
軍家光公御在世のとき、御船手なりし向井將監へ
仰付られ、相州三浦領においてこれを作り、武州品
川まで漕來て上意を窺ふ所に、則品川まで御出船
これありて、上覽あるへきの旨仰出され、頼て品川
へ御船にて成せられ、上覽ありし吉例によつて、今
度も御船手多しといへども、向井將監に仰付らる
る所也、御船の長さ二十八間、横十八間、左右の船
端に、幅二間、長二十六間の武者走りあり、馬場の
ごとく其前を圍み、透間なく窓ありて、弓、鐵砲、鎗
等にて、合戦自在成様に用意す、武者走りの下に
も、またかくのごとく武者走りあり、是には水主二百
人つ、左右四百人乗なり、船は一挺に二人懸り、
兩方の船數二百挺なり、尤水主の居所には、前に水
主圍みとて塀のごとく圍み、矢、鐵砲水主に中らさ
る様にこしらへたり、御座敷三間有り、上壇御座
敷、夫より一段下は軍兵の居所也、夫より一段下
は、或は厩、自注、六或は下膳の居所、また米一萬俵
積なり、七八尋深き車井あり、船先には龍頭を飾

り、艦には錨首あり、楫の頭は鬼の首、廻り大きな
一間三尺餘なり、船の中央に二重の櫓あり、上の重
の廣さ疊八疊敷也、彼矢倉に騰て見れば、江戸中目
の下にあり、船幕、船印、赤白のふきぬき立たり、御
船は皆赤銅を以これをつゝみたり、去るほどに、將
軍家には、天地丸と號する八十挺立の御船に召せ
られ、安宅船懸置たる深川へ御出船ありて、安宅の
御船に成らせられ、御祝儀の御鬘斗出る、御盃を向
井兵部に下され、夫よりまた天地丸に召させられ
川口まで御出船、佃島において御膳召上られ、黄昏
に及び御船にて還御あり、同十二日、向井兵部に御
加増を下さる、是昨日の御褒美なり、扱又、安宅の
御船飾りの儘にて、六七日指置へしと仰出さる、仍
て江府はいふに及はず、隣郷の在々所々貴賤男女
來て見物す、或は船にて來り、または陸、兩方とも
に充滿して、錐を立るの地もなしと云々、元延寶錄、武
門諸説拾遺
○但し、此二書御成を十一日とし、向井兵部
等の恩賜を十二日とするは、みな誤りなり、
寛文二年六月廿一日、
一御兩典、明廿二日御船にて御出可有之旨、森川下
總守御側衆、を以被仰出之、向井兵部招殿中、明日

御船にて、御兩典御船大龍丸に召し候間、可得其意
之由、大和守、但馬守被傳之、御兩典御出、御馳走人
松平備前守、伊澤隼人、北條右近、森川小左衛門に
被仰付候、按するに、備前守は奏者番、隼人正、右近大
夫は御留守居、小左衛門は御目付なり、
同廿二日、
一今日左馬頭殿、右馬頭殿、安宅御船被爲見物、依
之御馳走人者、松平備前守、伊澤隼人、北條右近、
森川小左衛門、右被仰付、御跡より森川下總守被遣
之、松平因幡守按するに、を以、瓜りんご被遣之、
同廿五日、
一明廿六日、安宅御船爲見物可有御出候由、
上使水野因幡守
水戸中將殿
德川右衛門督殿
上使大草主勝正
紀伊宰相殿
按するに、水野因幡守、大草主
勝正、ともに御小姓組番頭なり、
右爲御禮登城、明日御三人方、安宅丸爲見物御出に
付、御馳走人被仰付、
同廿六日、
一今日、水戸羽林、紀伊相公、德川右衛門督殿、安宅

見物に御出、依之昨日被仰付候御馳走人井上河内守、本多美作守、瀧川長門守、安藤市郎兵衛、按ずる内守は美作守、美作守、長門守は、御留守居、市郎兵衛は御目付なり、右御先へ被相越、上使本多土佐守を以御菓子被遣之、以上、寛文年録、

寛文二年六月廿一日、上使森川下總守殿御出、上意は明日安宅見物被致候様にとの御事也、伊澤隼人正殿參上、是明日御船にて御馳走、安宅御見物被成候様にとの上意に付、松平備前守、北條右近大夫、自分にも御馳走人被仰付候由也、御逢あり、土屋忠兵衛參上、明日安宅御見物に付、御預りの船出し可申旨被仰付候間、御案内の由也、同廿二日辰の刻、安宅御船に御出、御羽織袴、龍の口迄御乗物、それより御船にて御越也、船場において小濱佐右に御逢御一禮、則佐右御預の御船被爲召、御供の衆御家老初何も羽織袴、手前の御茶辨當も御船に入、安宅の前にて御船より被爲下、其時松平備前守殿、伊澤隼人正殿、北條右近大夫殿、向井兵部殿へ御逢御一禮、右の衆御先達御案内、安宅御船の番所前にて、關兵部殿、神保左京殿へ御逢御一禮、安宅の内にて館林宰相様御待合、御一同に御見物、御歸には殿様

被爲召候御船に、館林様にも御一所に被爲召、扱大龍丸御船へ被爲乗移、其時爲上使松平因幡守殿を以て熟瓜一籠被遣之、上意は天氣よし、御満悦に被思召、緩々可有遊覽依之右の御菓子被遣旨也、其後御振廻出、本二三向詰、御盃臺二、自注、ひの、間鍋、御給仕中奥御小姓五人被參云々、大概如先例、同廿三日御登城、昨日の御禮也、御目見あり、御慰能あり、安宅御見物の節、上使并御馳走人衆等廿七人へ、時服四つ或は三つ、或は二つ、被遣之、其外御徒目付、御坊主、御小人目付等廿二人、銀子等被遣之、人見私記載櫻田記、

延寶六戊午年七月廿七日、船手向井將監支配之椎木三左衛門、大島へ流罪、是今度安宅丸修覆御用之儀申渡處、不致承引段訴之に付也、人見私記、
天和二壬戌年九月十八日、安宅丸の船被取毀之付、小笠原丹後守、鍋島帶刀奉行可仕旨被仰付之、且又向井將監兩人の奉行と可相談の旨、老中共列座、豐後守按ずるに、老、柳繁日次記、憲廟實錄、中阿部正武、申渡す、御徒方萬年記、甘露寺、
天和二年九月十八日、安宅丸御船御疊之節、奉行は中奥御小姓小笠原丹後守長定、鍋島帶刀正恭、向井

將監正盛可申合由有命、如官日簿抄、萬年記、東武編年要錄、

天和二年十月九日、安宅丸之御船今度御疊被成候間、入札可仕旨御觸在之、

但、右御奉行鍋島帶刀様、小笠原丹後守様、正寶事錄、天和三癸亥年三月五日、

安宅御船壞候御入用

小笠原丹後守

鍋島帶刀

長さ三十一尋一尺五寸
一廣さ十尋三尺六寸
深さ四尋三尺

安宅丸御船一艘

此壞様、御船雨覆より取壞、葺板材木棟瓦總包銅板詰板放し、所々にざるを持、鋸をひろはせ、何も筵かますに入、堅横繩にて結、貫目懸け、鐵類巨細成者むしろかますに入、仕様銅同前、大鋸釘者繩にて三所結、御屋形、御風呂屋、御檜臺、廣合羽、武者走、左右之かきたつ、檣床、臺廻り、みよし戸立、棚板、包板、あはら木、あはらおさへ、總船梁、はきのしん、諸色一式壞、御屋形道具は糸立に包、細繩にて結、其外巨細成材木者結合、何も置所に運、
内大工作料飯米共、
手傳高之者之代
一人に二匁五分つ、
一人に一匁八分つ、
總銅放手間高之者代
持運中人足代
一人に一匁八分つ、
一人に一匁一分つ、

右之入用、内譯略之、

小以銀八貫六百目

一桁行三十一間、石三尺に六間之庇有、此坪數六十五坪、

奉行小屋損料

一桁行二間半

銅小屋損料

右之入用、内譯略之、

小以銀三貫百六十四匁七分五厘

一米二十五石五斗

鍋島帶刀御扶持方

是は七十五人ふち、天和二戌十月十九日より同

十二月廿七日迄小を引、日數六十八日分、但、一日一人に五合つ、之積、

一米十五石三斗

小笠原丹後守御扶持方

是は四十五人扶持、天和二戌十月十九日より同

十二月廿七日迄小を引、日數六十八日分、但、一日一人五合宛之積り、

小以米四十石八斗

都合銀十一貫七百六十四匁七分五厘

都合米四十石八斗

右、是は天和二戌年安宅御船壞候御入用、入札を以直段致吟味相極、壞仕廻候に付而、如此御勘定任上

け申候、若相違之儀御座候は、仕直し差上可申候、仍如件、

天和三年亥三月五日

鍋島 帶刀印
小笠原丹後守印

御勘定所

右帳面之銀十一貫七百六十四匁七分五厘、米四十石八斗可被相渡候、萬直段之儀者、入札を以致吟味被相極候由に候間、奥書如此候、勿論前廉被相渡候入用手形證文等、此帳に引替可被相返候、斷者本文有之候、以上、

亥四月

| | |
|---------|---------|
| 新左衛門印 | 九郎右衛門印 |
| 新五兵衛印 | 長兵衛印 |
| 八郎兵衛印 | 半兵衛印 |
| 六右衛門印 | 伯耆印 |
| 御使に付無印形 | 御使に付無加判 |
| 山 城 | 備前 |
| 本多 藤十郎殿 | |
| 井戸安右衛門殿 | |
| 戸田茂兵衛殿 | |

竹橋餘筆○按するに、大岡備前守、中山藤枝守、彦坂伯耆守、此頃御勘

定頭たれば、備前、隱岐、伯耆であるは、即同人なるへし、山城は誤なるにや詳ならず、かつ新左衛門以下七人は、御勘定組頭、本多藤十郎等三人は、御金奉行または御藏奉行なるにや、これまた今詳ならず、

安宅丸といふは、龍頭作りの大船にて、繫綱は大なる鐵鎖にて、七八十年前まで、武州に繫きありしよし、老工に聞り、和漢船用集、

安宅丸は大猷院殿作らせ給ふ、今大橋の側に船藏を置く、者、ならひ立る間に大家あるは、安宅を埋みし所なりといふ、白水盟筆、

安宅丸御船

帆二十四端、百挺立、上口長さ三十一尋一尺五寸、但、水押の先より艦もと先までの積り、間に直し二十六間五寸、

肩の廣さ十尋三尺六寸五、足一丈一尺、間に直して八間五尺六寸五、足一間五尺、

于今有之御道具

| | | |
|---------|---------|------------------------|
| 御紋御旗一本 | 小四半御旗四本 | 吹流 <small>上に今の</small> |
| サイハイ二本 | 大のぼり四本 | 大しない六本 |
| 小しない同 | 劔しない同 | 刷牙四本 |
| むの字御旗一本 | 御船職同 | 瓢箪二本 |
| 三大の字一本 | 三挑灯同 | ばれん八本 |

御鎗臺共二十筋 御弓同二十張 御鐵砲臺共二十挺 御紋紫御幕三 哥交御幕二 撞鐘一つ 艦百挺

此安宅丸者、天和年中被取崩、御拂に相成候時、又被仰付候節之爲に哉難形被仰付、今以富士見之御寶藏に納り有之、風干には毎年御目付衆見廻被申候由、右雛形を小笠原石見守蒙台命寫被申候圖なりとて、青山成服被爲見候に付寫し置者也、御船道具者本所一つ目御船藏に有之候、

御船之圖 太平傳記、圖略ス、

御大老堀田筑前守殿、按するに、當將軍様按するに、當憲正俊、院殿御事なり、御代に至りて御様子伺はれける處に、第一殺生御きらひにて、御代となるとひとしく御鷹を放され、御鷹は無之に依て、將軍へ言上いたされ、あたけ丸御船の儀は、大猷院様御物好にて造り置れたる御船に候得共、當御代一向御用にも立不申、あたけ丸御船無益の金銀莫大、天下の費と申ものにて御座候、すてに京都の大佛を鑄くつし錢に仕り候、此末御用にもなく候は、あたけ丸をくたき、金銀珠玉御重寶と遊はされ然るへき旨相伺はれけるに、

將軍いかにも筑前守申處尤なり、別而用にも是なき大船なれば、兎も角も相計ひ候へど仰出され、夫より筑前守下知して、下役人へ沙汰有て、安宅丸くつさる、仕かたなり、然るにふしき成る事こそあれ、將軍へ相伺たる其夜より、彼の安宅丸をつなきたる御船藏の内にて、掛たるくさりの音大地をど、ろかし、彼の船しはかれたる聲を出して、伊豆へゆかふくといふて、なく聲ものすこし、哀れにて諸人たしかに聞ける、右のことくの大船故、奇怪の事共有けるなり、筑前守此趣を聞たりといへども、將軍の上意を承り、左様の事を恐るへきよふなし、まさしく狐狸の所爲なるへしと、自ら御船藏へ行、將軍の上意を以て打崩すものなりと下知して、數百人の大工并に人足慮の者をして、さしも美々敷あたけ丸を無二無三に打くたきける、江戸中の貴賤男女見物市をなし、涙を流して惜まぬはなし、其日數三十日に及ふ迄、とかく夜に入、人しつまりけると泣聲しけり、伊豆の三島にて按するに、伊東の誤りなりし船、人間にして申さは生國なり、よしや當分御用にも無之、無益の船なればとて、天下の御

寶、前將軍の御心に叶ひし船なり、何ヶ年御船藏につなき置く、其、何程天下の御費に成へきや、天下の政務を司る筑前守、さりとて小き心底なりと評判有り、是より世上に何となく逆心の様に沙汰せり、筑前守殿近習小姓の輩、のち、沙汰しけるは、彼あたけ丸を崩されし砌、筑前守殿夜毎に不意にはね起き、枕刀を以て切拂ひ給ふ事儘に見たり、何となく心亂りかはしく、眼の色も常に常にかはりしやうにいへり、筑前守殿死後の砌には逆心にあらす、ケ様に申せは何とやら空説に似たりといへども、あたけ丸を崩されし事、一代のあやまりと申けり、元正間記○按するに、此書載る所、信すへきにあらず、寛永十二乙亥年、四十六挺立、三十挺立各一艘つゝ、同二十癸未年、二十六挺立一艘、正保三丙戌年、御供船六艘、いづれも大坂にて造らしめらる、寛文五乙巳年、御船手向井兵部奉はり、江戸にて三十挺立御船一艘を造る、此他の御船及び其名號、或は新造修造等の事、記載乏記して、後證を俟つのみ、

寛永十二乙亥年八月、
 一四十六挺立御船 一艘
 一三十挺立御船 一艘
 右之御船、細井金兵衛按するに、駿河國清水奉行なり。預にて、於大坂つくらせ申候、御材木之内に、右之船道具有之者相渡候様尤候、不然者入札に而つくらせ可被申候、入用之儀者先取替、重可有勘定候、以上、
 寛永十二乙亥八月十六日
 對 馬印 志 摩印
 備 中印 加 賀印
 豐 後印 伊 豆印
 久貝因幡守殿
 曾我又左衛門殿
 小濱民部少輔殿按するに、伊豆守は松平伊豆守加賀は堀田加賀守正盛、備中は太田備中守實宗、志摩は三浦志摩守正次、對馬は阿部對馬守重次にて、みな若老中なり、また久貝因幡守は大坂町奉行、小濱民部少輔は同所御船手なり、
 同二十癸未年二月、
 覺
 一二十六挺立之船二艘、天野孫左衛門、溝口半左衛門按するに、御船手なり、被仰付候、右之船材木、最前於其地調之下候様にと申越候得共、其地にて作立可然由候

間、兩人好次第つくらせ、如斯以前當地に可被差越候、不及申候得共、入用等可被入念候、以上、

源左衛門印 内 藏印
 順 齋印 和 泉印
 對 馬印

久貝因幡守殿
 曾我丹波守殿

小濱久太郎殿按するに、對馬は老中阿部重次、齊、松浦内藏允、曾根源左衛門は御勘定頭、小濱久太郎は大坂御船手にして、後民部改めしなるへし、以上

一筆令啓候、今度其許に被廻船候衆書立被指越候通上覽候處、早速入精候儀、御機嫌被思召候、依之於愛許彼面々の御意之趣相違候、然者右加子に、御扶持方被下於可然者、可相渡旨被仰出候間、被遂相談可被渡候、恐々謹言、
 正月八日

阿部豊後守忠秋判
 酒井讃岐守忠勝判
 土井大炊頭利勝判
 阿部備中守殿 稻垣攝津守殿

久貝因幡守殿 曾我又左衛門殿
 小濱 民部殿按するに、此奉書、前の寛永二十年二月廿三日の奉書に連記して年代を聞き、また文意も詳ならされども、結く存す、土井利勝、酒井忠勝は大老、阿部備中守正次は大坂御城代、稻垣攝津守重綱は同御定番なり。
 正保三丙戌年三月、
 一筆致啓上候、然者、今度大坂に而被仰付候御供船六艘之御作事入札寫、今朝繼飛脚參着致被見候、此已前より御船作事仕つけ候和泉并九郎兵衛大工手間一匁五分、今度入札落下候五右衛門直段一匁四分五釐、最前兩人之者直段に五釐安く御座候に付、彼五右衛門に被仰付候由御尤存候、併最前於大坂出來仕候御船ともより出來惡敷、其上おそく御座候而者如何御座候條、一艘之工數有増三百人に積をいたし、一日一人に五釐宛に仕、銀子十五匁かご存候間、私共手前より右之銀出し可申候條、最前より仕つけ候兩人之者に、御作事被仰付可被下候、右之旨備中守殿、攝津守殿、因幡守殿に被仰遣候而相調候様奉頼候、恐惶謹言、
 三月五日
 小濱半左衛門判
 小濱彌十郎判

間宮虎之助判
小笠原安藝判
御暇に而湯治仕候故不致加判候
向井 兵部

曾我丹波守殿

小濱民部少輔殿按ずるに、向井兵部以下五人ともに御船手なり、
同年同月、

御供船六艘之内、二十八挺立五艘、二十挺立一艘、
於其元以入札被致僉議申付之、如斯以前、其地御金
奉行衆入用之銀子請取之可被相渡候、則添狀差遣
申候、恐々謹言、

三月五日

松平伊豆守信綱判

阿部對馬守重次判

阿部備中守殿

稻垣攝津守殿

久貝因幡守殿

曾我丹波守殿

小濱民部殿

寛文五乙巳年二月、

三十挺立御供船被仰付候は、大坂より取寄申
度奉存候、皆具之覺

一枚楠 長五尋二尺
幅三尋五寸

一枚同 長三尋三尺
幅二尋七寸

一本同 長三尋二尺
前之口九寸

一枚同 長六尺五寸
幅一尺二寸

一枚同 長八尺
幅一尺二寸

一枚同 長九尋二尺
幅一尺二寸

一枚同 長九尋二尺
幅一尺六寸

一枚同 長十尋二尺
幅一尺七寸

とも糺

水押

ちり

戸立

根棚

是は、一枚に小ぶし五つ迄は不苦、

右之はき板

上棚

是は、一枚に小ぶし三つ迄は不苦、

右之はき板

櫓木

一四十丁 長六尺宛

うて木

以上

已二月四日

向井兵部

寛文五年二月、

猶以、船具爲吟味口小濱民部立合候様子、彼家
來可存知候間、小濱佐右衛門被相談、可被調之
候、以上、

一筆令申候、向井兵部御預之三十挺立御供船一艘
破損付而、新造申付候、皆具之書立差越候間、於其
元如此以前、被致吟味調之、日和能時分以廻船可被
差越候、恐々謹言、

二月十八日

久 大和守廣之判

稻 美濃守正則判

阿 豊後守忠秋判

彦坂壹岐守殿

石丸石見守殿

守は大坂町
奉行なり

寛文五年六月、

覺

向井兵部殿御預け之御船具、當地に而御買上、江戸

に差下候時分、御城中に有之御鐵も同船に而積廻
船、請負は伏見堀錢屋太郎右衛門に而候、已六月廿
二日江戸着、兵部殿に兩様相渡候、就夫鐵之儀兵部
殿土井能登守殿按ずるに、若被窺候處、御鐵奉行木
部藤左衛門、太田六左衛門兩人に被相渡、請取手
形を取置、大坂に者兵部手形を取置候様にと、御
差圖に付而、其通に被致候、然所大坂御具足奉行衆
御鐵拂之證文無之故、御城代衆に御斷被申上候付
而、壹岐守殿迄様子申遣候へは、壹岐守殿、兵部殿同
道に而、能登守殿に重て被窺候處に、御鐵奉行衆兩
人之請取手形、直々糟屋與兵、逸見五左之宛所に
而、按ずるに、與兵衛、五左衛門
は御具足奉行なるへし、被差越候様にと被仰渡、彼
手形參り、青山因幡守殿宅に而、按ずるに、因幡守宗
は後大坂御城代なり、與
兵に御渡候御船具請取手形、此方へ請取置、向井兵
部殿最前被差越候御船具御鐵一紙請取、手形は午
二月壹岐守殿迄返進申候事、
請取申御船皆具之事

補
一一板 長五尋四尺
幅四尺
あつさ五寸

たう敷

| | | |
|-------|----------------|-----|
| 同木 | 長三尋二尺三寸 | とも次 |
| 一枚 | 幅四尺 | |
| 一枚 | あつき五寸 | |
| 同木 | 長四尋一尺五寸 | みおし |
| 一枚 | 幅三尺 | |
| 一枚 | 次口あつき一尺三寸 | |
| 同木 | 長八尺つゝ | 戸立 |
| 一枚 | あつき二寸 | |
| 同木 | 長六尺五寸 | ちり |
| 一枚 | あつき一尺二寸 | |
| 同木 | 長六尺五寸 | 根棚板 |
| 一枚 | あつき三寸五分 | |
| 杉小ぶし | 長九尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二尺四寸、但、白た之内 | |
| 同断 | 長九尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二尺三寸、白た之内 | |
| 同断 | 長九尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二寸五分 | |
| 杉ふし有 | 長九尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二尺五寸、白た之内 | |
| 同断 | 長九尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二寸五分 | |
| 杉淺ふし少 | 長十尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二尺二寸、白た之内 | |
| 同断 | 長十尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二寸五分 | |
| 同ふしなし | 長十尋二尺 | |
| 一枚 | あつき二尺一寸、白た之内 | |
| 一枚 | あつき二寸五分 | |

同断 長十尋二尺

一枚 長さ二尺一寸、白た之内

一枚 長さ二寸五分

杉ふし少 長さ十尋二尺つゝ

一枚 長さ二尺、あつき二寸五分

一枚 長さ二寸五分

四挺は長四尋

二挺は三尋二尺

十四挺は三尋

一四十挺内 長六尺宛

一四十挺 長六尺宛

總物數合九十六

右之御船皆具、其元より被遣候目録之通改、無相違請取申候、鐵之儀者、此方御鐵奉行木部藤左衛門、太田六左衛門兩人之衆へ相渡申候、則別紙に手形越被申候間、爲後日仍如件、

寛文五年巳六月廿二日

向井兵部印

彦坂壹岐守殿

石丸石見守殿

小濱佐右衛門殿

以上、古記録○按ずるに、小濱佐右衛門は大坂御船手なり、

通航一覽附錄卷之二十一

海防船部二十一

○官船 大川御座

寛文十二壬子年、大川御座船二艘大坂において新造あり、同所御船手森川六左衛門これを奉行す、享保三戊戌年、また新に同御船を造らしめらる、造畢して後、御船手向井將監に時服を賜はる、

大川御座二艘分

| | | | |
|---------|-------|-------|----------|
| 一九尋一尺五寸 | 幅二尺 | 厚六寸三分 | 代二貫目 |
| 一九尋一尺五寸 | 幅二尺 | 厚六寸三分 | 代二貫目 |
| 一九尋五寸 | 幅一尺九寸 | 厚六寸五分 | 代二貫二十目 |
| 一九尋 | 幅一尺九寸 | 厚六寸五分 | 代一貫九百目 |
| 一八尋四尺五寸 | 幅一尺九寸 | 厚七寸 | 代二貫三十目 |
| 一八尋三尺 | 幅一尺九寸 | 厚七寸 | 代一貫八百二十目 |
| 一六尋四尺 | 幅二尺 | 厚六寸五分 | 代一貫九百十目 |
| 一七尋二尺五寸 | 幅一尺六寸 | 厚六寸 | 代一貫五百四十目 |

通航一覽附錄卷之二十終

| | | | |
|-----|-------|-------|----------|
| 一七尋 | 幅一尺七寸 | 厚五寸八分 | 代一貫四百八十目 |
| 一七尋 | 幅一尺五寸 | 厚六寸 | 代一貫四百三十目 |
| 一七尋 | 幅一尺四寸 | 厚七寸 | 代一貫五百四十目 |
| 一七尋 | 幅一尺五寸 | 厚六寸 | 代一貫五百三十目 |
| 一七尋 | 幅一尺四寸 | 厚六寸五分 | 代一貫三百六十目 |
| 一七尋 | 幅一尺六寸 | 厚六寸 | 代一貫三百十目 |
| 一七尋 | 幅一尺五寸 | 厚六寸五分 | 代一貫四百六十目 |
| 一七尋 | 幅一尺五寸 | 厚六寸 | 代一貫三百四十目 |
| 一七尋 | 幅一尺五寸 | 厚六寸 | 代一貫三百九十目 |
| 一七尋 | 幅一尺五寸 | 厚六寸 | 代一貫六百五十目 |

代銀合二十九貫七百十目

右之直段に而被爲召上被下候は、差上可申候、以上、

寛文十二壬子年四月十七日

泉屋 彌兵衛

田川 九太夫殿

都築半右衛門殿

太田八郎兵衛殿

宇津尾太郎右衛門 殿按するに、田川九大夫等配のものなりし、大坂御材木奉行支

同年五月廿三日、

御船板調候代銀之目録、銀高違候所有之付而、書付被越之候、調直遣之候間、最前差越候者此方へ可被相返候、御右筆部屋にて書違候に而者無之候、差出に二貫七百六十目と有之つる間、可被得其意候、以上、

五月廿三日

板内膳正 土但馬守

久大和守 稻美濃守

石丸石見守 殿按するに、稻葉正則、久世廣之、中、石丸石見守は大坂町奉行なり、土屋敷直、板倉重矩、ともに老

同年六月九日、

川御座船二艘分之板代附森川六左衛門持參候間、寫之差越候、書面之通船板其許御材木奉行へ被相渡之、可被差置候、代銀之添狀遣候間、可被得其意候、以上、

六月九日

板内膳正 土但馬守

久大和守 稻美濃守

石丸石見守 殿按するに、彦坂壹岐守大坂町奉行なり、

彦坂壹岐守 殿按するに、彦坂壹岐守大坂町奉行なり、

同日、

覺

川御座船二艘分之板代、銀二十九貫七百七十文目之事、壹岐守、石見守并高林又兵衛、森川六左衛門按するに、此二人とも、遂吟味、御材木奉行買上に成候間、大坂御船手なり、以材木奉行衆裏判手形被渡之、重而可有勘定候、是は當座之添狀候、以來之手形に者成間敷候、以上、
寛文十二年六月九日

内膳正 土但馬守

大和守 稻美濃守

彦坂壹岐守 殿 石丸石見守 殿

永田傳左衛門 殿 筑五郎太夫 殿

葛木治左衛門 殿 八木庄兵衛 殿以上、古

今度新造大川御座船出來、初而被爲召候に付被下

時服三

御船手 向井將監

旨、於御右筆部屋縁類、大久保長門守按するに、若渡、享保年録、申

文化八辛未年十月十五日、御目付廻狀之内、

一左衛門尉按するに、御目付、遠山左衛門尉、大川御座船御修復出來

榮見分可致旨、備前守殿按するに、若年寄京極高久、被仰渡候、

同年十二月廿九日、

銀五枚

右御召御座船御修復御用相勤候に付被下旨、於躰

躰之間、備前守申渡、堀田攝津守按するに、若年寄堀田正教、侍座、

銀七枚

右岡斷に付被下候旨、於燒火之間、堀田攝津守申

渡、以上、文化年録、

文政五壬午年十一月十八日、

銀五枚

御召大川御座船御修復御用相勤候に付被下之、

右、於躰躰之間、出羽守按するに、老中水野忠成、申渡之、駿河守按するに、若年寄村家長、侍座、

御召御船上乗役 染屋武左衛門

同七枚

同斷に付被下之、

右、於燒火之間、駿河守申渡之、文政年録○按するに、此事之事をしるす、其濫觴等詳ならされに、姑く概して左にこれを載す、

延享二乙丑年正月改、

組屋敷靈岸島

安倍主計頭御預

大龍丸 上口長十三間一尺、層三

日吉丸 上口長十二間、層三間

大市丸 上口長十間、層二間四

吉岡丸 上口長十間五尺、層二間

右四艘、享保十七子年五月た、み立可申哉之旨、河

野豊前守兼役之節奉伺候處、伺之通被仰渡、大市丸

御藏に入有之、

大川御座 上口長九間三尺五分、層

小川御座 上口長七間一尺八寸四分、層

塗小鷹丸、白木小鷹丸 上口長四間四尺四寸、層

御召麒麟丸、御召替麒麟丸 上口長八間二尺一寸五分、層

| | | |
|--------|--------------------------------|-------|
| 御木丸御雪船 | 上口長五間二尺五寸、 肩一尺一寸、立足〇〇 | 三十挺立 |
| 四丸御雪船 | 上口長四間三尺五寸、 肩五尺二寸四分、立足〇〇 | 三挺立 |
| 塗鯨御船 | 上口長五間三尺八寸、 肩一尺、立足〇〇 | 二挺立 |
| 塗下地同御船 | 上口長六間二寸九分、 肩一尺五寸五分、立足〇〇 | 八挺立 |
| 白木同御船 | 上口長五間四尺二寸二分、 肩一尺五寸五分、立足〇〇 | 八挺立 |
| 御菓子船 | 上口長六間一尺五分、 肩二尺五分、立足三尺五寸 | 八挺立 |
| 永壽丸 | 上口長六間二尺六寸三分、 肩一尺六寸五分、立足三尺三寸 | 十挺立 |
| 御次船 | 上口長六間三尺四寸、 肩二尺、立足〇〇 | 二十挺立 |
| 御駕籠船 | 上口長六間五尺一寸五分、 肩二尺四分三分、立足三尺九寸 | 二十挺立 |
| 箱ちよろ | 上口長四間二尺七寸、 肩四尺六寸五分、立足一尺五寸 | 二挺立 |
| 水押附ちよろ | 上口長四間一尺三寸五分、 肩四尺六寸五分、立足一尺五寸 | 二挺立 |
| 御鳥船 | 上口長四間一尺三寸、 肩四尺九寸、立足〇〇 | 二挺立二艘 |
| 唐網ちよろ | 上口三間二尺一寸、 肩四尺六寸、立足〇〇 | 一挺立 |
| 三浦丸 | 上口長八間四寸、 肩四寸、立足四尺四寸 | 三十四挺立 |
| 一葉丸 | 上口長七間一寸五分、 肩二間八寸、立足〇〇 | 二十挺立 |

| | | |
|------|------------------------------------|-------|
| 鶴羽丸 | 上口長五間五尺、 肩一尺三寸五分、立足三尺五寸 | 十二挺立 |
| 泰平丸 | 上口長八間四尺五寸、 肩二尺八寸、立足六寸 | 三十二挺立 |
| 入子船 | 上口〇〇、 肩〇〇、立足〇〇 | 一挺立 |
| 小鷹丸 | 代ちよろ、右衛門 同前 | 二挺立 |
| 天地丸 | 上口長十五間、 肩三間五尺七寸二分、 立足六尺三寸 | 七十六挺立 |
| 同傳馬船 | 上口〇〇、 肩〇〇、立足〇〇 | 十二挺立 |
| 御屋形船 | 上口長五間五尺六寸、 肩一尺九寸四分、 立足二尺四寸一分 | 四挺立 |

是は、濱御殿より來、
總數四十六艘、按ずるに、以上通計三十三艘なり、四十外、ちよろ一艘、是は濱御殿御泉水に入有之、
組屋敷深川萬年橋 深津彌三郎御預
光陰丸 六十二挺立 國市丸 四十二挺立
上總丸 三十挺立 住吉丸 三十挺立
綱丸 二十挺立 傳馬船 八挺立
白木乗船 八挺立
都合七艘
櫻井七右衛門御預
孔雀丸 三十六挺立 鳳凰丸 四十二挺立
傳馬船 八挺立 淺草丸 三十挺立

| | | | |
|----------------|-----------|------|-------|
| 橋丸 | 三十挺立 | 永代丸 | 二十挺立 |
| 白木鯨御船 | 八挺立 | 白木乗船 | 八挺立 |
| 都合八艘 | | | |
| 組屋敷濱御殿地之内 | 阿部十郎右衛門御預 | | |
| 天神丸 | 五十二挺立 | 難波丸 | 五十二挺立 |
| 傳馬船 | 六挺立 | 飛鳥丸 | 三十挺立 |
| 犀鶴丸 | 三十挺立 | 川口丸 | 二十挺立 |
| 常磐丸 | 二十挺立 | 白木乗船 | 八挺立 |
| 都合八艘 | | | |
| 組屋敷深川永代橋手前 | 神田數馬御預 | | |
| 龍王丸 | 五十二挺立 | 八幡丸 | 五十挺立 |
| 傳馬船 | 十二挺立 | 武内丸 | 三十挺立 |
| 延寶丸 | 三十挺立 | 波割丸 | 二十挺立 |
| 白木鯨御船 | 八挺立 | 白木乗船 | 八挺立 |
| 部合八艘、 秘事隨筆、 | | | |

○五百石積以上安宅船禁制
按ずるに、安宅の文字、後太平記には阿武の大船と記し、また明智軍記に、織田信長丹羽五郎左衛門に命じて造り立たる船に、安宅とあり、圖をあたけと讀せたり、されども軍船記等によるに、安宅と書するを得たりとす、これ本邦軍船の通稱なり、難波軍記に、大野修理秀頼の乗船を造る、これを安宅丸と唱ふ、其製二重底にして、三重に船櫓をあげ、たゞもさきは二重

或は一重にも變ずる事平船のこま、河海を論せず、周旋自在なりしは、獨りて水國等を經過するに心安しめて、はしめ安宅と名つけしは、かくては偽を顯はすに似たりとて、秀頼麾下の土安宅新左衛門を船奉行とし、其家號を冒せしこま、開せたりと記す、然れば安宅の字義は、安く宅るといへる意味なるべし、

慶長十四己酉年九月、九鬼長門守守隆に、西國大名の船五百石積已上を沒收すへき旨命せられ、監使として御弓頭久永源兵衛、御船手小濱民部丞、向井將監を副らる、よて守隆等淡路國由良に赴き、由良港は、津名郡濱にあり、紀伊國海部郡をさる、こま海程三里、港内廣くして、船を泊するによろしき地なるよし、淡路常樂草に見えたり、ことし十一月より明年にいたりて悉く沒收す、四國の船は、藤堂和泉守高虎して收めしめ給ふ、津條録に、高虎常に海記したれども、寛永時に松平池田、宰相輝政か船は、こま、諸等に所見なし、時に松平池田、宰相輝政か船は、こま、輝政至大にしてたやすく動しかたきにより、其ま、輝政に賜はり、かつ守隆及び伊勢國大湊のみ大船を御免あり、守隆に御免ありしは、其身一代の事なるにや詳ならず、また津條録に、此後巨艦日本丸を藤堂高虎に賜ひしとあれば、同人に大船御免ありし、其證前冊官、寛永十五戊寅年五月十五日、五百石積已上といへども、安宅造りにあらざる分は、許さる、むね仰せ出さる、

慶長十四己酉年九月、九鬼長門守守隆を駿府に召れ、仰にいはいはく、淡路の國にゆき、西國大名五百

石積已上の大船を受取へしとなり、これによりて、小濱民部ならひに御横目久永源兵衛、向井將監相共に淡路にゆき、諸大船を駿府江戸に獻す、寛永九年

慶長十四年九月、西國大名等近年大船を拵置、是自然のとき大軍を催し可上敷之由云々、依之此船をも自駿府可有破却由宣ひ、先淡路國へ可被寄と也、官本當代記、創業記

慶長十四年九月、西國諸大名五百石積已上の武者船、相改請取へきの旨、九鬼長門守守隆に命せられ、向井將監、久永源兵衛尉兩人を、其檢使として是に相副らる、守隆兩使と共に淡路に赴き、西國の大船を悉く改め、駿州及江戸に差上せ、日を経て着岸す、家忠日記追加、續本朝通鑑

慶長十四年十月中旬に、按するに、諸記みな九月とあれは、十月とするは誤りなるべし、日本國中諸大名衆、五百石より上之大船不殘被召上候間、淡路之國由良之湊にて請取候へど、九鬼長門守に被仰付、鐵砲二百挺、弓五十張、侍百騎、長柄百本召連、和泉之國より船にて淡路由良に渡海致す、爲御目付久永源兵衛、小濱民部少輔、按するに、民部丞の誤りなり、

向井將監兩三人、酉の霜月初より戌の年五月迄、兩年之内に請取申候、日本國へ御廻文被差遣、見事成大船不殘淡路由良之湊に若船いたし候、九鬼長門守は大船御免、伊勢之國大湊中は昔より船之始にて候故、日本國之内にて大船是も御免、右大船之内、蜂須賀阿波守大船、稻葉彦六大船二艘は、九鬼長門守に被下候、黒田筑前守大船は、伊勢の國白子の町にて、長野内藏允に御預、按するに、内藏允は、白子御船手なり、其外の大船は、三河國と武藏國江戸へ被遣候、池田三左衛門尉輝政之大船は、餘りに大き過候て乗廻り候事不成、其儘播磨に被置候事、見聞書、小須賀氏問書、慶長十四年九月、籍没南海四州巨艦、時諸侯多造戰艦、若將有事者、大神君下令定法、其過制者致諸淡路使我收焉、亦以我監海路事也、津條錄○按するに、此書は、守高虎をさす、藤堂兵衛士の撰なれば、我

慶長十四年、四國の大名等の戰艦悉く破りすつへしとて、先淡路の國にあつめて、藤堂和泉守高虎の手にうけとる、播磨繪、池田三左衛門輝政一人、大安宅をたまはる、紀伊丸

と號す、寛永池田輝政譜、寛永享松平伊藤守書上、

慶長十四年、徳川聖君西國安宅船を止給ひて、輝政卿獨に大安宅を賜ふ、是を紀國丸といふ也、蓋聞、此船は播磨國明石灘より、漸く淡路國に其長渡る程なる無雙の大船也しと傳來す、伯耆民談記、

池田三左衛門尉輝政、播州姫路に居城の時、大船を造らしむ、其長三町といへり、間敷にして百八十間なり、此船を入置船入を、播磨、備前、美作三箇國に課せてほらせられ、則今三左衛門殿堀と稱するよし云傳へり、和漢船用集、

寛永十二乙亥年、松平右衛門佐忠之之乗船着岸于大坂、其船巨麗如超制法五百石積船、自注、大權現、御時有此訓、大坂船奉行小濱民部允告之江戸、由是使檢使監之、積穀而量之不過五百石、忠之遂被許容、紀年錄、

寛永十五戊寅年五月十五日、出仕之諸大名大炊頭、讚岐守、豊後守、按するに、土井大炊頭利時、酒井讚岐守忠勝、阿部豊後守忠秋、さしに老中なり、傳之、無登城面々わ者大炊頭於宅達之、其箇條之内、五百石已上之船停止と、此已前被仰出候、今以其通に候、然者商賣船者御ゆるし被成候、其段心得可申事、大成令補遺、御圖書、

○三本橋船禁制

按するに、文政慶長の比より、京、堺、長崎の大商等御朱印を拜賜し、唐造三本橋の船にて、異國に渡海商賣せしなり、其船を御朱印船と稱し、寛永八年老中の奉書添られしより、奉書船と改め賜ふ、そのはしめ、本邦の海賊渡唐せし時、八幡の二字を書して船章とせしは、漢土の人唐音にて、これをパハン船と呼び、大に恐怖せしよし、本邦にてもものつから賊船の通名となりたり、猶本編異國渡海總括の部、渡海御免并禁制の條に詳なり、併せ看るべし、

寛永十二乙亥年五月廿八日、本邦より異國に渡海の事を禁し給ふ、證はまた、本編異國渡海總括の部、これより三本橋の船停止となる、令條等に、此停止の事所見なし、姑く中津渡録に據る、また播磨國尼ヶ崎の漁船に、三本の帆を用ひしとありしよし、倭漢船用集に見えたりとも、其來由詳ならず、

寛永十二年まで、肥前の平戸及び長崎より商船を出して異國へわたる、然も九艘に過す、此とき異國にて高利を得て歸りたる者は、大なる額を作り長崎の清水寺にかく、いまこの額三枚を存す、其形様を見るに、則日本船にして、少し唐船に似て、柱は三本たて、三所に帆を揚ぐ、其帆の上に日本人登りて風を見るの形、甚古雅なり、其船主の輩は島の袴を着し、旗を立、旗に八幡の二字を書して印とす、故に今に至りて、唐船の荷物を揚る事をパハンといふ、パハンとはむかし八幡と書て、日本の商船の事にな

りし、いまの唐船とよふかごし、按するに、八幡船を誤りなるその後、天草の亂起りて已來、異國へ船を出す事を禁ず、十五年三月七日落去なれば、異國渡海の禁制を、此ときとする此時帆柱を一本として、三本立る事を禁ず、三本にあらざれば大洋は乗かたしと云、三本立れば又異國に渡らん事を恐れてなり、中陵漫録、古は本朝の船、支那に交易をせしなり、即唐の代には遣唐使船あり、明の代には勘合符船ありて、常に往來たえず、勘合符の失せて後は、御朱印船と號して、公儀より免許の御朱印を申しうけて、東京、交趾および東埔寨、暹羅等の地へ往來せし商船九艘あり、所謂京都にて角倉船一艘、茶屋船一艘、伏見船一艘、堺にて伊豫屋船一艘、長崎にて末次船二艘、荒木船一艘、船本船一艘、糸屋船一艘等なり、夫より通商漫りになりし故に、外國航海を制したまひ、其九艘の商船も禁し給ふとぞ、

末吉船之圖○圖
此に圖する所の末吉船は、其比洛東の清水寺奥院に掲し扁額にして、按するに、中陵漫録には、長崎の清水寺に記す、是非詳ならず、今に現存する所なり、抑此船右にいふ九艘の外なるか、

一説に船本船なりといふ、追て考ふへし、按するに、末吉は末次の誤寫なるよし、人物は其頃の姿態なり、本帆の上に異國あり、世にこれを黒坊といふ、すなはち赤道自注、春秋分の時、太陽行過す、直下の地、沙馬荅刺、滿刺加等の人にて、備備せしなり、茅窓漫録、
天竺へ乗渡候角倉與市唐船は、長さ二十五間、横幅九間有之、乗船人數三百九十七人乗渡候、軍記、渡天物語○按するに、外國叢書に、元和八年長崎の人荒木宗太郎、交趾渡海乘船の圖を載す、其船は二本橋なり、此は本朝安南國の部、渡海御朱印御書等の條に出したれば、併せ見るへし、
本邦は大船といへども、本帆彌帆の二桅に過す、小船なれども、攝州尼崎の獵船に三桅を用ゆる者あり、其外一桅のみ、和漢船用集、

○船方調練
按するに、寛政巳前の記に、船方の調練等を命せられし事所見なし、常憲院殿御代には、安宅丸を毀たれしより、自餘の御船も年に隨ひて朽損し、大坂にある所もまたしかり、殊にむかしは長崎奉行往來等の事には、大坂の御船をもて送迎ありしに、同御代より四國大名に仰せて、送迎せしめられしは、彼地の水主権取等、海上の事に習ふべきやうなし、これによりて文昭院殿御代はしめ、新井筑後守これらの事を建議せしよし、白石私記に見えたるは、其比に調練等のなかりし事しるへし、然れども、寛水の比、しばしば海防の命合あれば、必此事に及ばれしなるへけれとも、今記載の關たるならんか、姑く後議をまつ、

寛政三辛亥年九月朔日、諸大名參觀及び歸國の時、海路ある輩は、熟練のため乗船然るへき旨命せらる、同年十二月朔日、相摸國三浦にて御船手方水主同心に、海船帆手の修行せしめらる、により、其事奉はるへき旨、御目付石川六右衛門に命せらる、同七年矢部彦五郎文政年中にいたり、此掛りかはりし事、爾後なれども、煩はしければ今これを略す、同四壬子年同二月十八日、御船手向井將監、同五癸丑年二月廿三日、同見習向井左門、八月三日御船上乗役染屋武左衛門、水主同心海船修行見分として浦賀に赴くにより、賜ものあり、同年五月七日、帆手懸引及び洋中乗廻し等、年毎に一度つゝ、同役申し合見分すへき旨、御目付に令せらる、同六甲寅年八月八日、向井將監、同左門及び上村猪十郎等を召て、各海船修行の事を勵み、かつ水主同心にも出精せしよし御賞譽あり、同十戊午年七月五日、武藏國本牧の海上にて、蠻國造りの小船乗廻しあり、文化四丁卯年三月、また御船調練あり、其地詳ならず、

寛政三辛亥年九月朔日、松平伊豆守按するに、老中信明、渡御書付之内、
前々海路乗船之面々も、近來多く陸路通行之趣に

候、尤船手之儀も無油斷筋には可有之候得共、參觀御暇之節乗船被致候も、畢竟船路之様子熟練いたし、且者其用意不閑ためにも候間、右等之儀も心得可被有之事に候、應教類典、北海島船記、

寛政三年十二月朔日、御目付石川六右衛門忠房、御船手水主於相州三浦表、海船帆手修行之儀被仰付候に付、右御用取扱、於新番所前溜、松平越中守に、按するに、老中定傳之、京極備前守侍座、石川家譜、

寛政四壬子年閏二月十八日、
御船手
金二枚
向井將監
右者、水主同心海船修行爲見分、浦賀表に罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、老中彈正大弼に、按するに、老中格本多、列座、丹波守中島居忠意、申渡之、若年寄中侍座、同五癸丑年二月廿三日、
御船手將監兼子
見習
金二枚
向井左門
右者、水主同心海船修行爲見分、浦賀表に罷越候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、越中守申渡之、若年寄中侍座、
同年八月三日、

金十五兩

御船上乗役 染屋武左衛門

右者、水主同心海船修行爲見分、浦賀表に被越候に付被下旨、於燒火之間備前守申渡之、以上、柳營日次記、柳營年表秘録、寛政五年五月十七日、堀田攝津守渡御書付、

御目付 付わ

御船手組水主帆懸引、并沖乘廻し調練之様子、向後一箇年一度御目付中之内申合、見分可仕旨被仰出候間、可被得其意候、尤御船手へも其段相達候に付可被談候、

五月憲法類集

寛政六甲寅年八月七日、攝津守渡、

御目付わ

御船手

向井將監

上村猪十郎

小笠原新九郎

橋本喜平太

大橋與惣兵衛

右、明八日四時御城に罷出有之候様可被達候、尤向井將監儀は、名代差出候様可被達候、

八月七日

同年八月八日、

御船手

向井將監

名代 向井左門

三浦表海船修行爲見分、度々罷越骨折相勤、其上海上乗方出精、駈引等格別宜段、申付方も行届候故之儀、一段之事に候、此段申聞候様に而御沙汰に候、水主共出精之段可被譽置候、

同

上村猪十郎

小笠原新九郎

橋本喜平太

大橋與惣兵衛

水主同心共、海上御船乗方出精致し、駈引等宜段、常申付方無油斷故之儀、一段之事に候、此段申聞候様御沙汰に候、水主共をも可被譽置候、

右、於御右筆部屋縁頼、攝津守書付渡之、

同七乙卯年四月廿六日、

三浦表海船修行取扱

御目付

矢澤彦五郎

右被仰付旨、於新番所前溜、備前守申渡之、已上、寛政十戊午年七月五日、御目付新見長門守より御徒頭に達書、(見出し)御目付衆

通航一覽附錄卷之二十一

海防部二十一

向井將監

蠻船造之小船乗方爲見分、御關船に而本收邊迄罷越候に付、組之者共御人少に候間、右御用相濟罷歸候迄、大御番方、兩御番方、小普請組并蜂屋權太夫按するに、御徒頭なり、然るに御番方小普請組の、こく、其積古休日となるは、其故ありしに詳ならず、水稽古、明六日より休日致し度、此段向々御達可被下候、尤罷歸候は、猶又御斷返し御達可申候、

七月五日

同日八日、去五日蠻船造之小船乗方見分御用相濟候に付、御目付大草大次郎より斷返有之、御徒方萬年記、寛政十年七月、蠻船作小船本空邊迄乗様し、向井將監奉之、柳營年表秘録、

文化四丁卯年三月十五日、御目付廻狀之内、

一次兵衛、按するに、海船修行掛り、御目付仙石大兵衛なり、明日御船調練被相越候、文化年録、

寛政五癸丑年三月、海岸備向の事、平常怠慢なく、船方の調練等も、魚獵などの時豫め試むべき旨令せらる、證は、異國船扱方總括の條にあり、

通航一覽附錄卷之二十一終

秋、南蠻船大隅國種子島に漂着して傳へしといひ、又は永正七年、和泉國境より玉瀧坊といへる山伏求め来て、小田原の北條左京大夫氏綱に授くともいふ、また甲陽軍艦には、大永六年、西國浪人井上新左衛門、甲斐國に来て領主武田大膳大夫信虎に教へたりともいへり、外國入津記には、享祿三年の夏南蠻のかりうた船、豊後國府内に來りて、國主大友左衛門督義鎮入道宗麟に、鐵砲二挺を授くと記す、かく異同ありて定説とすへきものなし、たゞ薩摩の僧文之か、種子島久時に代て作れる鐵砲の記に、天文十二年八月、南蠻船一艘種子島に來着し、赤尾木に入津す、蠻人の内荒摩尼屋國の人牟羅縮舎といふもの、始て此器を島主兵部丞時堯に授く、時に船中に唐人五峯なるもの、在て、蠻語を通辭し、時堯か家人篠川小四郎にその術を傳ふ、其頃紀伊國根來寺の僧徳杉坊、此事を聞、種子島に來てこれを懇望す、時堯則其一を授く、明年蠻船再び同島に來着し、砲工一人乗組居てその製法を傳ふ、島中の鍛冶金兵衛尉清定鍊磨して數千挺作り出し、これを九州に弘む、堺の市人橋屋又三郎もまた數十挺

を造り、堺に歸て畿内近國に流布せしむ、これ堺に砲へんな其明年、鎮西の商船明朝に渡らんとして、洋中難風に遭ひ伊豆國に漂着す、其中砲技に習熟せし種子島の住人松下五郎三郎なるもの、在て、關八州に相傳し、終に海内に播布せりと云々、長崎志にも、天文十二年南蠻人種子島に持渡、在島の内小筒を以て小鳥を打取食せしを見て、土人重寶のものとして其名を重寶と呼なせり、今小筒をさして種子島と稱せしは、この故なりと記す、おもふにこれらの説を得たりとすへし、江原武鑑に、唐人長子口といふもの、南蠻より渡海し、はしめ琉球國に至り、夫より種子島に來りて砲術を教へ、弘治元年四月、洛に入て將軍義輝に見え、またその術を傳ふ、義輝これを近江國主佐々木左市大夫義賢に預く、義賢領内國友村に舍て采地百貫を與ふ、これ此村中に砲工の存せるゆゑなりと記す、しかれども彼書は偽作なりとの説あれば、信用すへきにあらず、後太平記に、天文十三年十二月二日、島津修理大夫義久、鐵砲五挺を將軍義晴に獻せしに、義晴これ太平の重器なりとて、秘藏せしよし見えたれば、弘治

以前に洛中に有し事知るへし、また懲愆錄に、萬曆十四年三月、宗義智孔雀二羽及び鳥銃、槍刀等の物を獻す、命して孔雀を南陽の海島に放ち、鳥銃を軍器寺に下す、我國の鳥銃あるはこれより始ると見え、萬曆十四年は、我天正十四年にあたれり、然れば朝鮮國へは本邦より渡せしとらる、また登壇必究に、鳥銃は大明嘉靖の間始て出たり、其器最猛利、倭夷これを用ひて機巧をほしいま、にす、中國これにならへりといふ、嘉靖は我天文より永祿の頃に當れり、これによれば小筒の漢土に行はれしも、また本邦よりうつりしことし、然れども前にいへることく、文永二年元兵襲來のとき、既に火器あり、また中陵漫錄に、金史に載る火槍といへるは、今の鐵砲の紙筒なるよし記したれば、火器は明より以前既に彼土に傳入しなるへし、近代に至て西洋諸國火器の製造大に奇巧を極め、古製は悉く廢棄せしよし西書に見ゆ、本邦これに倣ふへきものなり、今此部にたゞ大砲のみを擧たりしは、もと海防を主とするを以てなり、但し、其記事乏くして首尾の全からざるものあり、しはらく後考を俟

つ、
○大筒鑄立并獻上
慶長十四己酉年、和泉國堺の砲工芝辻理右衛門に、一貫五百目の大筒張立を命せらる、これは鐵張にして、本邦の大砲製造のはしめなり、堺の地には、古より砲工土着せしにより、町場、星入場、力様場及び鹽硝製藥所等の設けあり、
鐵砲張初
一堺芝辻理右衛門元祖芝辻清右衛門と申者、元來刀鍛冶にて、承元二戊辰年後鳥羽院御宇、詰番之鍛冶十二月に相當、備前菊一文字助延より十九代目備前助延と名乗、字清右衛門と申候、然處紀州小倉住津田監物算長と申もの、種ヶ島にて南蠻國より參候鐵砲請、監物より先祖清右衛門に右之鐵砲爲見申、天文十三甲辰年、初而鐵砲致鍛練、右發明之一軸津田家より其節相渡、只今理右衛門所持致し候由、
一大玉之鐵砲張初候は、芝辻理右衛門慶長十四己酉年、權現様上意にて、玉目一貫五百目、長一丈之御鐵砲被仰付、其時分異國渡大玉之鑄筒は有之得共、鐵にて張立候大玉之鐵砲無之、鍛冶共被召出

御穿鑿被遊候得共、御請合申上候もの無之處、右理右衛門御請申上、出來之後紀伊大納言殿に被進、只今は紀州に在之候と承候由、當理右衛門申之候、堺鐵砲五鍛冶并鍛冶人數

芝辻理右衛門

此理右衛門先祖、權現様御用等相勤、元和元乙卯年、尾張中納言殿より現米六十石、十人扶持被下之、爲役目三匁五分玉、長三尺三寸之筒十六挺つ、毎年差上る、

榎並勘左衛門

此勘左衛門先祖、權現様三州岡崎に被遊御座候節、御用相勤候に付、江戸道三河岸にて屋敷被下置、其後京橋立賣又鐵砲洲の段々屋敷替被仰付、所持仕候處、右屋敷不勝手に付、元祿六癸酉年御願申上、賣拂申候、

芝辻長左衛門

此長左衛門儀、松平周防守より五人扶持遣候由、

榎並屋勘七

右勘七、次右衛門者、鍛冶相止候に付、只今鍛冶名

前滅候事、

一當時鍛冶人數二十一人

鐵砲年寄

榎並勘左衛門

右兩人骨折料、一人前一ヶ年銀二枚、鍛冶仲ヶ間より人別に出之、

佐久間丹後守奉行之節、元祿二己巳年六月朔日、堺鐵砲改帳江戸差上候、町人所持之鐵砲百四十三挺、是者鐵砲鍛冶より平町人の質物に差入置候處、元祿二己巳年より同八乙亥年まで請戻し、或者潰候も有之、不殘滅仕廻候、

堺鐵砲町場

一右七堂濱より攝州住吉鳥居筋迄、町數二十八町見通し、

但、寶永甲申年大和川出來、此内川幅百間共、

鐵砲屋入并力様場

一右場所往古より七堂濱に在之候所、近年海面埋れ、玉先人多致往來候に付、築築度旨、山田肥後守奉行之時、寛保三癸亥年五月十二日、鐵砲鍛冶とも相願、見分之上、右近邊に組同心共鐵砲稽古場有之、此

所之石とも遣し、築築立させ、自今組同心共稽古場一所に申付、

鐵砲藥調合所

一右場所、山田肥後守奉行之時、延享三丙寅年二月廿二日、宿屋町高三善右衛門、鐵砲藥調合、是まで和州宇智郡新町村松清三郎方にて合藥仕來候處、藥次第に惡敷成候に付、此度奥谷半四郎御代官所泉州大鳥郡萬代庄夕雲開百姓筒井六之丞所持之畑地二十六坪餘借請、小屋を建調合之場に相願候に付、吟味之上障儀無之故、御城代阿部伊勢守殿に相願、同年六月十一日差免、

一稻生安房守奉行之節、寶曆三癸酉年八月十五日、宿屋町高三善右衛門、右夕雲開にて致調合候得者、人夫に而拵立候故、失脚多致難澁候に付、當分和州五條村松清三郎致合藥候に付、水車相求め候まで、右清三郎相願度旨願出、聞届置候、

一右同人奉行之節、寶曆六丙子年三月四日、百濟村にて水車相求候に付、彼地にて調合致し度旨、宿屋町高三善右衛門、同町高三久兵衛相願候故、吟味之上、御城代松平右京大夫殿に相願、同月十六日願之

通申付、

但、最初願人高三善右衛門一人にて候處、一人にては相續難相成候に付、高三久兵衛差加相願候由、堺市尹書留、

同十九甲寅年、砲工渡邊宗覺に火器を造らしめらる、元和元乙卯年三月廿二日、駿河國加護波那安部郡に關すにおいて、石火矢を鑄さしめらる、

一私曾祖父渡邊三郎太郎儀、大友殿家來にて罷在候處に、石火矢仕打様まで稽古仕候様に被申付、唐に渡按するに、采覽異言によるに、唐とあるは漢、波爾杜瓦爾をさせしなり、相傳仕歸朝仕候、石火矢日本にて仕候儀、私先祖始にて御座候、大友崩之時分浪人仕、宗覺と申罷在候、早川主馬殿、豊後國府内之城被罷在候内、右之宗覺、石火矢權現様の主馬殿より差上被申候得は、御上覽之上殊之外御感にて、唐物之様に見候得共、早川主馬と書付候、唐に申越爲仕候哉と上意に付、主馬殿御請被申上候者、此石火矢仕候もの者、最前大友之家來にて宗覺と申候、石火矢爲相傳、唐に相渡稽仕候由被申上候得は、夫者調法之ものにて候間、用も被爲仰付度由にて、宗覺親子被召出、御陣之時

度々御急之御用被仰付之、其上大坂冬御陣之前、駿河に被召寄、專一之時分、御用前之御道具共仕上、夏御陣には大坂の御供仕、落城之節御跡に殘、燒申候鐵銅以下、吹まどひ仕候様に上意にて、曾根源左衛門殿、五味金右衛門殿按するに、源左衛門は伊豆國御奉行にて、御用之御奉公仕候、其外度々御筒杯仕上申候、御朱印は慶長九年五月、豊後國葛城村にて百石之所領地可在之旨に而、權現様より被下置候、其上康之御字代々御免可被下旨、御直に上意に付、御道具共にも、私にて代々名字に康之御字書付申候事に御座候、其後同國生石村にて三百石之所、宗覺御代官可仕旨、本多上野介殿、成瀬隼人正殿、大久保石見守殿、彦坂九兵衛殿按するに、本多正純、成瀬正成は駿河九兵衛は駿府町奉行なり、彦坂九兵衛は御勘定之事、御奉行に、豊後國、被仰遣、住所者府内に罷在候、宗男茂右衛門兩人駿河に差置暇御申上、國元引込罷在候、右之知行所損亡に付、二十ヶ年以前親主膳奉願、常陸國安塚村にて拜領仕候、以上、

天和四年子二年
石火矢師
渡邊主膳印

彦坂壹岐守殿
杉浦内藏允殿
内藤出羽守殿按するに、彦坂壹岐守等三人ともに御留守居なり、
豊後國大分郡葛城村之内百石之所宛行訖、全可領知者也、
慶長九年
御朱印
五月九日

宗覺

右之御本書、于今私所持仕候、真享渡邊主膳書上、
元和元乙卯年三月廿二日、石火矢加護之波那於水車邊令鑄之給、云々、駿府記、別本慶長日記、大三川志、〇但し、別本慶長日記には、加護波那を體花に作り、大三川志には、鹿子鼻につくる。
寛永十二乙亥年、御鐵砲役井上外記に、一貫目以上の大筒百餘挺を鑄さしめられ、これを連城銃といふ、神火矢はて造りよし、事、この頃、周防の人赤石内藏助始、始雜書に見ゆ、同十七庚辰年、また百目筒以下二百挺の張立を命せらる、寛文五乙巳年七月廿三日、御小姓組井上左太夫に、養父外記製造の御筒、御道具等を預けられ、同年十二月二日御番を免され、大籠筒方に在る御鐵砲、諸具を點檢すへき旨命せらる、享保十六辛

亥年二月廿三日、井上左太夫に三貫目筒二挺、同十七壬子年、また百目筒二十一挺を鑄さしめられ、御籠筒奉行屋代要人を手傳に屬せらる、要人は、も左太夫組年九月十一日、御籠筒奉行を命せられ、猶御籠筒の事をも奉はる。

寛永十二乙亥年、井上外記正繼鈞命によりて、大筒の鐵砲百餘挺製してこれを獻す、夫古今所用の大筒は、その筒おもしろくしてはなつに利ならず、しかもそのきはめて遠く至るものはわつつか十二町、其當る所定らず、正繼が製する所の大筒は、その筒軽くしてこれをはなつに至る所遠く、當る事細やかにして尤利あり、たとへば百人してもつ所の筒を、十人にて軽く是を揚、一人してはなつ、その自由なる事小筒のごとくなり、鐵砲の筒は南蠻の銅にて製す、その玉の重さ三貫目なり、八町より四十町に至て是をはなつに、かならず幕的の星に當る、此製作は正繼が工夫を以て、はしめてこの筒を張しむ、寛永正繼請、
寛永十二年、御鐵砲役井上外記正繼、一貫目、二貫目、三貫目玉之大筒鑄立被仰付、井上家請、
寛永十二年、井上外記正繼始て連城銃自注、おほむをつ

くる、甚た重くして鉛重さ二十斤あり、同じ頃防州赤石内藏助捧火矢を作る、事始雜書、
甲申仲春、按するに、甲申は正保元年なり、

連城銃說

此銃甚重、而鉛子重殆二十斤、國俗謂鉛子爲玉、以重其玉故號連城、且其所發連城擊破之也、取號同而義異也、載之於車而向梁、時常人百夫輒不易運也、井上正繼以機巧、雖一兩人能運動之、當其發時亦然、可謂奇乎、大風末力不舉鴻毛、雖然、此鉛子之所到殆二千七百步之遠、不失梁的、俗六十步爲一町、其勢之強與大風末力異也、雖堅城巨敵何懼哉、又有鉛子重可十二三斤者、其所到所中與連城銃同、又有鉛子重六斤餘者、其所到殆二千一百步、是亦無不中也、寛永十二年乙亥、正繼初造此等銃、既而降鈞命、遣官使與正繼共載此銃赴野郊、以監之試之、其効不差、誠是奇外之奇也、講武之大器何以加之哉、他後若雖有人彷彿摸之者、皆是以正繼爲權輿而已、余以其屢請故、頗聞其顛末以書、羅山文集、
將軍家井上外記正繼に台命ありて、多くの大銃を造らしめ給ふ、

寛永年中肥前國耶蘇一揆の時、世上皆大銃ありといへども、其藝未精により、九州の諸侯連城銃を運歩して、城を打抜んとすれども、巧手なくして皆的を失ひ、城に中らず、一語一言、

寛永十七庚辰年、鈞命に依て、又五十目玉、百目玉の筒二百挺を製してこれを獻す、また城を攻るにも平地の戦にも、たよりある兵器を造りて、一人して敵十人をふせぐ術を鍛練してこれを獻す、是大筒工夫のちからなり、寛永井上正繼語、

寛永十七年、井上外記正繼、五十目玉、百目玉之御鐵砲張方被仰付候、寛永五乙巳年七月廿三日、御小姓組井上左太夫正景に、養父外記正繼の被仰付出來候御鐵砲并御道具御預被下、同年十二月二日御番御免、大箆箆方に有之御鐵砲諸具吟味可仕旨被仰渡、享保十六年辛亥二月廿三日、一貫目玉御筒二挺新規可鑄立旨、左太夫貞高に御小納戸松下專介相達、屋代要人手傳、同五月廿七日までに一挺、同七月廿七日までに一挺出來、右二挺御筒、同六月十一日、九月廿三日兩度に於吹上上覽、貞高、要人蒙上意、右二挺御筒御預に成、于今澁谷下屋敷に差置

候、同十七壬子年二月、又百目玉御筒二十一挺新規可鑄立旨、松下專介相達、屋代要人手傳にて追々出來、同二十乙卯年四月、佐々木勘三郎（按ずるに、此人臣なりし、砲技鍛練によつて、左太夫組與方に召抱へられ、享保十四年御犬牽頭を命ぜらる、元文三年に至りて大筒役となり、御犬牽頭をも兼し）相渡、同十八癸巳年七月廿七日、去々年被仰付候一貫目玉御筒、先達而試打之節、町着宜候に付、左太夫に時服二、要人に銀十枚被下、同九月四日、右御筒鑄立候節、手傳骨折候に付、與力一人に銀三枚、同心四人に同一枚つ、内一人別に銀一枚被下、元文元丙辰年十二月二日、先年鑄立候百目玉御筒之儀に付、不調法有之閉門、同二丁巳年五月三日御免、如前相勤、井上家譜、

寛永十四丁巳年、島原一揆のとき、井上外記出陣を願ひ、拜謁して鐵砲諸具攻城の方略等を言上せしか、出陣は免されず、鐵砲等は造るべき旨命せらる、造畢の後台覽に備へしに、永く外記に預けらる、寛文六丙午年十一月七日、其製作未成の分、養子左太夫に造り足しを命ぜらる、同七年十一月、これより先、芝金杉にて、享保十一丙午年八月廿七日、吹上において彼御道具業前等台覽、寛政十戊午年五月、また上覽あり、

寛永十四己酉年、天草一揆之節、御鐵砲役井上外記正繼爲退治罷越申度段奉願候所、小身者（自注、高相願候事御不審にて、攻方方便於御前御尋有之時、正繼工夫仕候大小之鐵砲并諸具を以、城攻之仕方等巨細申上候、同年被爲召、天草爲退治罷越候儀者難相成候、右工夫之大小鐵砲并城攻之諸具、早々拵立可申旨蒙上意、右流儀道具追々拵立申候、同十六己卯年月日不相知、御祕事御道具、自注、右は外記正繼工夫具、御祕事雜形、自注、右は水銀城攻等に相用候大小の鐵砲なり、ひに諸具の雜形、何れも蓮池御櫓に有之候、拵立候様、外記正繼に被仰付候に付、追々拵立奉備上覽候所、右御道具類代々御預に仕、祕事可仕置旨被仰渡候、寛文六丙午年十一月七日、先年養父外記仕掛置相殘候分之御鐵砲并攻城之諸具、仕足被仰付、同十戌年まで追々出來相勤申候、同七丁未年十一月、澁谷にて下屋敷被下、但右屋敷者、御鐵砲爲細工所被下、初芝金杉邊に而被下、替地右澁谷に而被下置、其後享保十二丙午年八月廿七日、御祕事御道具類并業、於吹上御庭上覽被遊候、其後寛政十戊午年五月、右御道具類上覽可被遊旨被仰出候に付、同晦日より追々新部屋まで差出、御小納戸頭取

根來内膳正の相渡申候、井上家譜、
正保元甲申年五月、御鐵砲役稻富喜太夫に、五貫目以下の大筒を鑄さしめらる、元文二丁巳年、先に命せられし車仕掛大筒造畢によつて、御犬牽頭佐々木勘三郎およひ其父紀伊殿家臣佐々木浦右衛門に銀子を賜ふ、御小納戸中島淺右衛門この事扱ひたるにより、また時服を賜はる、

正保元甲申年五月、日不相知、御鐵砲役稻富喜太夫直賢に有上意、五貫目玉以下之大筒十挺爲造、可擊之旨被仰付候、稻富先祖書、
元文二乙巳年、

銀十枚 紀伊樓御家來浦右衛門子 御犬牽頭
右、車仕掛大筒當年始而被仰付候所、出來方宜敷候に付、爲褒美被下候、
佐々木 勘三郎
銀二十枚 佐々木浦右衛門
右之節參合、勘三郎と相談致し、中島淺右衛門先達而申通、大筒出來方宜候に付、御褒美被下候旨、御側衆小笠原石見守宅に召呼被申渡、
御小納戸
中島淺右衛門
時服二

右之儀に付、最初より彼是取扱世話仕候に付被下之候、承寛雜錄

大猷院殿の御時、處士渡邊文四郎か工夫せし箱臺車仕掛の操筒一挺台覽あり、猶六挺官財をもて造るへき旨命せられしか、果さずして死し、養子御鐵砲打役渡邊長左衛門か口口寛文元年、新規召出され町打役を命せられたるその流名を文四郎流といふ。寛文四甲辰年、七挺全備してたてまつりしに、御供筒御祕事となされ、御筆筒奉行に預けらる、享保六年六月廿八日、寛政二年四月廿八日、此御筒上覽あり、その後仰をうけて、御筒數多これを造る、

大猷院様御代、渡邊文四郎儀、浪人にて砲術師範手廣に仕、一流を建、文四郎流と相唱候内、石火矢之意味を以工夫仕、取組候七挺からくり之大筒、箱臺車仕掛にて注文仕、國友丹波に爲張候處、五十目玉からくり鐵砲一挺出來仕候節、北條安房守按するに、安五年御徒頭を命せられ、正保元年御鐵砲頭、同四年御持筒頭、慶安元年新番頭となれり、この頃の職役詳ならず、より被入上覽候所、御重寶に被爲思召候旨、上意之段被仰渡、跡六挺之儀者、御入用を以被仰付候旨被仰渡、七挺相揃候上、町打被仰付、首尾能相勤候、後新規被召出候旨御内意御座候所、病氣に罷成、承應元壬辰

年十二月病氣相慕候に付、其段申上候處、久世大和守按するに、御御創業、被仰渡候旨にて、御醫師兩人御掛被下置候得共、養生不相叶、同二癸巳年正月病死仕候、養子渡邊長左衛門儀、嚴有院様御代、浪人にて罷在候所、寛文元辛巳年十二月廿六日新規被召出、十人扶持被下置、御鐵砲町打役被仰付、御留守居本多美濃守、伊澤隼人正、北條右近大夫、瀧川長門守支配に罷成、同四甲辰年、養父文四郎存生之内、注文仕置候からくり筒七挺出來仕候に付、申上差上候處、被遊上覽、御供筒に被仰付候旨にて、御筆筒奉行御預に罷成候、御祕事に被仰付候に付、私家にて封印仕候、其後流儀之御鐵砲大小夥數出來仕候に付、同十庚戌年御鐵砲吟味役被仰付候、渡邊文四郎由緒書○衛門のとき封印の事やみ、吟味役兼御免なり、慶長十九甲寅年十一月晦日、脇坂淡路守安元石火矢を獻す、文化四丁卯年十二月廿四日、井上左太夫先祖製作の大筒を獻せしにて、黃金を賜ふ、慶長十九甲寅年十一月晦日、脇坂淡路守安元獻石飛矢十張、大坂冬陣記、文化四丁卯年十二月廿四日、

金十枚

御先手 御殿砲方兼帶 井上左太夫

右者先祖製作之大筒、願之通指上候に付被下旨、於御右筆部屋縁類、老中列座、備前守按するに、牧野忠精、申渡之、若年寄中侍座、柳替日記記、寛永十六己卯年、同十七庚辰年、同十八辛巳年、および享保十五庚戌年、阿蘭陀人石火矢を獻す、阿蘭陀國之部、衛騎ならひに上覽あり、ひ臨時獻上の條にあり、

通航一覽附錄卷之二十三

海防部二十三止

○大筒打試

慶長十六辛亥年八月十三日、東照宮駿河國淺間、山富郡に、おいて、大筒の町間を試み給ひ、還御の後また鳥銃を放ちて、檜上の處を打獲たまふ、稻富伊賀守直家入道一夢より、砲術の傳を受さ

慶長十六辛亥年八月十三日、今朝出御淺間令放鐵砲給、置目當二町外、中其星五度按するに、御年譜には三發とあり、其是非決し、し、御近侍放之、同皆不中、午刻有處、留前殿檜上、自令放鐵砲給、二度共中、而二處乃落、一處射切足而飛去云々、其遠五十間也云々、駿府記、

慶長十六年八月十三日、公登淺間之山、懸的於二町外、躬射大砲三發而三中、御年譜、創業記考異、家忠日記追加、稻富伊賀守自注、制直家、尾州薩摩守殿に御奉公仕、自注、元細鐵砲御指南申上候、薩摩守殿仰に依て、慶長九甲辰年、權現様の御目見、同年台徳院様にも被召

通航一覽附錄卷之二十二終

出、按ずるに、家譜によるに、一夢は慶長十二年薩摩守殿の逝去後、尋て左兵衛督殿に奉仕せり、兩上様は鐵砲之祕術等を御指南申上候、稲富先

慶長十五庚戌年九月、此比稲富一夢自注、當時鐵砲之上手也、故薩摩守被相抱、近年住清須、在駿府、大御所鐵砲稽古し給ふ、官本當代記、慶長年録、慶長小

慶長十五年九月、細川忠興の舊臣稲富伊賀祐直すに、直家の入道一夢、大砲の技に達す、是より先、庚子の亂に、一夢大坂の邸を守り、忠興の夫人自殺するに及て出奔す、忠興怒て他家に仕る事を得ず、遂

に邊土に沈淪し、後尾州に塾居す、薩摩守忠吉君其藝を以て密に祿を授けらる、兩公按ずるに、東照宮、台彼か妙術を聞かせられ、其家の絶ん事を惜み給ひ、忠興を江戸に召し、稲富か罪を赦すへき旨を厚く諭し給ふ、忠興拜諾す、是に於て兩公稲富を召し、砲術を受させらる、其弟稲富喜太夫直堅麾下に列す、大

三河志、

稲富伊賀者、丹後田邊人、而仕一色家、後仕細川越中守忠興、好修砲術遂得神妙、慶長庚子亂後、以其藝奉仕東照宮、發名於四海、從一夢而遊其藝者若

干、諸州其末流多、推曰稲富流、本朝武藝小傳、寛永十二乙亥年七月十九日、上野において三貫目筒の町打あり、御鐵砲役井上外記これを勤む、時に監使として若年寄を遣はさる、

寛永十二乙亥年七月十九日、井上外記今日於上野、三貫目之筒にて四十町打之、爲御檢使阿部豊後守、太田備中守按ずるに、豊後守忠興、備中守實宗とも、若年寄なり、被遣之、人見私記、寛永の比、將軍家井上外記正繼に嚴命ありて、大筒遠町の妙をきまめしめ給ふ、これに依て、正繼其術を窮め、其機巧を盡せり、武家事記、

同十六己卯年五月廿日、阿蘭陀人に命し近郊麻布において、其獻する所の石火矢を打しめらる、老中堀田加賀守正盛、阿部對馬守重次、牧野内匠頭信成、御目付兼松彌五左衛門往てこれを監す、證は、本編阿蘭陀國條にあり、

寛永の頃は、井上外記、稲富喜太夫、江戸海邊にて大筒の町間を試みしか、今鐵砲洲の地是なり、のち下總國船橋に移され、また相模國鎌倉にて稽古せしめらる、事ごな

れり、兩所とも、享保年中置れしなるへし、但し渡邊文四郎由緒書に、明暦二年七月、相模國船橋にて町打付らる事あるは、た、一時の事にして、稽古場と定りしは必ず享保年中ならん、故に今諸記を參考して、かく記す、また船橋の町間を廢せられし年代詳なら

於鎌倉大筒稽古前々相願候者共、隔年に相願、願之品順年稽古被仰付候處、向後者隔年被仰付候、内一ヶ年者願候者不殘、三百目玉遠近之町打被仰付、於場所内打に不及、直に見分可有之候、右見分有之候節、其日見分不請者共者不殘爲見物、右場所に可罷在候、

右之通、願候者不殘被差遣、三百目玉遠近町打被仰付、翌々年者又々前々之通、相願候品順々稽古被仰付、其翌々年は、又々右之通相心得候様、前々大筒稽古相願候向々に可被達置候、天明集錄

寛政六甲寅年五月十九日、大筒稽古之儀に付御目付按ずるに、問合に答書、書所見なし、

享保二十一辰年、青木與兵衛組御徒寺西藤内奉願、於鎌倉大筒稽古仕候由、尤藤内跡兩度身寄御抱入罷成、當時岡部内記組島野定五郎と申候、其外先年大筒稽古仕候者相知不申候、依之此段御達申候、以上、

五月十九日 御 徒 頭 御 徒 方 萬

早記○按ずるに、此事御徒頭のみならず、諸向にも問合ありしなるへし、寛政九丁巳年九月十四日、備前守按ずるに、若年寄京極高久、渡御

明和元甲申年五月、

す、

明和元甲申年五月、鎌倉稽古の規定を改めらる、彼兩所にて稽古見分等ありし事、しはくとなり、寛政四年は三百目玉以上、それより以下は徳丸原にて稽古する事なる、其證下徳丸の所にあり、

鐵砲洲は、寛永の頃井上、稲富の兩家、大筒の町見を試し所なり、此地は金城に遠からずとて、鎌倉由井ヶ濱にて稽古ありしなり、其後築立られし故にこの名あり、此地南北凡八町あり、江戶砂子○按ずるに、他に明證なければ、此説家傳の書なほしめ、も姑く考據す、

鎌倉の御場所はしまらぬ内は、船橋に御場所あり、拙述百首、

昔より諸組與力大筒鍛鍊の者共は、五年目毎に鎌倉に於て、大筒稽古被仰渡りて、我もく願ひてま

かる事なり、上より費用を被下、面々の願ひ次第手頃の大筒を貸給はりて稽古を遂る、第一田付四郎兵衛、井上左太夫、佐々木傳次郎、按ずるに、彼三人は

御目付の見分被仰付、以下は御徒目付を被遣て、按ずるに、御徒目付の外、御島見、御小人目付を遣はされ、御暇の時、御島見、御徒目付ともに、金十五兩つ、賜はれる事恒例たり、

見分させらる、事なり、蟹の燒藻、

書付

御目付 々

於鎌倉大筒稽古之儀、前々秋中罷越稽古有之候處、來午年者早春之内より可被差遣候間、其段相心得罷越、稽古仕度旨相願候者は、十一月中迄に相願候様可致旨、向々可被達候、

九月寛政年録

文政四辛巳年十月廿二日、

鎌倉大筒稽古相願候者は、西丸若年寄支配より差出候分、以來西九月番之若年寄に差出、御本丸に者不及差出候事、

右之趣玄蕃頭殿 按するに、西丸若年寄田沼意正、被仰渡候、依之申達候、以上、

十月

御目付 須田與左衛門 方萬

年配○按するに、鎌倉及び船橋にて稽古、見分等ありし年代度敷、諸記に散見の分左に出す、明暦二丙申年七月、二代目渡邊長左衛門浪人に罷在候節、於相州腰越村二百目玉、三百目玉、自分筒に而自分入用を以、町打奉願候處、願之通り被仰付、無滞相仕廻申候、渡邊文四郎由緒書○按するに、寛文元年、御儀砲町打役命せられし事、前册大筒御立の條にあり、

享保十一丙午年七月、龜井戸邊に罷仕候浪人萩原按するに、萩原は萩野の誤りなるへし、六兵衛、鎌倉に於て大筒首尾能相濟、井上左太夫殿、屋代要人殿 按するに、御軍奉行に御見分、松下專助殿にも御越候得共、雨天故不及御見分之由、雜話燭談○按するに、これ官より命せられしにや、まの文意解し、たけれども、結く存す、大野宇右衛門武矩、出生は筑前國、萩尾又吉同道にて本多家に赴き稽古す、其後攝州大坂へ赴き、泉州七堂ヶ濱にて、百十夕にて二十五町を打濟し、夫より江府へ赴き、日本橋南桶町に住す、浪人の内吉宗公より、松下專助殿を以蒙上意、三百目、一貫目の御筒を御渡し、鎌倉於御場所、檢使松下專助殿 説かを請け、兩度まで火矢玉を打、依之西丸御持筒堀川三之丞組與方に被召出、是迄の自得流、右に付て大野流と改之、其後度々於同所、二貫目までの火矢玉を打、神速武書を作て、自得流の武田の兵法に合之、大野流砲術傳書、元文元丙辰年八月、於相州鎌倉大筒御稽古場、井上流、自注、外記流、又大野流玉町棒火矢町着之次第、井上流共云、二貫目玉之御筒、自分流儀、外記殿御注文、但、長筒也、重さ八百貫目計、

十二町但玉町、

一之玉 三間元後切一之落五十間下、玉飛

二之玉 幕通一之落四十間

之下、飛激三つ、竹幕竹の中を飛

以上

八月朔日

井上左太夫

同御筒

屋代要人

一之玉 幕通り二町之越に而一之落、

二之玉 幕通一之落

の上端にて飛激、十五

以上

同月二日

井上左太夫

同御筒

屋代要人

一之玉 幕通り一之落十七町、飛激五

二之玉 少後切にて

餘下、十七町四十間

以上

同月三日

井上左太夫

屋代要人

五十目玉之御筒 他抱筒也、重さ二貫六百目、

十五町 板羽棒

屋代要人殿子息、大野宇右衛門弟子

一之矢 一町之越三

二之矢 十間前切

三之矢 十間前切

四之矢 十五間

五之矢 十間前切

六之矢 一町之落二十間前

七之矢 二十間前

八之矢 二十間前

以上

八月四日 今日殊之外風強、

大野流

一貫目之御筒、井上流之新筒、但、中尺

二十町 板羽棒

一之矢 六町二十間、越五十間餘

二之矢 後切、但、二十七町に着

以上

八月七日

五百六十三

同一貫目御筒

二十町板羽棒 火矢
一之矢羽損不飛、金子文次郎 二之矢幕通四町落、但、十六町に着、
若年寄 加納遠江守殿家來
同人 三之矢一町之越、後二十八町に着、同人
以上

八月八日

御檢分八月十一日 御檢使高月政右衛門殿、御鳥見忠右衛門殿、御奉行目付藤藤左衛門殿、
但、此間に御檢分四十町之内打御座候て、殊外町着相勝申候得共、逐一寫得不申、書略仕候、

二貫目同御筒

四十町玉町、
一之玉幕並六七町程之後切 二之玉幕並四町二十五間之後切 玉揚る、
右二放北風強吹申候、 三之玉一町五十四間之落、一右一放之節南風に罷成候、
以上
八月十一日 井上左太夫 屋代要人
五十目同御筒

十五町板羽棒 火矢

一之矢七間之落、四間之後切、 金子文次郎 二之矢十二間之落、二間之餘前切、
同人 三之矢一町之越、二同人
以上

八月十一日

右金子文次郎計御檢分を得申候、其外之弟子衆者稽古打計にて御座候、拙者病氣にて不能出候に付、右之通に御座候、依之大火矢者無覺束、金子氏にも爲打不申候、依之總て不出來に御座候得共、初而之稽古に者相勝れ申候、以上、

大野宇右衛門續東四間

寛保二壬戌年三月、六代目御鐵砲町打役渡邊文四郎儀、於相州鎌倉大筒町打被仰付、延享五戊辰年六月、於鎌倉同町打被仰付、寶曆二壬申年六月、同町打被仰付、同八戊寅年四月、同町打被仰付、明和元年、同町打被仰付、同年十月、鎌倉表に罷越候處、病氣に付町打難仕、相願歸府仕候、同戊戌年、七代目渡邊長左衛門、鎌倉大筒町打被仰付、同年八月相勤、其後數度相勤候内、天明八戊申年、三百目玉御筒に而町打被仰付、同年五月廿六日、町打見分之

處、遠町之玉着宜候由、爲御褒美銀五枚被下置候旨、太田備中守殿被仰渡候段、佐々木勘三郎按するに、大筒後、申渡、八代目渡邊長左衛門儀も、寛政六甲寅年十月、享和二壬戌年五月、文化七庚午年三月、文政五壬午年五月、鎌倉大筒町打被仰付候、渡邊文四郎由緒書、寛政十戊午年二月廿五日、

御目付 渡邊久藏
於鎌倉井上左太夫大筒試爲見分被遣旨、
右、於新番所前溜、備前守申渡之、
同日、備前守渡御書付、

御目付 櫻井隼三郎
於鎌倉大筒稽古有之節、爲見分被差遣旨可被申渡候、御鳥見も一人被遣候間、御鳥見組頭可被談候、見分之儀者、諸事前々之通相心得可被申合候、
同年三月十四日、

御目付 横田十郎兵衛
右於鎌倉井上左太夫大筒試爲見分被遣候旨、於新番所前溜、備前守申渡、按するに、これ此日渡邊久藏、蝦夷地御用を命ぜられしによりてなり、

同月十九日、備前守渡、横田十郎兵衛に

御目付 横田十郎兵衛

御手當金五十兩

御扶持方分限に應五割増

右於鎌倉井上左太夫大筒打様爲見分罷越候に付波下候、御勘定奉行可被談候、
右同斷、同斷、

御目付 増田藤四郎

御手當金十五兩、御扶持方分限に應五割増、

御目付 櫻井隼三郎

御小人目付 二人

御手當金五兩、御扶持方分限に應五割増、

右於鎌倉井上左太夫大筒打様見分之節、罷越候に付被下候、御勘定奉行可被談候、

同月廿日、

金十五兩

御目付 櫻井隼三郎
右鎌倉大筒爲見分被遣候に付被下旨、於燒火間、備前守申渡、

同年五月十二日、

時服三

御目付 井上左太夫

右此度於鎌倉大筒力様遠町打等被仰付候處、藥并取廻等宜仕、組之者とも一同出精之段、畢竟常々申付方行届候に付被下旨、於御右筆部屋縁頼、老中列座、對馬守按ずるに、安藤信明、申渡、若年寄中侍座、以上、寛政十年二月七日、御鐵砲方井上左太夫正清、於相州鎌倉五貫目玉町打、并一貫目玉力様被仰付、且一貫目玉町打、并御祕事御道具試打も仍願被仰付、同廿八日與力同心召連罷越候、右之業共御目付横田十郎兵衛見分、御小納戸頭取根來内膳正、御小納戸天野權十郎見置有之候、同年五月十二日、今度於鎌倉大筒力様、并遠町打業取廻等宜、并組一同出精に付時服二按ずるに、寛政十年二月七日、三、左太夫、銀三枚宛與力四人、金一兩宛同心十四人、同三百疋同心倅一人被下候、井上家譜○按ずるに、以上、倉、これより以下船橋なり。

享保八癸卯年七月廿日、來る廿三日船橋に而鐵砲見分有之候に付、見分に參度者は可相越旨、松下專助被申開候由、稻葉多宮按ずるに、御被相達、御徒方萬年目付なり、被相達、記、

享保十一丙午年八月八日、於下總國船橋、御祕事御道具大筒屋代要人試打仕候節、御小納戸松下專助見分、同廿七日御祕事御道具於吹上御庭上覽、右之

内大火番自注、大之火共鳴申候、御筒一放要人打之、空之助、三次郎按ずるに、三次郎、後に左太夫と改む、空之助は三次郎少年により、其後見よして此頃御鐵砲方なり、并手傳之與力同心罷出、空之助、三次郎、要人三人は、御道具之儀に付蒙上意候、同九月十八日、先頭大筒町打首尾能相勤、大切之御道具故不洩様に可仕旨、三人は、御書付を以被仰渡、井上家譜

享保十二丁未年八月十二日、

濱人 齋藤新藏

右鐵砲大筒打に而此度被仰付、五町幕四放、火箭二放、内百目五本、火箭一放、三貫百目大火箭一放、同人倅 齋藤十郎太夫

十五間小目當三十疋玉、十放内七つ中、立放一つ、右見分

松下專助 田付四郎兵衛
黒澤空之助 井上三次郎
屋代要人

右十郎太夫二百石に而、御持頭細井佐次右衛門組は、被召出候、承寛徳錄○按ずるに、此事享保通鑑には、七月十三日とあり、その是非詳ならず、

享保十二年七月十三日、

船橋御町場に而御見分首尾能相濟、鐵砲小目當角前、

角六寸 二十目玉口放、十放に而七つ中、
角八寸 二百目玉中、

同所望三十目玉立放田付四郎兵衛より出、強懸二十七疋込、二百目玉、按ずるに、此文備少しく解し、たし、恐らくは誤寫あるへし、姑く後證をまつ、

右七半時より暮時迄、

新藏倅 齋藤十郎太夫

暮六時より五時、

一番 百目玉神火箭、 二番 三百目玉箭、
一番 一放五本、 四番 三貫五百目玉大箭、
三番 八百目玉箭、
右之通三百目筒一挺に而仕掛申候、

齋藤新藏 享保

享保十五庚戌年七月二日、

下總國船橋村鐵砲町着之覺

當七月二日、於下總國船橋村御場所、松下專助殿、兩御鐵砲頭屋代藤右衛門殿、石原頼母殿按ずるに、藤右衛門は頼母の改稱なるへし、頼母も藤右衛門の同役にや、詳ならず、御見分有之、町着、御先手向井兵庫與力

依田佐助

二十三町幕 一百目玉御筒、長さ巢中二尺五寸、
櫻板羽 一番矢 下り二十九間、
同 一番矢 前切れ八間、
同 一番矢 下り一町五十四間、
同 一番矢 中、後切れ八間、
同 一番矢 下り一町三、
右矢何も揚り焼出候、

本多唐之助櫻浪人 荒島仙右衛門

十五町幕 一貫目御筒棒火矢、巢中七尺一寸六分、
雜木板羽 一番矢 星入、越八間、後切れ九間、出入六尺九寸、
同 一番矢 星入、越四十一間、
同 一番矢 下り、出入六尺八寸、
同 一番矢 同、越四十三間、前切八間、出入六尺七寸五分、
右矢何も揚り焼出候、

御持頭 曾増權右衛門與力 渡邊庄次郎

十七町幕 百目火矢
櫻木板羽 一番 下り二十一間、
後切四間、
二番 越十四間、
後切七間、

右何も揚り焼出候、

同
細井佐次右衛門樓與力
齋藤十郎太夫

二十三町幕
百目玉、巢中二尺五寸、自分筒、

極木板羽棒火矢

一番矢 星入、越三十間、

二番矢 前切三十二間半、

二十五町幕
同筒鐵羽之火矢

一番矢 越五十間、

二番矢 越一町、

右矢何も揚り焼出候、

同入交
齋藤新藏

三十五町幕

一貫目筒、巢中七尺一寸九分、

一番玉 二十一町、前切四十八間、

二番玉 越二十六間、後切十七間半、

本多下野守漢人
淺見半九郎

百目玉、巢中一尺七寸、

極木板羽

三番矢 越一町五間、

四番矢 越四十間、後

二十三町幕
同筒棒火矢

極木板羽

一番矢 後、越一町四十一

二番矢 前、越一町、

右矢揚焼出候、

以上月堂見聞集、

正保三丙戌年八月、御鐵砲役稻富喜太夫、武藏國牟禮

野に於て、紫一本に、牟禮野は代々木村より藤原に出、高井戸を去

去年造畢せし五貫目玉以下の大筒にて町間を試む、

同四丁亥年八月朔日、田付四郎兵衛また町打す、慶安

三庚寅年八月、阿蘭陀人をして石火矢及び籠々石火

矢を打しめらる、御側御用人牧野佐渡守親成監使た

り、みな同所にての事なり、阿蘭陀人の證は、本編彼國之

正保三丙戌年八月、日不相知、御鐵砲役稻富喜太夫

直賢、於牟禮野前、以上意先年被仰付候五貫目玉以

下之大筒遠町放之候、稻富先祖書、

寛永年中に井上外記、稻富喜太夫に、大筒を御はら

右何も揚り焼出候、

同
細井佐次右衛門樓與力
齋藤十郎太夫

二十三町幕
百目玉、巢中二尺五寸、自分筒、

極木板羽棒火矢

一番矢 星入、越三十間、

二番矢 前切三十二間半、

二十五町幕
同筒鐵羽之火矢

一番矢 越五十間、

二番矢 越一町、

右矢何も揚り焼出候、

同入交
齋藤新藏

三十五町幕

一貫目筒、巢中七尺一寸九分、

一番玉 二十一町、前切四十八間、

二番玉 越二十六間、後切十七間半、

本多下野守漢人
淺見半九郎

百目玉、巢中一尺七寸、

極木板羽

三番矢 越一町五間、

四番矢 越四十間、後

二十三町幕
同筒棒火矢

極木板羽

一番矢 後、越一町四十一

二番矢 前、越一町、

右矢揚焼出候、

以上月堂見聞集、

正保三丙戌年八月、御鐵砲役稻富喜太夫、武藏國牟禮

野に於て、紫一本に、牟禮野は代々木村より藤原に出、高井戸を去

去年造畢せし五貫目玉以下の大筒にて町間を試む、

同四丁亥年八月朔日、田付四郎兵衛また町打す、慶安

三庚寅年八月、阿蘭陀人をして石火矢及び籠々石火

矢を打しめらる、御側御用人牧野佐渡守親成監使た

り、みな同所にての事なり、阿蘭陀人の證は、本編彼國之

正保三丙戌年八月、日不相知、御鐵砲役稻富喜太夫

直賢、於牟禮野前、以上意先年被仰付候五貫目玉以

下之大筒遠町放之候、稻富先祖書、

寛永年中に井上外記、稻富喜太夫に、大筒を御はら

せ候儀を被仰付、其時之御鐵砲張は石火矢宗覺、石

火矢石見櫻木又兵衛なり、三貫目筒二挺、五貫目筒

五挺、小石川畑生藏にて張立、按ずるに、前に擧る井上稻

命せられしは寛永十二年、同十七年、喜太夫に命せられしは正保元

年なり、また小石川鹽硝藏とあるは、其地集鴨あたりなり、今詳な

す、成就して後、稻富喜太夫言上仕候而、三貫目之

筒を武藏野に於て是を様す、此様す日天氣曇りた

る故か、又は薬しめりたる故か、町に付さるなり、

其後、又井上外記に被仰付、外記是を様す、其時は

無事故に町に付く、右の次第共を御老中の前にて

外記申さる、事、様々あや有之やらん、喜太夫此事

を意趣に思ひ口論に及ぶ、誤海〇按ずるに、これ正保三年

坂丹波守宅にて和融の宴ありし、酒盃順次の事より、外

記忿怒に堪へずして及傷に及び、外記喜太夫皆死せり、

正保四丁亥年八月朔日、於牟禮野田付四郎兵衛、以

大筒町打、所謂四十町玉目三貫目、自注、玉二十五町

同三貫五百目、自注、玉是は稻富喜太夫以後張置筒

也、依之町間相違云々、十二町同一貫目、同町同一貫

目、右二挺之筒也、玉數五打、獻劇日記

寛文二壬寅年七月、願によりて御鐵砲町打役渡邊長

左衛門に、下總國國府臺に於て大筒の町打を命せら

る、

寛文二壬寅年、二代目御鐵砲町打役渡邊長左衛門

儀、於總州國府臺大筒町場奉願拜借仕、同年七月三

百目玉御筒拜借仕、御入用を以遠近町打被仰付、無

滞相勤申候、渡邊文四郎由緒書、

享保六辛丑年六月廿八日、先年御鐵砲町打役渡邊長

左衛門かたてまつりし御秘事操筒上覽あり、七月十

日、其孫長左衛門に彼筒にて、武藏國西臺、徳丸原にお

いて町打を命せられ、御小納戸頭取見分あり、寛政二年

日また上覽、同三年十一月七日、寛政四壬子年七月、自後此

打試見分等の事、享保度に同じ、寛政四壬子年七月、自後此

地を以て、三百目玉以下大筒稽古の所とせらる、同八

丙辰年九月十二日、御鐵砲方井上左太夫組子を率ゐ

て入子木筒の打様あり、文化六己巳年三月四日、また

町打ありて御目付見分す、町打せし儀は、また

御鐵砲方なるへし、是より先、

文化四丁卯年六月十三日、戸田川において大砲の船

打あり、井上左太夫これを勤む、

享保六辛丑年六月廿八日、四代目御鐵砲町打役渡

邊長左衛門儀、祖父長左衛門差上置候御秘事から

くり筒七挺之内、百目玉、二百目玉御鐵砲、按ずるに、

此事前册

大筒鑄立の條可被遊上覽旨に付罷出候處、於御休息御庭上覽相濟、右からくり筒の内、五十目玉、百目玉御鐵砲に而町打被仰付候旨、御側衆加納遠江守殿被仰渡、同年七月十日、松下專助見分に而、於志村西之臺町打仕候、寛政二庚戌年四月八日、右御祕事からくり御鐵砲可被遊上覽旨被仰出、七代目渡邊長左衛門儀、同月廿八日罷出候處、於御座之間御庭被遊上覽、同三辛亥年十一月七日、右からくり御鐵砲御燻し打被仰付、大久保日向守、吉川一學按ずるに、日向守は御小納戸頭、見分に而、於志村德丸原段々取、一學は御小納戸なり。町打仕、過半相濟候處、不慮之儀に而怪我仕、日向守一學差圖に而町打相止申候、同月十六日、右怪我爲御手當銀二枚被下置候旨、於大久保日向守宅、同人申渡、頂戴仕、十二月四日死去仕候、渡邊文四郎由緒書、

御目付

於相州鎌倉、三百目玉大筒稽古之儀以來相止候、當年より於武州西臺德丸原、年々稽古可仕候、尤三百目玉以上大筒之儀者、是迄之通於鎌倉稽古可被仰付候、德丸原に而者、一ヶ年兩度迄者三百目町打、其外火業稽古可仕候、弟子共召連稽古爲致候儀も、勝手次第たるへく候、右場所假小屋玉見塚諸色入用之道具類者、御入用を以被仰付、傳馬人足并場所に而遣ひ候人足共被下候事に候、其外者自分入用に而可罷越候、且又右場所に而者、三百目玉町打遠業者難成候間、遠業稽古仕度存候ものは、於鎌倉稽古有之年相願可申候、

但、於鎌倉大筒稽古之儀者、是迄之順年に可被仰付候、

右之趣大筒稽古有之向々可被達候、寛政年錄、翁か御目付勤たりし比の事なり、按ずるに、此書は森山翁といふは自武州西之臺德丸原に好地ある事を、定信朝臣平越守守なり、老中松知給ひて、彼所に於て毎年三百目以下の大筒を稽古させらるへき事を思ひ立られて、此事如何侍るへき、御目付評議して決談を奉るへきよし、封書を下されたり、同役十人、西丸よ

り助に來り居たる同役二人、都合十二人、山吹之間に居並ひて評議するに、一番に森川俊尹自注、主膳、年時御目付、年經て越か云出すは、文武の藝術専らに進めらる、時節なれば、尤可然事ながら、畢竟定信朝臣の執政あるよりこそ、末か未まで當時文武の業に身をつくし侍るなれ、元來半はに過て心にも起らぬ修行なれば、時移り事去ては、頓て怠り侍るへきは目の前に云ずして明らかなり、總して大筒といふもの、假初にあつかふ事不叶、年々公の費用を多くかけて、程なく廢すへき事實に無益の事なり、左のみ事多く定め給はん事、しかるへきとも思はずといへば、外十人不殘同意の了簡に決して、此事しかるへからさる由聞え上へきに定る所に、翁一人云、當時補佐の勵令によりて、貴賤ともに文武の藝に進み侍るは、一旦の人情にて、頓て怠り侍るへきは勿論の事なり、しかる間、彌此節人情の赴きたるうち、少しなり共其術を傳へて殘し置、一人なり共御用に立へき者を仕込置たきものなり、依て某におきては、時移りて廢すへきは知れたる事ゆゑに、此節少しも習ひ得へき者の多き様にあり度こそ存れど

いへば、間宮按ずるに、御目付間宮諸左衛門なり。か開て、中々面白き了簡なり、しからは九人は一同の一趣の存寄を申あくへし、足下は一人別意の趣を末に認て呈すへしとて、九人一人一紙の内に、兩端を分て書上たりしに、四五日計有て德丸ヶ原取立られて、諸組望の者共年々願次第、三百目以下の大筒を彼地に於て稽古すへき由被仰出て、師に従ひて行者は、布衣以上の御役人までゆるされてまかりけり、鹽の燒酒、

寛政八丙辰年九月十二日、武州西臺德丸原に入子木筒爲打様、組與力同心召連、御鐵砲方井上左太夫正清罷越、井上家譜、

文化四丁卯年六月十三日、戸田川に而大筒船仕懸様し有之候よし、様的是魯西亞の船に積候板を二町にて打たりしに、半より多く通り、あどは裂候よし、筒は八百目筒之旨、井上氏たまくの工夫ありしとさき、

右戸田川船仕懸は、四五日も稽古有之由、視聽草、文化六己巳年三月三日、御目付廻狀之内、一字右衛門、按ずるに、大筒懸御目付佐野宇右衛門なり。明日德丸原の砲術

通航一覽附錄卷之二十三終

通航一覽第八終

山田安榮
伊藤千可良 校
岩橋小彌太

昭和十五年四月十八日 印刷
昭和十五年四月三十日 發行

八四冊 (通航一覽第七、八奥附)
定價 金參拾六圓也

著者 林 焯

東京市牛込區赤城下町七十七番地

發行者 田邊清太郎

東京市神田區鎌倉町五番地

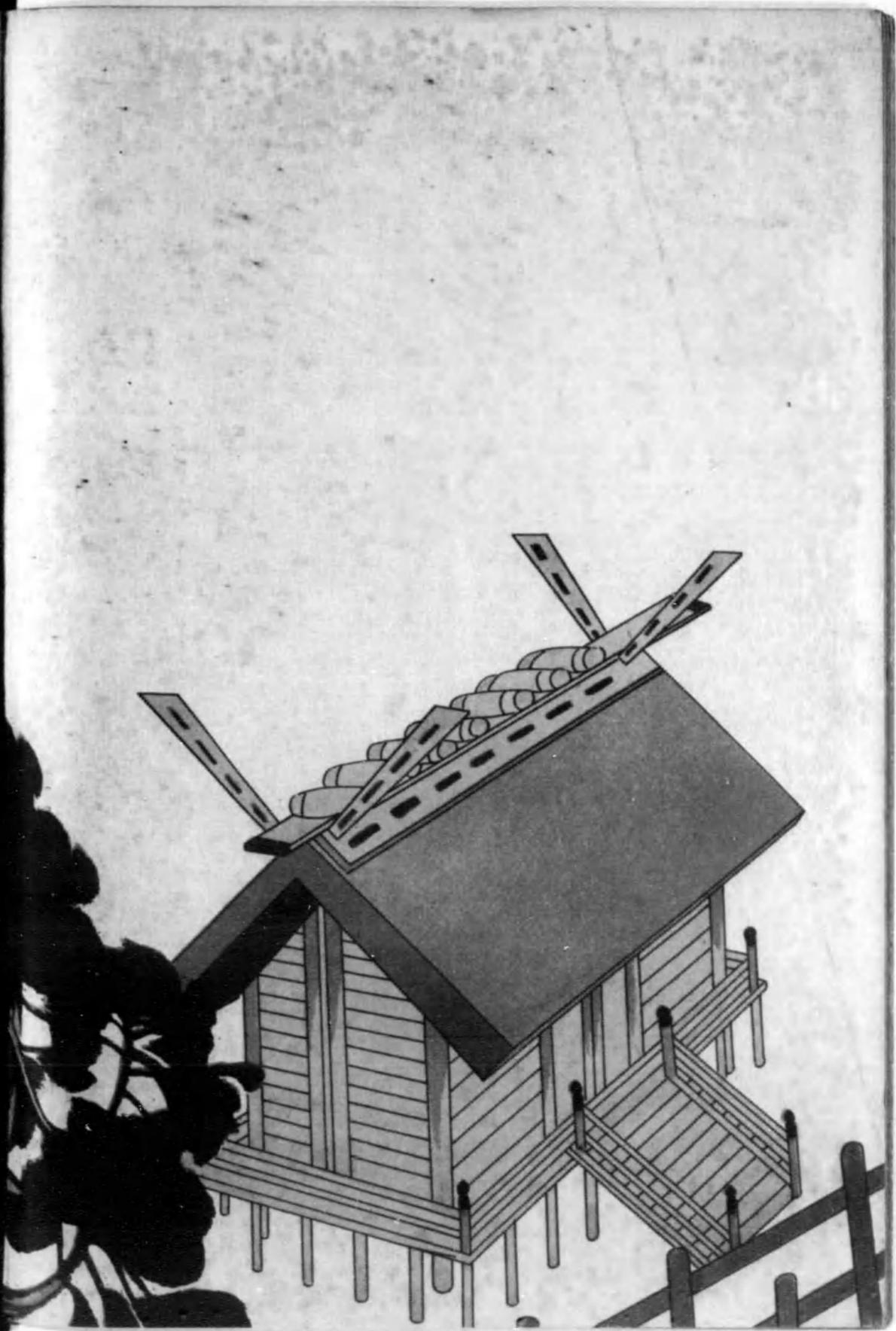
印刷所 東陽印刷株式會社

不許複製

發行所

東京市牛込區赤城下町七十七番地
泰山社

901
13



終

